

計画期間 令和3年度～5年度

よこはま地域包括ケア計画

第8期横浜市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画

POSITIVE AGING

はじめに

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる横浜を目指して～



横浜市は、全国に先駆け、30年前から独自の施設である地域ケアプラザによる地域支援を展開してきました。これまで、身近な福祉・保健の拠点である地域ケアプラザを中心に、介護、医療、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される、横浜型地域包括ケアシステムの構築に力を注いできた、地域包括ケア先進都市です。

第8期となる、このたびの「よこはま地域包括ケア計画」では、「ポジティブ・エイジング」を基本目標に掲げました。横浜市では、2025年に団塊の世代の方々が75歳を迎え、市民の皆様の4人に1人が高齢者となります。2040年には、85歳以上の人口が急速に増加し、介護、医療、リハビリ、生活支援などのニーズがさらに増大します。2025年、そして2040年に向けて、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様を尊重し、その方らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指していく。本計画は、そのための道しるべとなるものです。

横浜市は、今後とも医療・福祉関係者、事業者、NPO法人、ボランティアの皆様と手を携え、高齢者をはじめ、子どもや障害のある方など全ての市民の皆様が、地域で共に支えあう「地域共生社会」の実現に、力を尽くしてまいります。

本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案を頂戴しました、横浜市介護保険運営協議会の皆様をはじめ、市民・事業者の皆様、関係団体の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和3年3月

横浜市長 林 文子

目 次

第1部 計画の考え方	1
第1章 よこはま地域包括ケア計画の趣旨	2
1. 計画の位置付け	2
2. 計画の期間	3
3. 地域包括ケアシステムの目的	3
4. 計画の策定・推進体制	3
5. 計画の評価・点検	4
第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況	5
1. 統計データから見る横浜市の高齢者の状況	5
(1) 総人口と高齢者人口	5
(2) 「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」のこれから	6
(3) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯	7
(4) 認知症高齢者	7
(5) 要支援・要介護認定者の状況	8
(6) 介護保険サービス利用者の状況	9
2. 高齢者や介護事業者へのアンケート調査の結果	10
3. 第7期計画における取組の成果と今後の課題	12
第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	14
1. 横浜型地域包括ケアシステムの目的	14
2. 横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～	16
(1) 2025年の目指す将来像	16
(2) 2040年に向けて	17
3. 第8期計画の基本目標と施策体系	18
 第2部 計画の具体的な展開	 21
第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	22
I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して	22
1. 介護予防・健康づくり	24
(1) 介護予防の取組推進	24
(2) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり	27
2. 社会参加	29
(1) 高齢者が活躍できる場（通いの場等）の推進	29
(2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供	30
(3) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加	31
(4) シニアの生きがい創出	32
(5) スポーツ活動・健康づくりを通じた、明るく活力のある長寿社会づくりの推進	34
3. 生活支援	36

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して	40
1. 在宅介護・リハビリテーション	42
2. 在宅医療・看護	49
(1) 医療・介護連携の強化	49
(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成	50
(3) 在宅医療の普及・啓発	51
(4) 医療につながるための支援	52
3. 保健・福祉	53
(1) 地域ケアプラザの機能強化	53
(2) 高齢者の権利擁護	55
(3) 地域で見守り合う体制づくり	57
(4) 介護者に対する支援	59
4. 医療・介護・保健福祉の連携	60
 III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して	62
1. 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給	64
(1) 施設や住まいの整備	64
(2) 高齢者向け住まいの整備・供給促進	67
(3) 安心して住み続けられる環境の整備	68
(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援	69
2. 相談体制・情報提供の充実	72
 IV 安心の介護を提供するために	74
1. 新たな介護人材の確保	76
2. 介護人材の定着支援	78
3. 専門性の向上	79
 V 地域包括ケア実現のために	82
1. 高齢期の暮らしについて、準備・行動できる市民を増やすために	83
2. 高齢者にやさしい安心のまちづくり・I C Tを活用した環境整備	86
3. 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上	88
(1) 介護給付適正化の推進【介護給付適正化計画】	88
(2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査	89
4. 高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報、情報提供	90
5. 苦情相談体制の充実	91
 VI 自然災害・感染症対策	92
1. 緊急時に備えた体制整備・物資調達	92
2. 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発	94

第2章 認知症施策推進計画の施策の展開	96
1. 正しい知識・理解の普及	98
(1) 認知症に関する理解促進	98
(2) 相談先の周知.....	99
(3) 認知症の本人からの発信支援.....	100
2. 予防・社会参加.....	101
(1) 健康づくり、介護予防	101
(2) 地域活動、社会参加	102
3. 医療・介護.....	103
(1) 早期発見・早期対応	103
(2) 医療体制の整備.....	104
(3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進	104
(4) 介護サービス基盤整備、介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進	105
4. 認知症の人の権利	106
(1) 自己決定支援.....	106
(2) 権利擁護	106
(3) 虐待防止	107
5. 認知症に理解ある共生社会の実現	108
(1) 認知症バリアフリーのまちづくり	108
(2) 見守り体制づくり	108
(3) 介護者支援の充実	109
(4) 若年性認知症の人への支援	109

第3部 介護サービス量の見込み・保険料の設定	111
第1章 被保険者数等の見込み	112
1. 被保険者数の見込み	112
2. 要支援・要介護認定者数の見込み	113
3. 介護サービス利用者等の見込み	114
第2章 介護給付費等の見込み	115
1. 介護保険給付サービスの見込量	115
(1) 在宅サービス	115
(2) 地域密着型サービス	116
(3) 施設サービス	116
2. 地域支援事業の見込量	117
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	117
(2) 包括的支援事業	118
(3) 任意事業	118
3. 介護保険給付費等総額	119
4. 地域支援事業費	120

5. 介護保険事業に係る財源	121
(1) 保険給付費の財源	121
(2) 地域支援事業の財源	121
第3章 第1号被保険者の保険料基準額	122
1. 第1号被保険者保険料	122
2. 保険料負担割合等の考え方	122
第4章 介護保険サービス利用者負担の軽減	124
1. 施設サービスの部屋代（居住費・滞在費）・食費の負担軽減	124
(1) 特定入所者介護サービス費（補足給付）	124
(2) 特定減額措置	124
2. 高額介護サービス費等	125
(1) 高額介護サービス費等	125
(2) 高額医療・高額介護合算制度	125
3. その他の利用者負担軽減	126
(1) 社会福祉法人による利用者負担軽減事業への助成	126
(2) 介護サービス自己負担助成（本市独自事業）	126
第5章 令和7年度及び令和22年度の見込み	127

第4部 資料編	129
1. 横浜市のこれまでの取組と介護保険制度等の主な改正内容	130
2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組	134
3. 日常生活圏域一覧表（令和3年4月1日設定）	154
4. 市域及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数	164
(1) 市域における必要利用定員総数	164
(2) 日常生活圏域ごとの必要利用定員総数	164
5. 医療と介護の一体的な体制整備について	170
(1) 医療と介護の一体的な体制整備に係る調整	170
(2) 追加的需要の見込みに対する第8期計画上の対応	170
6. 令和元年度横浜市高齢者実態調査の概要	171
(1) 調査目的	171
(2) 調査期間	171
(3) 調査の種類及び対象者数	171
(4) 調査の実施目的・調査内容	172
(5) 調査の対象者、回収状況	176
7. 第8期計画素案に対する市民意見の状況	178
(1) 実施概要	178
(2) 実施結果	178
8. 横浜市介護保険運営協議会	180
(1) 横浜市介護保険運営協議会委員名簿	180
(2) 横浜市介護保険運営協議会の開催実績及び審議内容について	181
9. 用語集	182

第1部 計画の考え方

第1章 よこはま地域包括ケア計画の趣旨

1. 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体なものとして策定する、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また「認知症施策推進計画」は、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら3つの計画を合わせて「よこはま地域包括ケア計画」として位置付けています。

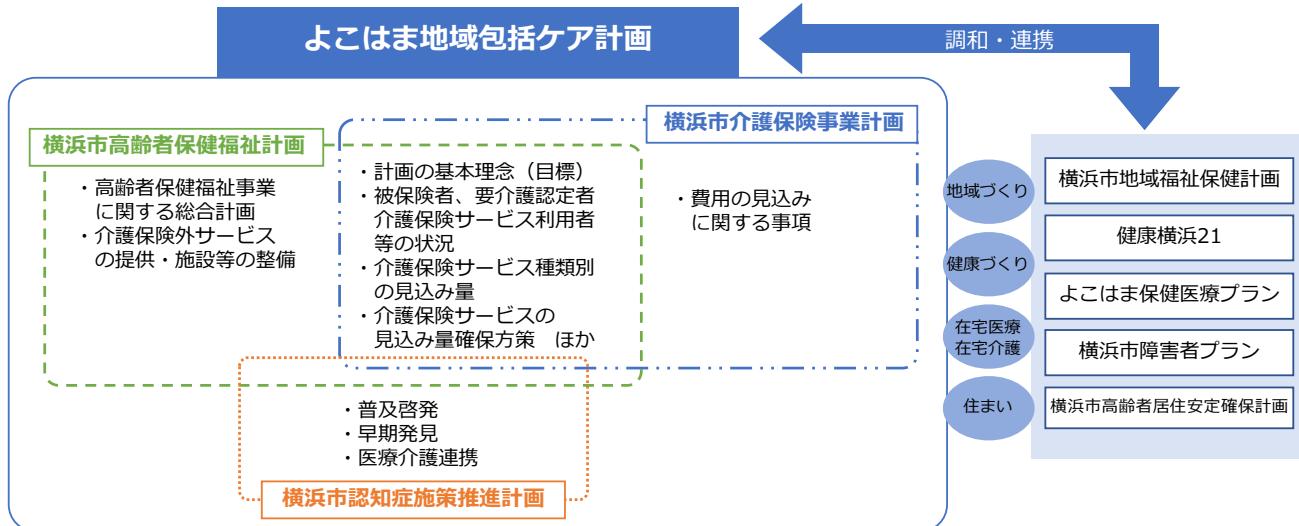
本計画は、第7期計画（平成30年度～令和2年度）の終了に伴い、新たに第8期計画（令和3年度～5年度）を策定したものです。

横浜市では、第6期計画から「よこはま地域包括ケア計画」を、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的に進めていくための計画として位置付け、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けた施策や取組を進めてきました。本計画では、2025年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で構築を進める横浜型地域包括ケアシステムは、65歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域づくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働の下に構築を進めていきます。

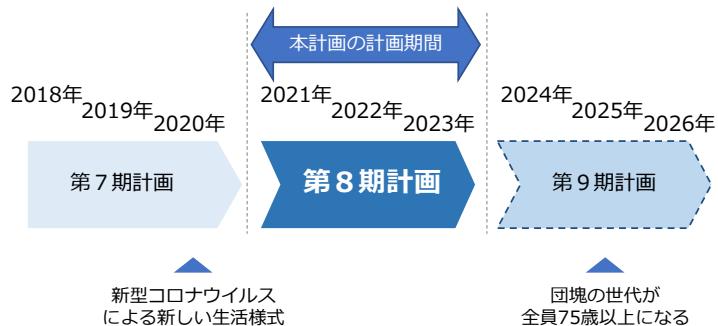
< よこはま地域包括ケア計画と他の計画の関係 >



2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

計画は3年ごとに見直しを行うことから、令和2年度（2020年度）に第7期計画の見直しを行いました。



3. 地域包括ケアシステムの目的

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目指し、全国各地で構築が進められています。



参考：厚生労働省資料

《日常生活圏域の設定》

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して定めています。横浜市では、おおむね中学校区（人口規模2～3万人）を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として148か所設定しています。

4. 計画の策定・推進体制

本計画は、府内の関係区局による体制を基盤に、被保険者の代表や学識経験者、保健・医療・福祉関係者による介護保険運営協議会等を設置して、多様な参加者による知見や意見を踏まえて策定・推進しています。

名称	目的	構成メンバー
横浜市 介護保険運営協議会	市民及び関係者から幅広い御意見を頂き、介護保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・学識経験者 ・保健、医療、福祉関係者
地域包括ケア 推進課長会	関係区局間で、地域包括ケアシステムの構築や計画の策定・推進にかかる課題・取組を検討し、協議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・府内関係部署
第8期計画策定 検討プロジェクト	第8期計画策定において重点的に検討するテーマを設定し、テーマごとに課題・取組を検討し、協議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉所管部署 ・医療福祉所管部署

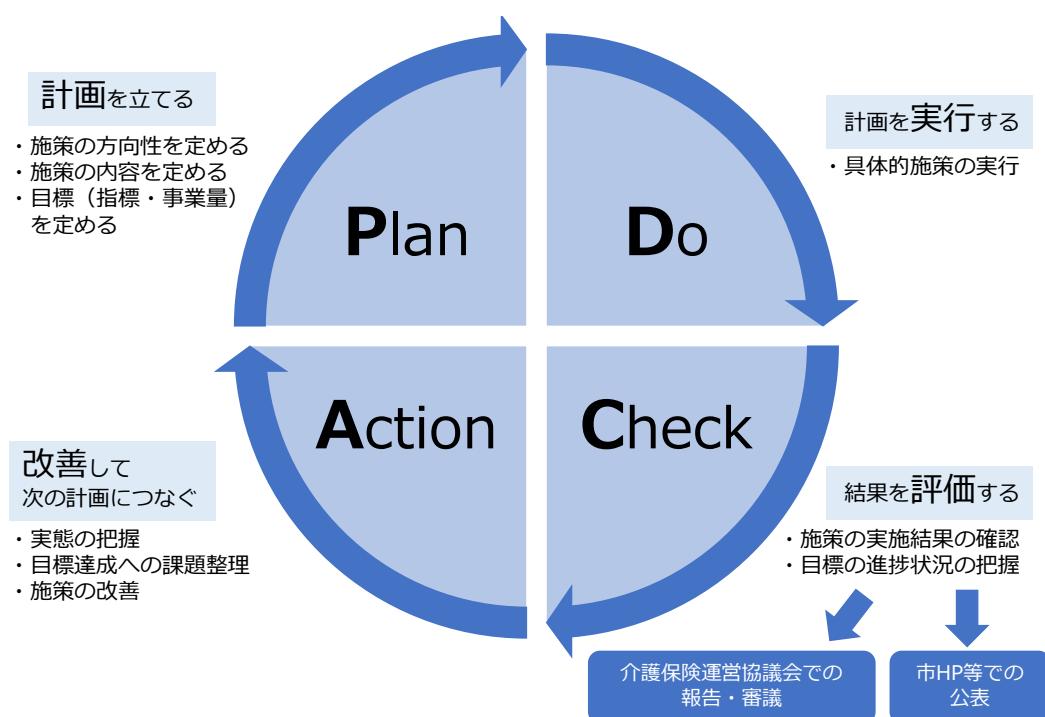
第1部 計画の考え方

5. 計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利用状況について、令和3年度から令和5年度の3年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、P D C Aサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況を評価するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。



介護保険制度の歴史

2000年…『介護保険制度のスタート』

(平成12年) 自治体主体の措置制度から、利用者である国民の保険料を基盤とした、
自立支援・利用者本位・社会保険式の仕組みとなる。

2006年…『介護予防の強化』

(平成18年) 地域支援事業や地域包括支援センターの創設など、要支援者を中心とした
介護予防に向けた制度・体制が強化される。

2012年…『地域包括ケアシステムの義務化』

(平成24年) 地域包括ケアシステムの構築が、介護保険制度で義務化される。

2015年…『地域包括ケアシステムの構築推進』

(平成27年) 2025年に向けて、地域ケア会議や介護予防・日常生活支援総合事業、
在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業などの新事業が開始される。

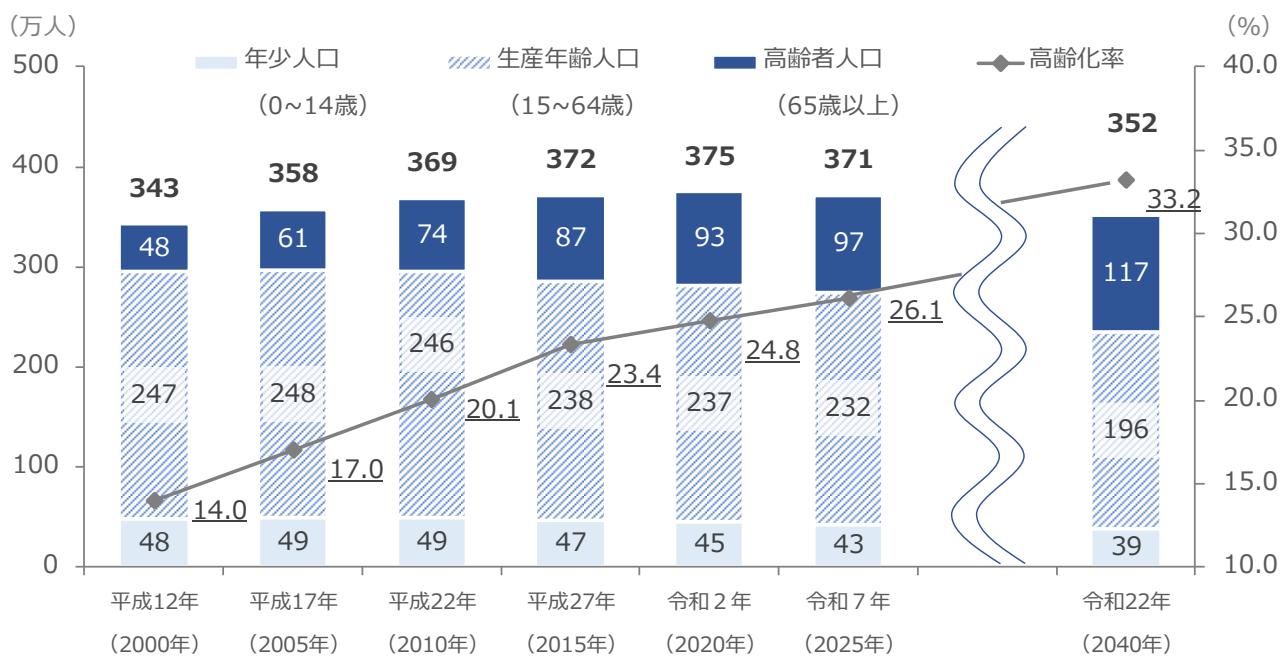
第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

1. 統計データから見る横浜市の高齢者の状況

(1) 総人口と高齢者人口

横浜市の総人口は増加傾向で推移してきており、令和2年時点で約375万人となっていますが、今後は減少に転じ、令和7年には約371万人、令和22年には約352万人となる見込みです。

一方で、65歳以上の高齢者人口は令和22年にかけて増加し続け、令和2年の高齢化率24.8%が、令和22年には33.2%となり「3人に1人が高齢者」となる見込みとなっています。



※平成12年～平成27年：国勢調査（総務省）

令和2年：国勢調査結果を基にした推計人口（横浜市 ※R2年1月1日現在）

令和7年～令和22年：平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）

第1部 計画の考え方

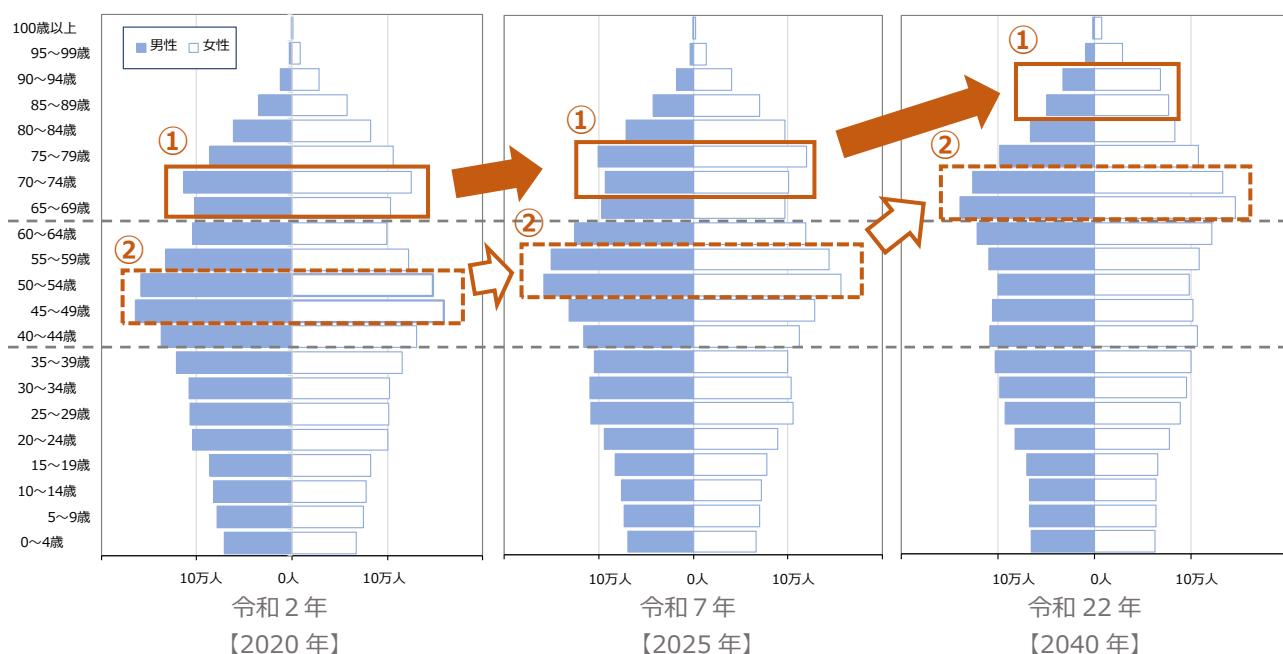
(2) 「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」のこれから

2020年時点で65歳から74歳のいわゆる「前期高齢者」は約44万人となっており、団塊の世代に該当する世代が含まれています。団塊の世代は2025年には全員が75歳以上のいわゆる「後期高齢者」となり、日常の生活を継続するために医療や介護などの支援や手助けが必要になる年齢になってきます。また、2040年には「前期高齢者」の全員が85歳以上となり、加齢に伴う心身の衰えや、認知症高齢者の増加が予想され、医療・介護の必要性がますます高まります。

(下図①)

さらに、45歳から54歳の団塊ジュニアを含む世代は2020年時点で約62万人となっており、市内全体でも人口数が多い世代となっています。これらの世代が2040年には65歳以上となり、仕事で培った経験・スキルを生かして、地域社会の担い手として活躍することが期待されます。

(下図②)



団塊の世代・団塊ジュニア世代

「団塊の世代」とは

昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に生まれた、第一次ベビーブーム世代を含む世代。

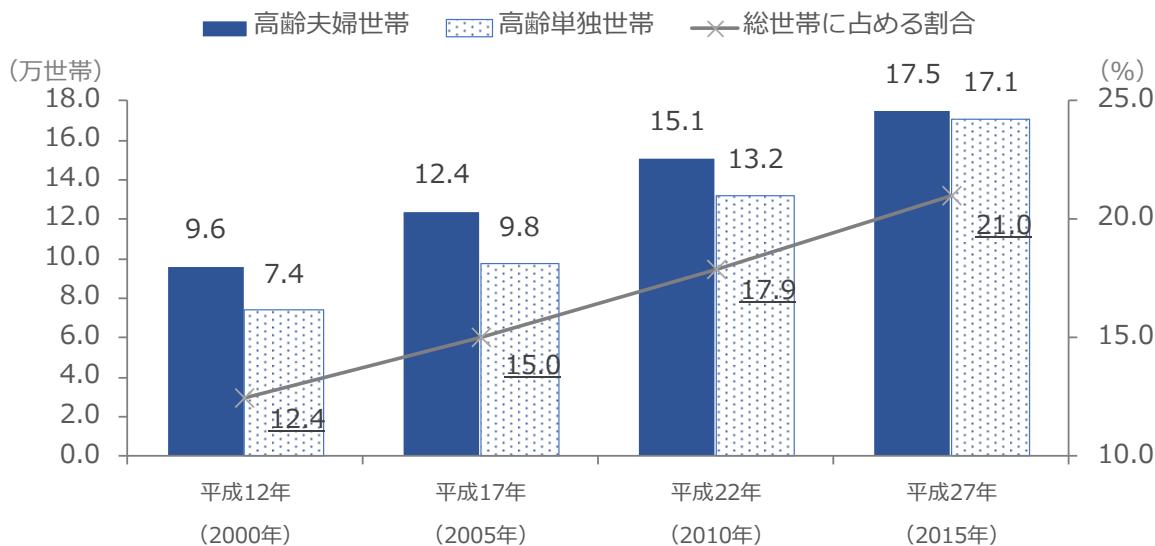
「団塊ジュニア世代」とは

昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年）に生まれた、第二次ベビーブーム世代を含む世代。

(3) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯

高齢者数の増加に伴い「高齢夫婦世帯」及び「高齢単独世帯」も大幅に増加しています。

平成12年と比較して、平成27年では、高齢夫婦世帯は約1.8倍、高齢単独世帯は約2.3倍となっており、総世帯に占める高齢夫婦世帯と高齢者単独世帯は、平成12年には12.4%であったのに対して、平成27年には21.0%となっています。



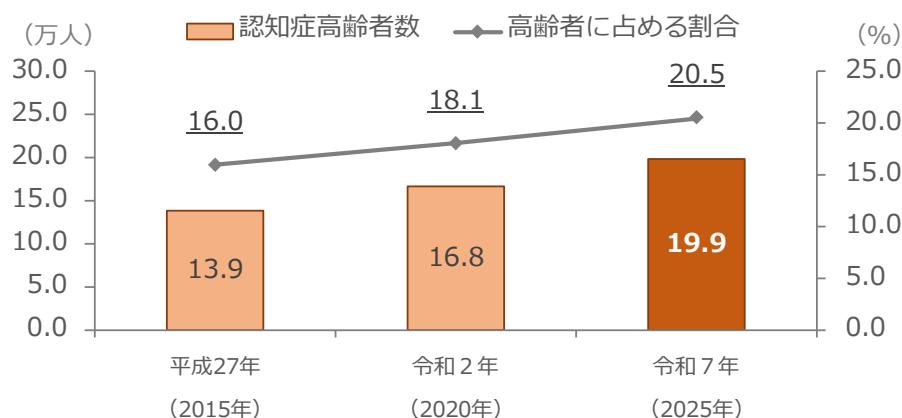
※国勢調査の「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯のこと

【出典：国勢調査（総務省）】

(4) 認知症高齢者

横浜市の認知症高齢者数は、平成27年は約13.9万人で、65歳以上の高齢者に占める割合は16.0%でした。

平成27年からの10年間で約1.4倍の増加が見込まれており、令和7年には約19.9万人となる見込みです。高齢者に占める割合は20.5%まで増加し、高齢者の5人に1人が認知症高齢者となることが予想されています。



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学二宮教授)の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

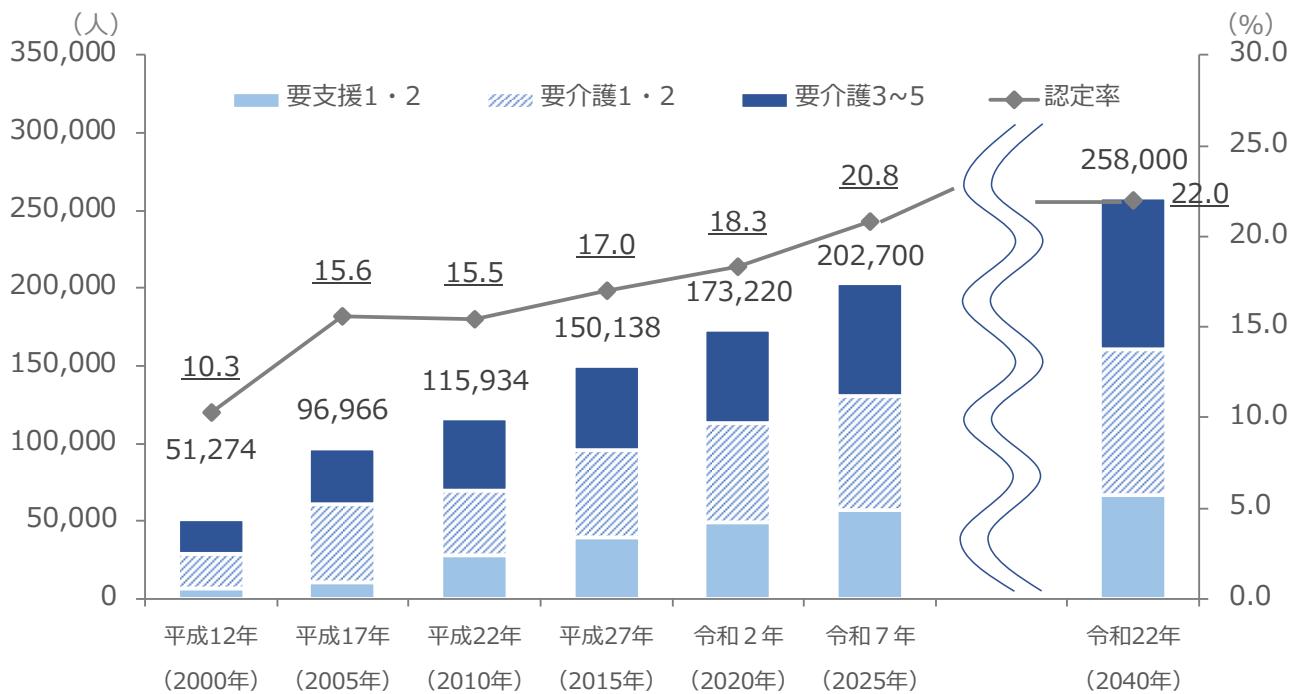
※平成27年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出

第1部 計画の考え方

(5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定を受けている認定者数は、令和2年で17万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

第1号被保険者に占める認定率は、令和2年で18.3%となっており、令和7年には20.8%に上昇する見込みです。



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要支援1・2 構成比 (%)	6,479 12.6	10,149 10.5	28,098 24.2	39,098 26.0	49,378 28.5	56,600 27.9	67,000 26.0
要介護1・2 構成比 (%)	22,864 44.6	50,563 52.1	41,322 35.6	56,544 37.7	63,406 36.6	73,800 36.4	93,600 36.3
要介護3～5 構成比 (%)	21,931 42.8	36,254 37.4	46,514 40.1	54,496 36.3	60,436 34.9	72,300 35.7	97,400 37.8
認定者数 (合計)	51,274	96,966	115,934	150,138	173,220	202,700	258,000
うち第1号被保険者数	48,938	92,800	112,275	146,401	169,341	198,700	254,800
第1号被保険者数 (全体)	475,905	596,269	726,619	860,330	925,125	954,300	1,158,200
認定率 (%)	10.3	15.6	15.5	17.0	18.3	20.8	22.0

※認定率は、第1号被保険者数(全体)に占める、第1号被保険者の認定者数の割合

※要支援は、平成18年度より要支援1と2での区分を開始(平成12・17年度は「要支援」のみの区分)

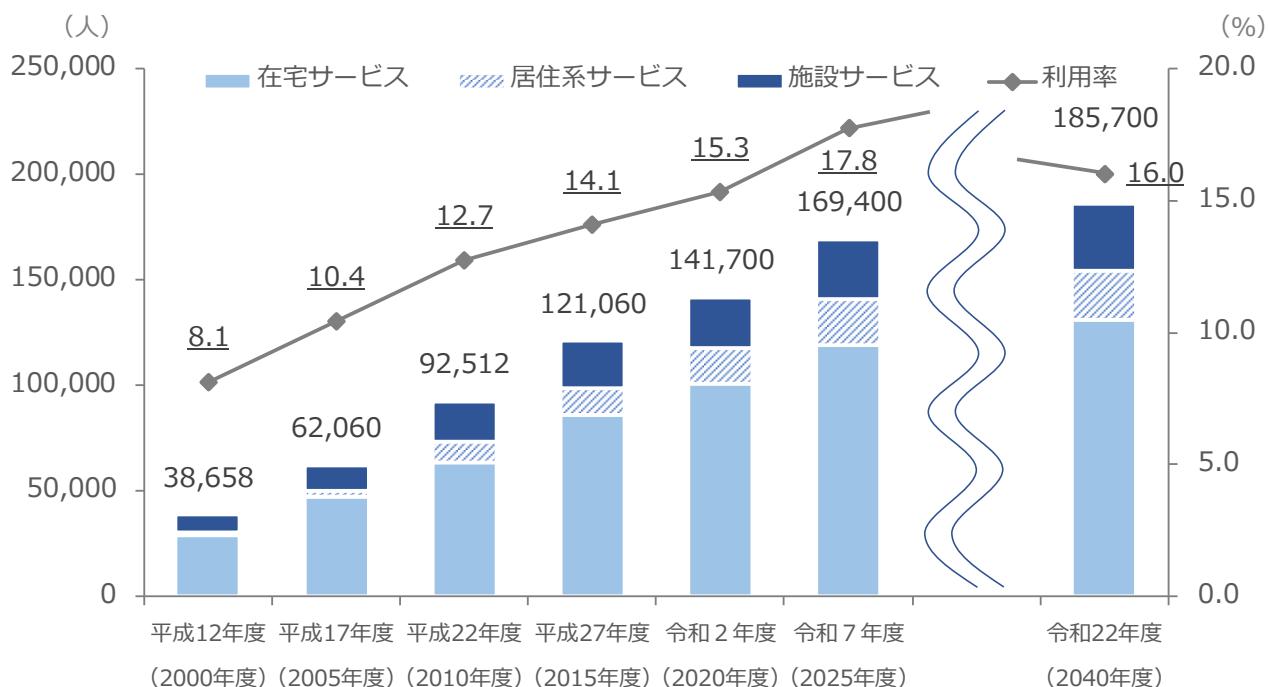
※要支援・要介護認定者数および第1号被保険者数は、令和2年までは実績値、令和7・22年は推計値
(横浜市:各年9月末時点)

※端数処理を行っているため、構成比等の割合は、合計が一致しないことがある

(6) 介護保険サービス利用者の状況

介護保険サービスの利用者数は、令和2年度で14万人を超えており、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

第1号被保険者に占める利用率は、令和2年度で15.3%となっており、令和7年度には17.8%に上昇する見込みです。



	平成12年度 (2000年度)	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
在宅サービス利用者数 構成比 (%)	29,252 75.7	47,503 76.5	63,402 68.5	86,077 71.1	100,800 71.1	119,500 70.5	131,000 70.5
居住系サービス利用者数 構成比 (%)	845 2.2	2,302 3.7	9,782 10.6	12,832 10.6	16,700 11.8	21,400 12.6	23,600 12.7
施設サービス利用者数 構成比 (%)	8,561 22.1	12,255 19.7	19,328 20.9	22,151 18.3	24,200 17.1	28,400 16.8	31,200 16.8
利用者数（合計）	38,658	62,060	92,512	121,060	141,700	169,400	185,700
利用率 (%)	8.1	10.4	12.7	14.1	15.3	17.8	16.0

※「在宅サービス」は、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（地域支援事業移行分）の月次に基づく平均利用者数

※「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の月次に基づく平均利用者数

※「施設サービス」は、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の月次に基づく平均利用者数

※利用率は、利用者数（合計）の第1号被保険者数（全体）に占める割合

※平成27年度までは実績値、令和2年度は実績見込み値、令和7・22年度は推計値

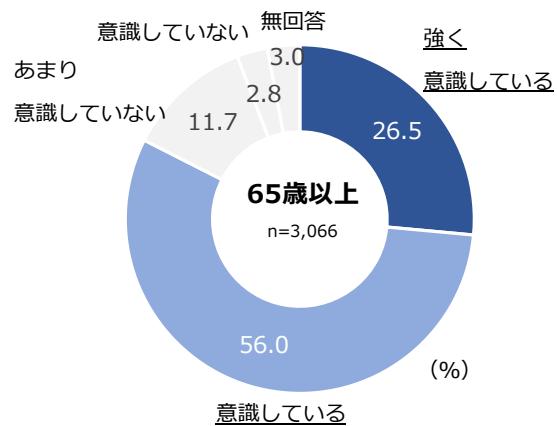
※端数処理を行っているため、合計が一致しないことがある

2. 高齢者や介護事業者へのアンケート調査の結果

生活の一部に介護予防を意識した活動

要支援・要介護認定を受けていない、元気な65歳以上の高齢者の82.5%が、日頃から介護予防を意識した生活を送っています。

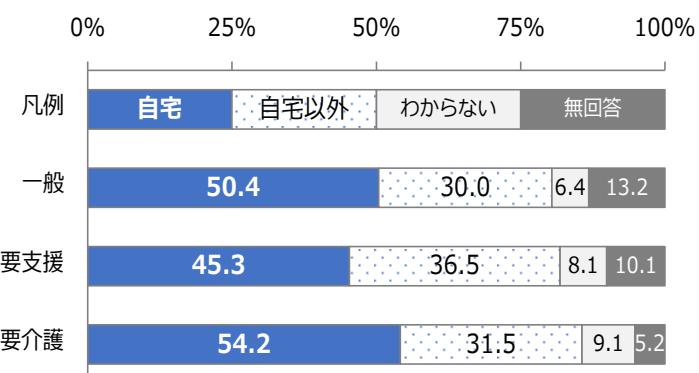
加齢に伴う心身の衰えはどなたにも訪れるため、日頃から生活に無理のない範囲で、身体機能の維持や、心の健康チェック、医師や専門家による定期的な診断を受けることで、健康的な生活を継続することができます。



介護が必要になっても自宅で生活するために

介護が必要になった場合の暮らし方について「自宅」での生活を希望する高齢者は、元気な高齢者だけでなく、要支援・要介護認定を受けている高齢者においても半数程度を占めています。

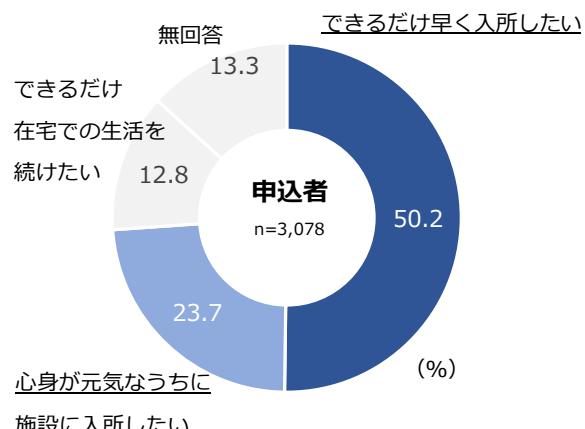
在宅サービス等の福祉的サービスや、家族や地域の支援・手助けなど、様々な生活支援の選択肢の中から、高齢者一人ひとりに適した暮らし方を実現できる環境づくりが大切です。



施設入所を希望する高齢者への対応

特別養護老人ホームに入所申込をしている高齢者の施設入所に対する考えは「できるだけ早く入所したい」という希望が50.2%となっており、「できるだけ在宅での生活を続けたい」(12.8%)という希望を大きく上回っています。

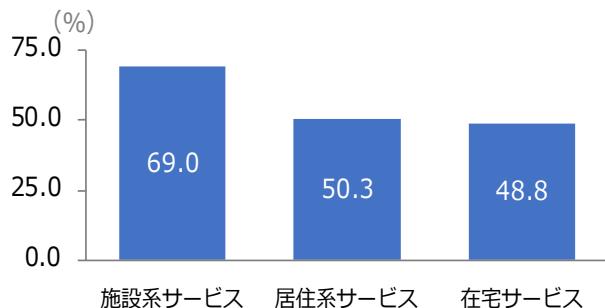
施設入所を強く希望する高齢者の住まいの場の確保についても、並行して取り組むことが必要になります。



事業所における介護人材の不足感

市内の各介護サービス事業所の職員の不足について「大いに不足」、「不足」、「やや不足」と回答した割合は、特に施設系サービス（特別養護老人ホームや介護老人保健施設）において高くなっています。

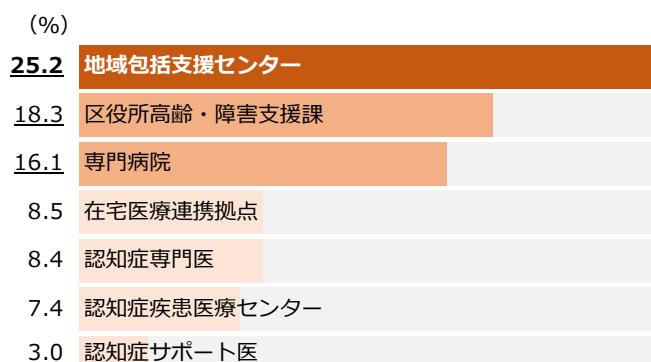
また、居住系サービスや在宅サービスの事業所においても、半数の事業所で職員の不足が課題となっています。



認知症医療機関の診療以外の相談先

認知症医療機関の診療以外での認知症の人に関する相談先として「地域包括支援センター」と回答した割合が最も高く、次いで「区役所高齢・障害支援課」となっています。

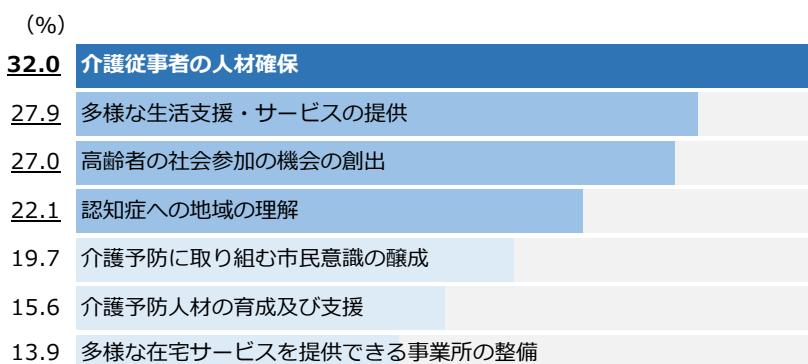
今後、認知症高齢者数が増加すると見込まれていることを踏まえ、認知症の人に対するケア・支援として、地域の医療機関と介護施設、市・区役所における連携の更なる充実が必要になります。



地域包括ケアシステムの構築に向けた課題

横浜型地域包括ケアの中核を担う地域ケアプラザが、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題としているものは「介護従事者的人材確保」が最も高くなっています。

また「多様な生活支援・サービスの提供」や「高齢者の社会参加の機会の創出」、「認知症への地域の理解」など、介護福祉サービスに限らない高齢者の生活を支える多角的な取組が必要になります。



第1部 計画の考え方

3. 第7期計画における取組の成果と今後の課題

横浜市では第7期計画（平成30年度～令和2年度）において、横浜型地域包括ケアの充実に向けて、次の6つの施策に取り組んできました。各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下のとおりです。※施策V・VIは指標未設定

【指標の達成状況について】

達成状況（★）は、目標値に対する計画策定時から令和元年度末までの達成状況により以下の基準で評価しています。

★★★★★	目標値以上の達成（100%以上）	★★	達成度が25%以上
★★★★	達成度が75%以上	★	達成度が0%以上
★★★	達成度が50%以上	△	計画時よりも低い

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
ウォーキングポイント「あと1,000歩、歩く」の割合	41.0% (平成29年度値)	44.0%	35.0%	△
地域の介護予防活動参加者数	25,458人 (平成28年度値)	30,000人	41,392人	★★★★★
地域活動やボランティア活動への高齢者の参加増				
ボランティア参加者の割合	15.5% (平成28年度値)	18.0%	15.6%	★
スポーツの会参加者の割合	30.1% (平成28年度値)	33.0%	32.9%	★★★★
趣味の会参加者の割合	39.3% (平成28年度値)	42.0%	38.6%	△

【主な成果✿と課題◆】

- ✿ 元気づくりステーションや地域の介護予防グループ等の拡充により、介護予防に取り組む地域づくりが進んでいます。
- ◆ 地域活動の担い手の高齢化が進み、活動を継続・発展させるための支援の充実が必要です。また、40～64歳の世代に対する健康づくりや地域活動等の社会参加に向け、各事業が連動した情報提供や動機付けが必要です。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
横浜市内での在宅看取り率	18.9% (平成27年度値)	26.4%	23.9%	★★★
横浜市内での地域ケア会議開催回数	587回 (平成28年度値)	659回	418回	△

【主な成果✿と課題◆】

- ✿ エンディングノート、もしも手帳、看取り期の在宅療養サポートマップ等の作成や講演会等を通じて自分らしい暮らしを考えるきっかけを作る等、高齢者の意思決定支援を実施しました。18区の在宅医療連携拠点による、在宅医療と介護の相談支援の充実のほか、入退院サポートマップや脳血管疾患ケアサポートガイドの作成、人材育成研修等を通じて医療と介護の連携を促進しました。
- ◆ 地域の課題解決に向けた連携の場としての地域ケア会議の活用を更に進めていく必要があります。在宅医療と介護に関わる人材育成の強化のために、関係者向けの研修機会等を更に充実させる必要があります。

III 認知症にやさしい地域を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
認知症サポーター養成講座受講者数（市民向け）	222,300人 (平成28年度値)	339,300人	333,247人	★★★★★
認知症対応力向上研修受講者数（医療関係者向け）	1,669人 (平成28年度値)	3,500人	2,918人	★★★★

【主な成果◆と課題◆】

- ✿ 認知症サポーター養成講座の受講者数が増えるなど、理解者・支援者となる方が増えています。認知症初期集中支援チームを18区に設置し、相談体制を充実させるとともに、もの忘れ検診のモデル実施や見守りシールの導入など、認知症の予防と共生に向けた取組が進んでいます。
- ◆ 認知症サポーターが活動につながるための研修や取組が必要です。また、若い世代や企業等への認知症理解の向上や基本的知識の習得に向けた啓発活動が必要です。さらに、認知症初期集中支援チームの対応力の向上や医療・介護の専門職における認知症に対する理解促進と権利擁護の推進が必要です。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホーム入居者の平均待機月数	12か月 (平成28年度値)	12か月	11か月	★★★★★
市内の高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.2% (平成28年度値)	4.0% (令和8年度目標)	3.5%	★★★★★

【主な成果◆と課題◆】

- ✿ 特別養護老人ホームや特定施設など計画どおりに整備を完了したことで、高齢期の住まい方に多くの選択肢を増やすことができました。
- ◆ 市民の住まいや介護施設に対するニーズの増加・多様化への対応、高齢者施設・住まいの相談センターの認知度向上と利用促進、施設サービスの質の向上が必要です。

V 安心の介護を提供するために

【主な成果◆と課題◆】

- ✿ 資格取得、就労支援、住宅確保などの一体的な支援体制を整備しました。また、ベトナム、中国などの学校と介護分野における連携協定を締結し、外国人材の活用に向けた受け入れ促進を図りました。
- ◆ コロナ禍により海外からの介護人材の受け入れが停滞しているため、今後、入国制限が解除された場合には速やかな対応が必要です。また、介護人材の質と量のバランスを踏まえた確保策の検討や既存人材のスキルアップのための研修等の充実も必要です。

VI 地域包括ケアの実現のために

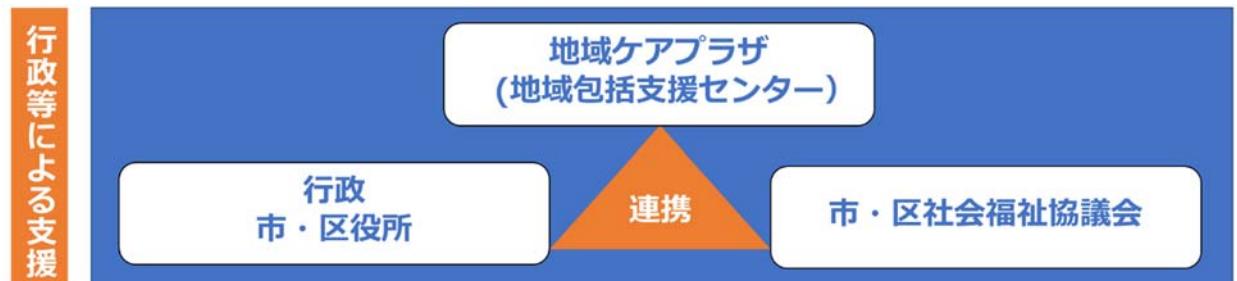
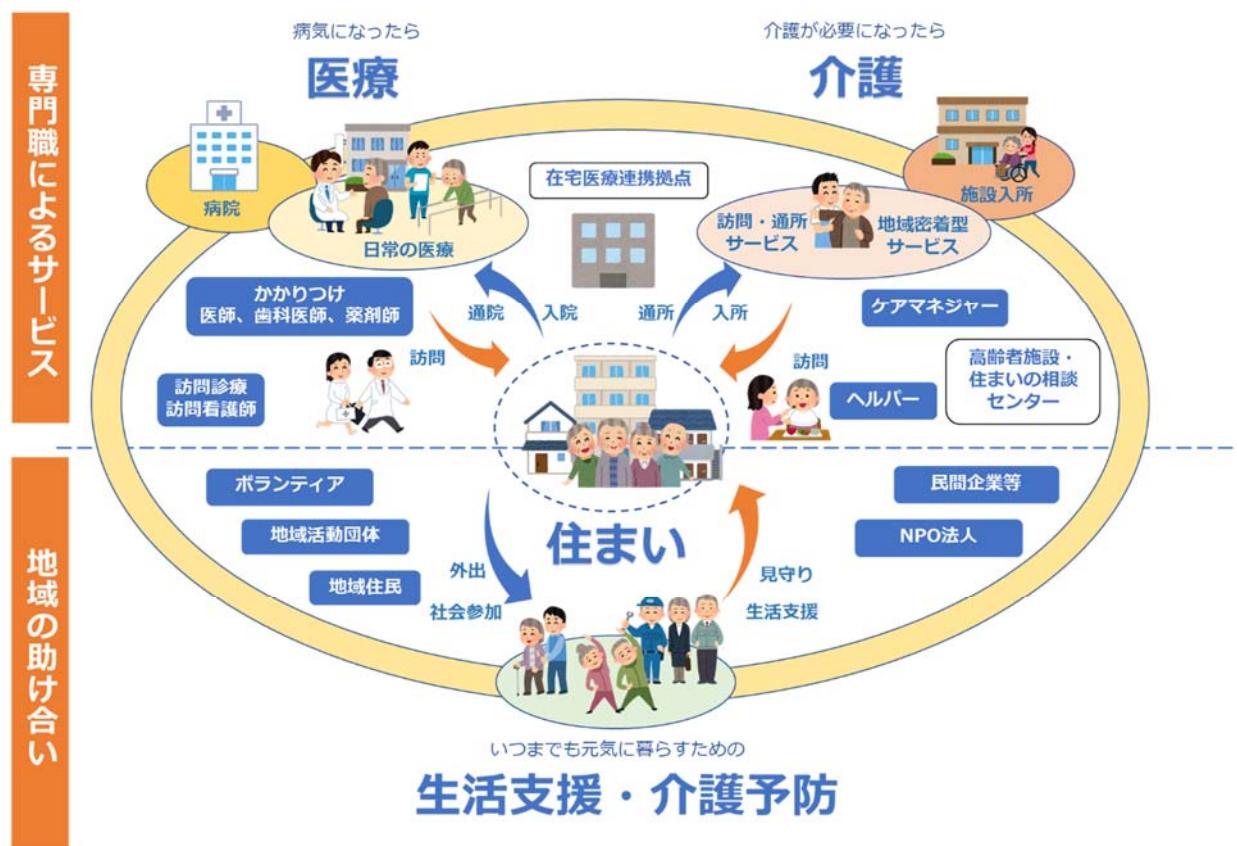
【主な成果◆と課題◆】

- ✿ 医療・介護統合データベースを構築し、日常生活圏域の地域分析や共同研究事業を進めました。
- ◆ 介護施設での業務の効率化やより効果的な情報発信のためにICT等を活用する必要があります。

第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

1. 横浜型地域包括ケアシステムの目的

横浜市では、市全体で地域包括ケアシステムの目標を定めるとともに、18区の各区域や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。



横浜型地域包括ケアシステムとは

横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のこと

取組1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

取組2

活発な市民活動と協働します

取組3

「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

取組4

医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

取組5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます



横浜市の強み

地域の身近な福祉保健の拠点 地域ケアプラザ

横浜市では、独自の施設である地域ケアプラザを「地域の身近な福祉保健の拠点」として、おおむね中学校区を目安に1か所設置しています。高齢者だけでなく、子どもや障害のある人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を行っています。また、地域及び行政と連携して、地域の中で孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげています。

地域ケアプラザには、高齢者に関する相談・支援等を総合的に行う「地域包括支援センター」が設置されており、地域包括支援センターの福祉・保健の専門職（保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）と、生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーターが連携して、地域の特性に応じたきめ細かな取組を行っています。

地域ケアプラザを中心とした地域の力を生かした取組が、横浜型地域包括ケアシステムの強みです。

地域ケアプラザ

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成
- ・居宅介護支援事業
- ・高齢者デイサービス等（一部を除く）

地域包括支援センター※1

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職種

- 所長
- 保健師等
- 社会福祉士
- 主任ケアマネジャー
- 生活支援コーディネーター
- 地域活動交流コーディネーターなど

地域包括
支援センター



※1 地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。



横浜市の強み

地域福祉保健計画を基盤とした活発な地域活動

横浜市では、制度改革や社会情勢の流れに合わせ、地域づくりを念頭においていた様々な取組を進めてきました。地域福祉保健計画では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的とし、市計画・区計画・地区別計画を策定しています。

これらの計画の下、地域では様々な活動が活発に行われています。また、各地区の活動を支援する「地区別支援チーム」の編成などにより、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の3者の連携が図られています。

2. 横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～

(1) 2025年目の目指す将来像

- 地域で支え合いながら、
- 介護・医療が必要になっても安心して生活でき、
- 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

ポイント1

＜地域で支え合い＞を実現するための地域づくり

- 自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、N P O 法人、社会福祉法人、介護事業所及び民間企業など、地域の多様な主体がそれぞれの得意分野・強みを生かしながら、地域の課題解決に関わることができる仕組みづくりを地域ごとに進めます。
- 地域の助け合いの取組を、地域福祉保健計画の策定・推進により築いてきた、地域との信頼関係や活発な市民活動という横浜の財産を生かし、協働しながら進めていきます。
- 「支える側」、「支えられる側」といった垣根を越え、高齢者をはじめ、子どもや障害のある人など全ての市民が生きがいや役割を持って社会参加し、支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

ポイント2

＜介護・医療が必要になっても安心して生活＞するためのサービスの充実

- 医療ニーズを抱えながら在宅生活を送る要介護者など、より複合的な生活課題を抱えた高齢者の増加が見込まれます。一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援が行えるよう「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の専門職や事業所が連携した一体的なサービスの提供体制を充実していきます。
- 持続可能な介護保険制度となるよう、介護人材の確保や I C T の活用等による業務の効率化に向けた取組を着実に進めていきます。

ポイント3

＜自らの意思で自分らしく生きることができる＞ひと・まちづくりの推進

- 地域活動への参加等、社会とのつながりが介護予防になることや高齢者になる前から自らの健康づくり・介護予防に取り組む重要性について、様々な機会を捉え広報・啓発を進めます。
- 医療・介護が必要になったときに、どのようなサービスを受け、そして人生の最終段階をどこでどのように迎えるかなど「高齢期の暮らし」に関して、多くの市民が、あらかじめ準備・行動できるよう、市民意識の醸成に取り組んでいきます。
- 家族や身近な人、周囲の関係者が高齢者一人ひとりの意思に寄り添いながら、共により良い暮らし方を考え、適切な支援を提供するなど、高齢者の意思が尊重される社会の実現を目指します。
- 老後の「不安」を「安心」に変えられるよう、全ての高齢者が自らの意思で自分らしい暮らしを継続していく地域社会の実現を目指します。

第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

2. 横浜型地域包括ケアシステム～目指す将来像～

(2) 2040年に向けて

横浜市の将来人口推計では、今後、総人口の減少が続きますが、高齢者人口は2045年まで増え続けます。2040年には85歳以上人口が急速に増加し、介護や医療ニーズが増大します。

2025年以降も介護・医療の需要が増大し続ける中で、限られた人材と財源の中、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応など、2040年に向けて「横浜型地域包括ケアシステム」を基に、効率的・効果的な高齢者施策を実施していきます。

【横浜型地域包括ケアシステムの植木鉢】



横浜型地域包括ケアシステムをバラの絵に見立てて表しています。

植木鉢	地域での生活基盤である「施設・住まい」
土	介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援が一体となった「地域づくり」
葉・茎	「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の3つの専門職によるサービス提供と連携
水	サービスの提供や地域活動に不可欠な「人材の確保・育成」
栄養剤	外的環境からのリスクに備える「自然災害・感染症対策」
受皿	高齢者自身の意思決定の基盤となる「本人の選択と本人・家族の心構え」

2025年までに、
地域づくりの充実と施策の葉の成長を図り「地域包括ケアの花」を咲かせます。

2040年には、

「支える側」、「支えられる側」といった垣根を越えて、
全ての市民が分け隔てなく、互いを理解し合いながら、
生きがいや役割を持って社会に参加できる「地域共生社会の実現」を目指します。

3. 第8期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系



I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

IV 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

V 地域包括ケアの実現のために

- 介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるよう市民意識の醸成に取り組みます。
- 介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

VI 自然災害・感染症対策

- 地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けて、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
- 必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

介護サービス量の見込み



ポジティブ・エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ・エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ・エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の3つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくとも同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の本人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2 予防・社会参加

○認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3 医療・介護

○本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。

○医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。

○若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

・保険料の設定

第2部 計画の具体的な展開

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

○地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

○高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

【第8期計画の重点キーワード】

高齢者が活躍できる通いの場の充実 多様な主体が連携した地域づくり

成果指標

地域の介護予防活動の参加者の増加

通いの場の参加者実人数	R2 年度	47,000 人	→	R5 年度	62,000 人
通いの場の参加率	R2 年度	5.0 %	→	R5 年度	6.5 %

地域活動やボランティアに参加する高齢者の増加

地域活動やボランティアに 参加したことがある高齢者の割合 (※)	R1 年度	47.4 %	→	R4 年度	50.0%
-------------------------------------	----------	--------	---	----------	-------

※ 3年に1度実施する「横浜市高齢者実態調査」の結果

事業量

1 介護予防・健康づくり

(1) 介護予防の取組推進

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
----	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

地域介護予防活動の推進

元気づくりステーションの 参加者数	人	8,044	8,383	4,500	★8,500	★9,250	★10,000
----------------------	---	-------	-------	-------	--------	--------	---------

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

リハビリテーション専門職 派遣回数	回	232	204	136	245	250	255
----------------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

介護予防の普及啓発

教室・講演会・イベント 実施回数	回	814	630	160	★ 540	★ 560	★ 580
---------------------	---	-----	-----	-----	-------	-------	-------

自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

ケアマネジャー研修等回数	回	77	81	26	80	80	80
--------------	---	----	----	----	----	----	----

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

(2) 健康寿命の延伸を目指した地域づくり

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
事業所等と取り組む健康経営の推進						
横浜市健康経営認証 新規認証事業所数	箇所	164	130	291	40	40

2 社会参加

生きがい就労支援スポットの推進						
就労・ボランティア活動等 のマッチング件数	件	163	131	83	130	130
よこはまシニアボランティアポイントの推進						
活動者数	人	10,707	11,406	8,600	12,000	12,700
受入施設数	箇所	580	639	670	700	730
ヨコハマプロボノ事業						
プロボノワーカーの 活動者数	人	-	-	58	60	132

3 生活支援

地域の社会資源の把握						
住民主体の 地域の活動把握数	件	8,729	8,736	9,030	9,100	9,170
(うち、交流・居場所の数)	件	8,034	8,072	8,350	8,410	8,470

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

第2部 計画の具体的な展開

1. 介護予防・健康づくり

施策の方向性

介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが生きがいや役割を持って多様な社会参加をすることで、介護予防や健康づくりが推進できる体制を構築します。

(1) 介護予防の取組推進

ア 地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容	<p>(ア) 介護予防に資する通いの場の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○地域の関係者や地域ケアプラザの専門職と連携し、身近な地域における多様な通いの場の充実を図ります。○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、効果的な取組事例の報告機会を作る等、活動継続に向けたモチベーション向上を図ります。○通いの場に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や効果測定方法を検討します。○ポイント制度等の導入によりインセンティブを拡大し、通いの場への参加を促します。○地域で介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。 (イ) 通いの場等へのつながり支援○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。○人や活動につながっていない高齢者を、地域の関係者や地域ケアプラザと連携して把握し、地域の活動等につなげていく仕組みを検討します。
------	--

元気づくりステーション

住民と横浜市が協働し、介護予防活動の核として
自主的に活動しているグループです。

地域ケアプラザや自治会町内会館、公園等の
身近な地域の様々な場所で、ハマトレ、体操・
筋トレ、ウォーキング、コグニサイズ、スリーA、
健康麻雀など多様な活動を行い、参加者の交流を
図っています。



イ リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して参加できるよう、地域の通いの場や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等を積極的に活用します。○多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。
------	---

ウ 介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）

拡充

事業内容	<p>○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じて、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。</p> <p>○感染症、災害等の状況下においては、高齢者の閉じこもりや生活不活発が増大することが懸念されるため、健康を維持するために必要な情報を多様な手法で発信します。</p> <p>○就労、ボランティア活動等、社会参加を促す様々な事業と連携し、社会参加が健 康づくり・介護予防につながることを幅広く啓発します。</p>
------	---

「ロコモ」、「フレイル」とは

「ロコモ」

ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいいます。

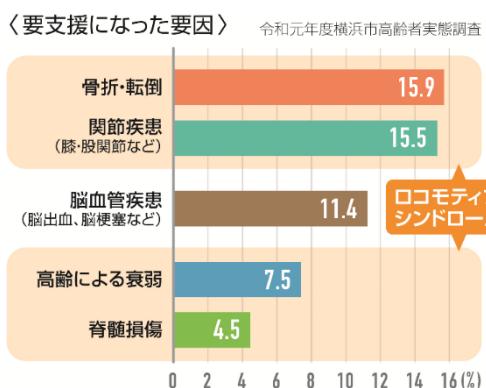
「フレイル」

「加齢に伴い心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態」をいい、「虚弱」を意味します。フレイルはロコモより広い概念として捉えることができます。

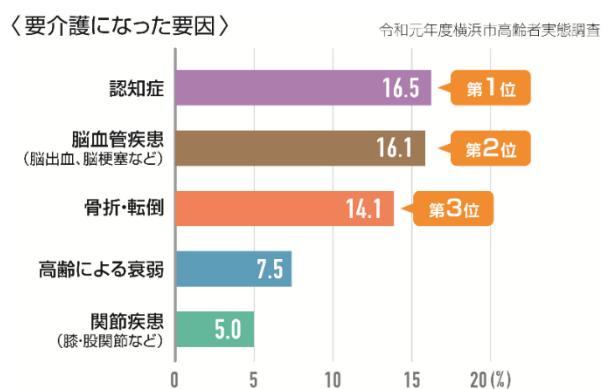


ご存知ですか？介護が必要になった原因

要支援の認定理由、上位5位のうち、4つはロコモティブシンドローム



要介護の認定理由の1位は認知症、2位は脳血管疾患、3位は骨折・転倒



どのような心身の状況であっても自分らしく健康で生きがいのある生活を送るために、元気なうちから、足腰を鍛える運動や体操の継続、バランスのとれた食事、口腔ケア等に取り組むことが大切です。

第2部 計画の具体的な展開

工 健康づくりと介護予防の連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○研究機関等と連携し、高齢者の身体・社会参加状況等を把握・分析します。また、各種統計データや地域資源情報等を活用して地域診断を行い、地域の健康課題を整理し、地域特性を踏まえた介護予防事業を検討します。○若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と連携し、オーラルフレイルの普及啓発等、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組を進めます。
------	---

オ 自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護予防ケアマネジメントは「高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ（遅らせる）」、「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ことを目的に、高齢者自身が地域で自立した日常生活を送れるよう支援します。○高齢者自身が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することが介護予防につながることから、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通うなど「心身機能」、「活動」、「参加」にバランスよくアプローチします。○活動性の高い生活を維持するためには、要支援者等の状態に合わせて介護保険サービスを提供するだけでなく、地域資源も含めた多様な支援サービスを組み合わせ、本人の状況変化に応じて支援します。○本人の思いを引き出し、本人の自立性を高める支援を行います。○地域包括支援センター等が、これらの介護予防ケアマネジメントを実践できるように取り組みます。
------	--

(2) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり

ア 健康横浜21の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2期健康横浜21」に基づき、健康寿命の延伸を目指し、ライフステージに応じた生活習慣の改善やがん検診・特定健診の普及などの生活習慣病対策の取組を推進します。 ○「第3期健康横浜21」（令和5年度計画期間開始）については、第2期計画の実施状況を踏まえ、策定します。
------	--

イ 健康横浜21に基づくよこはま健康アクションの取組

事業内容	<p>第2期健康横浜21を推進するための重点取組として「よこはま健康アクションStage 2」(平成30年度～令和4年度)を推進します。</p> <p>(ア) 生活習慣病対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診査やがん検診などの充実により、生活習慣病をはじめとした疾病の早期発見・早期治療を行い、健康の維持を図ります。 ○働き世代の健康づくりを進めるため、健康経営に積極的に取り組む事業所を認証する横浜健康経営認証制度等を活用し、市内事業所等による健康経営の取組を推進します。 ○生活習慣病が悪化する前に、特定健診の結果等に基づき保健指導を受け、改善できるよう取組を推進します。 <p>(イ) 生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日々の健康づくりのきっかけづくりや継続を後押しするため「よこはまウォーキングポイント」、「よこはま健康スタンプラリー」など、楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができる施策を推進します。 ○保健活動推進員や食生活等改善推進員と連携し、地域活動を通した健康づくりを推進します。 ○加齢に伴ってリスクが高まる口コモやフレイルの予防に取り組みます。 ○全身の健康に影響を及ぼす歯周病対策やオーラルフレイル予防等、歯科口腔保健の取組を進めます。 <p>(ウ) 受動喫煙の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙を防止するため環境づくりを進めます。
------	---



健康づくり・健康横浜21

～生活習慣病の予防に取り組みましょう～

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすため、健康づくりの指針となる「健康横浜21」（健康増進法に基づく市町村健康増進計画）において、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防の取組を進めています。いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごすために、食生活や運動等の生活習慣を改善し、生活習慣病を予防することが大切です。

- 毎年、特定健診・がん検診を受ける
- 特定健診やがん検診の結果を生かして生活習慣を見直す
- しっかり休養・睡眠をとる
- 定期的な運動をする
- ロコモ・フレイル・オーラルフレイルの予防に取り組む
- たばこの害を理解して、受動喫煙に注意する

無理なく取り組めることから一つずつ、
チャレンジていきましょう！！



特に、糖尿病は、特定健診によって早期発見が可能で、食生活や運動習慣を見直すことにより重症化を予防することができます。また、歯周病は、糖尿病等の悪化につながるなど、全身の健康に影響を及ぼすことがわかっています。口腔機能の衰えは、全身の衰えにも大きく関わっています。

健康づくりは、楽しみながら継続することが大切です。「よこはまウォーキングポイント」に参加してポイントをためながらウォーキングに励んだり、保健活動推進員や食生活等改善推進員の地域活動に参加して人とのつながりをつくることも、健康づくりにつながります。

～口から始める健康づくり・オーラルフレイル対策～

口は「食べる」、「話す」など、人が生活する中でとても大切な役割を担っていますが、加齢とともに歯の喪失などが原因で、噛む、飲み込むなどの機能が少しづつ低下してきます。このような状態を「オーラルフレイル」といいます。オーラルフレイルが進むと、必要な栄養が取れない状態となり、心身の活力が低下し、やがて全身が虚弱化して、介護が必要な状態へとつながってしまいます。

オーラルフレイルのサインは、食事中にむせる・食べこぼす、固いものが噛みにくい、滑舌が悪い、口が乾くなどです。

オーラルフレイルを予防するためには、日頃から正しい口腔ケアで口の清潔を保ち、むし歯・歯周病を予防すること、噛む力に応じた適切な食事を取ること、お口の体操などを通じて「噛む力」、「飲み込む力」を鍛えておくことが必要です。

また、かかりつけ歯科医で定期的な歯科検診を受診し、口腔内の異常に早期に気付いて対応していくことが重要です。



出典：神奈川県オーラルフレイルハンドブック

2. 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) 高齢者が活躍できる場（通いの場等）の推進

ア 高齢者が活躍できる通いの場等の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中に、趣味を通じた人との交流の場や、仕事やボランティアなどを通じて誰かの役に立つことができる場など、高齢者が生き生きと自分らしく活躍できる多様な場を充実する取組を進めます。 ○通いの場を充実することにより、高齢者だけでなく、世代を超えて住民同士が交流し学び合うなど、これまで結び付きのなかった人と人がつながり、新たな参加の輪を広げる取組を進めます。
------	---

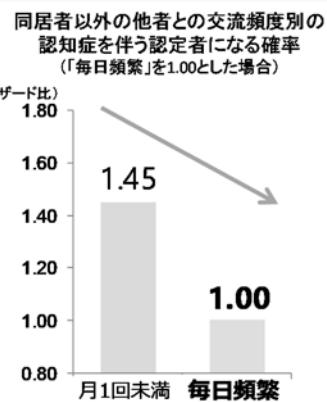
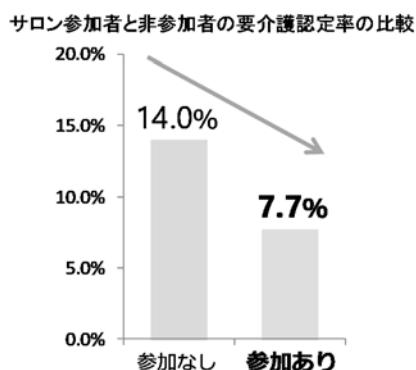


つながりは元気で暮らす秘訣！

趣味の活動やボランティア活動など、人とつながる地域活動は、地域の力を高めるだけでなく、高齢者の健康にもよい影響を与えることが近年の研究で分かっています。

サロン参加者は、要支援・要介護認定者になる割合が少ない

他者と交流している人は、認知症になる確率が低い



※愛知県武豊町で、2007年5月から活動を開始した「憩いのサロン」において、参加者の状況を2012年3月まで追跡調査。3回以上参加した人のみを「参加あり」とし、0~2回の参加者は「参加なし」に分類した結果

※愛知県下の6市町村において、65歳以上の高齢者14,804人を対象に、2003年から約10年間の追跡調査を行った結果。性別、年齢、世帯構成、就学年数、婚姻状態、等価所得、治療疾患の有無、物忘れの有無、居住地域を調整した結果

趣味がある人は、認知症にならない確率が2.2倍とのデータも

出典：日本老年学的評価研究資料

この1年間の個人・団体での地域活動参加状況（R元年度 横浜市高齢者実態調査）

何らかの地域活動に参加している高齢者

47.4%

健康・スポーツ活動に参加している高齢者

21.1%

地域活動に参加していない高齢者

38.8%

第2部 計画の具体的な展開

(2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

ア 生きがい就労支援スポットの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者一人ひとりの相談内容に応じた「きめ細かな情報提供」や能力に応じた「様々な活躍の場の提供」に向けて、ハローワークと連携し、就労先・ボランティア先等の開拓を進めます。○高齢者一人ひとりの体力やライフスタイルに合わせ、企業に対して雇用条件等の緩和を働きかけるなど、活動先へのマッチング率の向上を目指します。
------	---

生きがい就労支援スポット

生きがい

セカンドライフを豊かにする活動で、無理なく、楽しく、できる範囲で地域や社会に貢献したい。



働く

地域活動に飛び込むには敷居が高い。「働く」は慣れ親しんだ生活スタイル。明確な形で居場所・役割が提供される。

セミナーを定期的に開催しています

「しごと応援セミナー」など、就労や社会参加に役立つセミナーを定期的に実施します。また「パソコン講座」、「ボランティアセミナー」など、シニアの交流や学びの場となるようなグループプログラムを企画・実施しています。

シニアの皆さんのが地域や企業での支え手・担い手として、就労や地域活動・ボランティアなど多様な機会で、生き生きと活躍していただくための相談窓口です。



どこに相談したらいいか分からぬ
そんなときはぜひ御相談ください！

イ 高齢者の就業支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市シルバー人材センターで、市内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的、短期的その他軽易な仕事の注文を受け、高齢者（登録会員）に対して仕事を紹介することで、就業を通じた社会参加を支援します。○ビジネスプランの作成セミナーや起業に向けた実践的な知識を身に付けるための講座を開催するとともに、起業後のフォローアップを行います。○就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と意欲のある高齢者をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進することを検討します。
------	--

(3) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

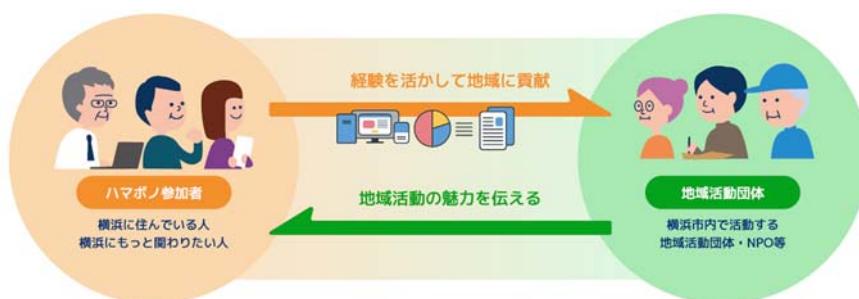
ア ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。 ○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。 ○地域活動団体等にプロボノワーカー（ハマボノ参加者）が参加することで、地域の中での新たなボランティア人材の育成につなげます。 ○プロボノを活用し支援することで、地域活動団体等の運営基盤の強化と活動の充実を図ります。
------	---

ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）

「ハマボノ」は、仕事で培った経験を生かしたボランティア活動の仕組みです。幅広い年代のプロボノワーカーがチーム又は個人で、地域団体等の課題解決につながる具体的な成果物の提供（ホームページ作成、運営マニュアル作成等）に取り組みます。こうしたハマボノの仕組みにより、団体の活動の充実や地域づくりを推進します。



プロボノとは？

プロボノの語源は「公共善の為に」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」です。

イ よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者がボランティア活動を行うことにより、健康増進、介護予防、社会参加、生きがいづくりを促進します。 ○活動者拡大のため、登録者へ活動の場の情報を継続的に提供します。また、活動対象施設等を拡大します。
------	--

よこはまシニアボランティアポイント

高齢者が、介護施設、地域ケアプラザ、病院、子育て支援拠点等で事業の手伝いやレクリエーション活動の補助などの活動を行った場合にポイントがたまり、たまったポイントに応じて寄附・換金ができる仕組みです。

(4) シニアの生きがい創出

ア かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	<p>(ア) 支え合い活動への支援</p> <p>○高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを継続するために、老人クラブが高齢者相互の支え合い活動など積極的な地域活動ができるよう、横浜市老人クラブ連合会と連携し、各区老人クラブ事業の運営を支援します。</p> <p>(イ) 老人クラブの活性化への取組</p> <p>○活動の維持・発展をするために、老人クラブが担う社会的役割を周知し、会員の加入促進・減少防止を図ります。</p> <p>○老人クラブ活動をあらゆる機会を捉えて紹介し、活動への参加を呼び掛けとともに、老人クラブの会員だけでなく非会員への参加を促す取組を強化します。</p> <p>○今後を担う新たなリーダーの養成や30人未満のクラブへの支援を拡大します。</p> <p>○非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」の開催を引き続き支援し、健康づくりや介護保険の知識をはじめ、セカンドライフの様々な選択肢を提案する内容の講座を通じ、高齢者の仲間づくりを進めます。</p>
------	--



老人クラブ活動の相乗効果

健康活動

- ・体操・健康ウォーキング
- ・シニアスポーツの実施
- ・高齢者医療や介護保険など制度・施策の学習 など

友愛活動

- ・ひとり暮らしや高齢者世帯への声かけ・訪問
- ・地域行事への参加呼び掛け
- ・認知症への正しい理解 など

ボランティア活動

- ・高齢者や地域から期待される活動への支援
- ・地域での伝承活動や多世代交流 など

一つひとつの活動が、個人の健康・地域の担い手としての重要な役割を担っています。

『かがやきクラブ横浜』について

(公財) 横浜市老人クラブ連合会では、老人クラブのイメージアップを図り、老人クラブの一体感を打ち出すことを目的に、横浜にふさわしい愛称を公募した結果「かがやきクラブ横浜」に決定し、平成28年1月から横浜市老人クラブ連合会の愛称としています。



イ 濱ともカード（高齢者のための優待施設の利用促進事業）を利用した高齢者の外出支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が濱ともカードを携帯し、市内各所で多様な優待を受けられるよう、協賛店獲得に向けて取り組みます。 ○協賛店をより利用しやすくするため、協賛店舗や優待内容の詳細など最新の情報を簡単に取得できるよう、より見やすいウェブサイトを作成します。 ○関係団体や協賛店などと連携して事業のPRを行い、濱ともカードの普及を促進します。
------	--

濱ともカード

「濱とも協賛店」に提示すると、商品・入場料の割引などのサービスを受けることができる、便利でお得なカードです。65歳以上の横浜市民の方にお渡ししており、介護保険証と一緒にご本人にお届けします。

**ウ 敬老バスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老特別乗車証の利用実態をより正確に把握した上で、将来に向けて事業を持続させるため、IC化等について検討します。
------	---

エ 敬老月間事業による生きがい支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○100歳以上の方に敬意を表し、毎年9月の敬老月間にお祝いの品を贈呈します。 ○文化・観光施設等の無料開放や優待割引を行います。
------	---

オ 生涯学習への支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各区の施設等において、市民が広く関心を持ち、幅広い交流を図りながら生涯学習を実践できるよう、学びの機会の充実を図ります。 ○全区に設置されている市民活動・生涯学習支援センターでは、学習情報の提供や学習相談、仲間づくりなどにより、市民の学習活動を支援します。 ○市民・学校・民間教育事業者・企業等との協働による学習支援を進めます。また、横浜にある多彩な学習資源を、市民一人ひとりが、主体的な学びや活動に活用できるような環境づくりを進めます。 ○地域コミュニティの活性化に向け、世代を超えたネットワークづくりを支援します。
------	---

第2部 計画の具体的な展開

(5) スポーツ活動・健康づくりを通じた、明るく活力のある長寿社会づくりの推進

ア 老人福祉センターの機能の向上

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○各区に設置された老人福祉センターで、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等を実施します。○「健康づくり」、「体力づくり」、「介護予防」に向けた機能の強化を図るためにメニューや社会参加につながるメニューを充実させます。○施設の老朽化が課題になっているため、持続可能な運営等について検討します。
------	--

老人福祉センター

<施設内容>

- 大広間、娯楽コーナー、図書コーナー、健康相談室など
- 浴室・シャワー室（一部を除く）
- 会議室の貸出し など

<利用できる人>

- 市内在住の 60 歳以上の方と付添いの方
- 市内在住者の父母・祖父母または子で、60 歳以上の方

<利用時間>

- 9時～17 時
(ただし浴室等は、センターの利用時間より早めに終了します。)

健康で明るい生活を楽しむための施設です。大広間で仲間とくつろいだり、趣味の講座を受けて楽しみを広げるなど生きがい・仲間づくりに利用してください。

イ ふれーゆ（高齢者保養研修施設）の運営

事業内容

- 温水プール、大浴場、大広間などがある施設の特性を生かしたイベントやスポーツ教室を開催し、高齢者を中心とした健康増進や交流の促進を図ります。
- 集客力を高めるため、効果的な広報活動や利便性の高い送迎サービスなどに取り組みます。
- 利用者の安全のため、施設及び設備の適切な運営を継続します。

ふれーゆ

<各種教室も開催しています>

- プール : 各種水泳教室・水中ウォーキングなど
スポーツ : 医療体操・やさしいヨガなど
文化教養系 : 健康麻雀教室・色を楽しむぬり絵など



第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への支援及び啓発

事業内容	(ア) 大会への選手派遣事業 ○市を代表する選手が大会を通じて県外からの多くの参加者との交流を深め、楽し きや生きがいを実感することができるよう支援します。 (イ) 「ねんりんピックかながわ 2022」の開催 ○2022年に開催される神奈川大会に向けて、各競技団体や関係団体と協力し、広 報・PRを積極的に行います。 ○大会の機運を高めるとともに、大会の主役である高齢者が元気に生き生きと活躍 できる環境づくりを推進します。
------	---

ねんりんピック

＜高齢者が主役のスポーツ・文化の祭典です＞

- テニスやサッカーなどのスポーツ交流大会
- 囲碁や将棋などの文化交流大会
- 健康、福祉・生きがいに関する多彩なイベント
- 世代間・地域間交流を図る音楽文化祭などの開催 など



2018年
富山大会

2019年
和歌山大会

2021年
岐阜大会

2022年

神奈川・
横浜・川崎・相模原大会



全国健康福祉祭
シンボルマーク

※2020年は岐阜大会が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で
以降1年ずつ延期となりました。

エ 生涯スポーツへの支援

事業内容	○地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、おすすめのウォーキングコースをホームページで紹介します。 ○市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。 ○老人クラブ等を通じ、誰でも気軽に楽しめるシニア向けのスポーツを紹介します。
------	--

第2部 計画の具体的な展開

3. 生活支援

施策の方向性

高齢者一人ひとりができる仕事を大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

ア 地域のニーズや社会資源の把握・分析

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化します。○人口構成、医療及び介護等のデータと合わせて複合的に地域分析を行い、地域分析結果を地域等と共有します。
------	---

イ 住民主体による活動の支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

ウ 要支援者等に配慮した住民主体による活動の支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○加齢とともに足腰が弱くなってしまっても、継続的に介護予防や生活支援に取り組むことができる地域づくりを進めます。○住民主体のボランティア等が要支援者等を含む高齢者に配慮した活動（交流・居場所、訪問、配食、見守り）を実施する場合に、活動に係る補助金を交付します。
------	---

エ 空家などを活用した高齢者向け活動支援拠点等の導入促進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○まちづくりNPO法人等と連携し、地域交流サロン、グループホーム、子育て支援施設など地域の活動拠点等への活用について、空家所有者や利用希望者への支援を行います。○空家を活用するための相談窓口、相談項目、活用事例、関連する市の制度などをまとめた市民向けマニュアルを作成するなど、地域住民等が空家を活用しやすい環境を整えます。○空家を活用した、住宅地への高齢者支援施設や地域交流施設などの「地域活性化に貢献する施設」などの設置を促進するため、「空家活用の専門家の派遣」と「改修費用の補助」を一体的に行う制度の検討を進めます。
------	--

オ 多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な支援主体が、連携・協働する場（協議会等）を通じて、共通の目標達成に向けた課題等を共有し、地域のニーズに合わせて、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。 ○関係者が多様な主体と連携した課題解決に取り組めるよう人材育成に取り組みます。
------	---



多様な主体が連携して、新しい活動が広がっています

地域住民×地域ケアプラザ×障害者施設×商店街

⇒ 移動困難な住民を支える移動支援

西区の第3地区では、地域福祉保健計画地区別計画の中で「山坂が多い地形でも地域の誰もが外出しやすいきっかけつくる」を目標に掲げ、地域住民や商店街を中心に、地元福祉施設（地域ケアプラザ・地域活動ホーム・就労サポートセンター）が事務局となり、実行委員会を立ち上げました。障害者施設の地域貢献の一環として、送迎の空き時間を活用し、山の上の住宅地から商店街や病院等をつなぐ移動支援バスを運行する取組（「おでかけ3」）を実施しています。

地域住民や小学生からバスのロゴマークを募集したり、病院や町内会からも支援してもらうなど、地域全体で取り組んできたことで、乗車した住民同士やボランティアとのつながりが生まれるだけではなく、小学校の授業で取り上げられ、商店街でテーマソングが流れるといった、地域に愛される取組として広がりを見せています。



地域住民×移動販売事業者×行政 ⇒ 公園での移動販売

旭区川井地区では「近隣に生鮮食品を扱うスーパーがなく自宅の周辺は山坂が多いので、高齢になって買物に困っている」という地域の声をきっかけに、地域住民が検討を重ね、移動販売事業者による食品や日用品販売の取組を始めることにしましたが、課題を抱える一部地域では、移動販売に適した場所を確保できませんでした。

そこで、旭区では、買物困難者の生活支援を目的とする場合に限り、公園での移動販売が可能となるよう、市の関係部署と調整を始め、公園での移動販売の実施が実現しました。

買物が便利になっただけではなく、買物の場所が地域住民の交流や見守りの場所にもなっていて、地域のコミュニティを育んでいます。



第2部 計画の具体的な展開

力 見守り・支え合いの地域づくり

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域住民や幅広い関係機関・団体等と連携し、地域で困りごとを抱えている人の早期発見や的確に支援に結び付けていくための見守りの仕組みづくりを推進します。○高齢者が、地域の中で「支える側」と「支えられる側」の垣根を越えて社会的な役割を持つことができるよう、支え合いの仕組みづくりを進めます。○介護予防・社会参加できる機会を提供するなど、生きがいや役割を持って生き生きと生活できる地域づくりを支援します。
------	---

キ 社会福祉法人の地域貢献

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉法人の地域貢献活動について、地域のニーズに対し社会福祉法人の強みや経験を生かしたコーディネートの仕組みを作ります。また、地域協議会等、社会福祉法人の地域貢献活動を推進する場を充実させます。○市・区社会福祉協議会は、部会やよこはま地域福祉フォーラム等で、社会福祉法人や施設の地域における公益的な取組等の事例紹介を行います。また、各法人が行う公益的な取組について積極的に発信できるよう支援します。○社会福祉法人の地域貢献に係る地域協議会について、横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会のテーマ別検討会に位置付けて開催します。
------	--



旭区若葉台 = 「要介護になりにくい団地」 ～活発な住民活動と社会参加が健康のカギ～

若葉台団地では、少子高齢化が急速に進んでいますが、地域コミュニティが成熟し、自治会活動やスポーツ・文化活動がとても活発です。

桜まつり、夏まつり、大運動会などの行事をするなど、活発な自治会活動が行われているほか、地域住民で構成されたNPO法人が、大運動会をはじめ、テニス、卓球、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動、文化祭、合唱団講演、外国語教室、絵画教室などの文化活動を実施しています。

若葉台団地は地域における人々の信頼関係や結びつきが、様々な社会活動や地域活動により豊かになり、その高いソーシャルキャピタルが住民の健康に良い結果をもたらしています。

その結果、高齢化率 51.1%（全国平均は28.6%）と高いものの、高齢化率の高さに反して、介護保険の要介護認定率が13.2%（全国平均は18.5%）と著しく低くなっています。



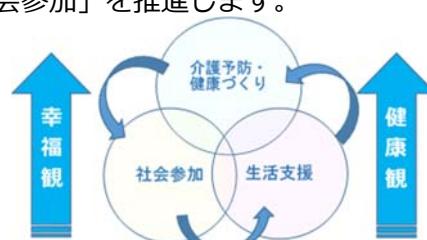


「介護予防」、「社会参加」、「生活支援」の一体的推進

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善だけではなく、居場所づくりや社会参加の場の充実など、高齢者本人を取り巻く環境を整えることも含め、幅広い視点に立った「介護予防」の取組により、地域の中で生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができる地域の実現を目指します。

今後、更なる高齢化に伴い単身世帯等が増加することにより、高齢者の買物や掃除などの「生活支援」の必要性が増していきます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応えるため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支えられる側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の「社会参加」を推進します。

地域とつながりを持って社会的役割を担うことにより、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズを満たしていくとともに、活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防の効果を高める相乗効果を目指し、介護予防、社会参加、生活支援を一体的に進めます。



横浜市障害者プラン

横浜市障害者プランは、本市における障害福祉施策の基本的な指針を定めたものです。

第1期プランは平成16年度に策定され、現在の第4期プランは、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定しました。

第4期プランでは、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを改めて社会に示したいと考え「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」という基本目標を設定しました。

また、構成では「住む・暮らす」、「安全・安心」、「育む・学ぶ」、「働く・楽しむ」の4つの日常生活の場面と、普及啓発や権利擁護など、様々な生活の場面を支えるものを加えた、計5つの分野ごとに施策・事業を掲載しました。

障害のある人の高齢化や障害の重度化などに合わせた支援を行えるよう、他の計画とも整合性を図りながら、施策・事業を推進していきます。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を通じて、地域の基盤強化や課題解決に向けた取組を検討・実施し、地域での重層的な連携による支援体制を築いていきます。

また「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを行うに当たり、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点との一体的な議論を行うことによる相乗効果を得ながら、相互の強化・充実を図っていきます。

第2部 計画の具体的な展開

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

【第8期計画の重点キーワード】

在宅生活を支える医療・介護サービス

専門職による多職種連携

成果指標

最後まで安心して自宅で過ごしたいという市民の希望に添える体制づくり

在宅看取り率 (※1)	H30 年度	23.9 %	→	R5 年度	27.8 %
訪問診療利用者数	H30 年度	303,791 人	→	R5 年度	378,000 人

※1 自宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等を在宅と定義

多職種連携の強化を進め、必要なケアを一体的に提供する体制を構築する

地域包括支援ネットワーク構築が されている割合 (※2)	R1 年度	69.8 %	→	R4 年度	80.0 %
---------------------------------	----------	--------	---	----------	--------

※2 3年に1度実施する「横浜市高齢者実態調査」の結果

事業量

1 在宅介護・リハビリテーション

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
----	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

小規模多機能型居宅介護・看護 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型 居宅介護事業所数	箇所	134	137	137	150	163	176
看護小規模多機能型 居宅介護事業所数	箇所	16	18	21	24	27	30

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所数	箇所	45	46	46	48	51	53
--------------------------	----	----	----	----	----	----	----

自立支援・重度化防止に向けた働きかけ

集団指導講習会開催数	回	9	9	0	9	9	9
------------	---	---	---	---	---	---	---

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

2 在宅医療・看護

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
医療・介護連携の強化						
在宅医療連携拠点での多職種連携事業実施回数	回	338	322	220	★ 200	★ 205
在宅医療連携拠点での新規相談者数	人	3,033	3,086	3,100	★3,000	★3,050
在宅医療に関わる人材の確保・育成						
「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」受講者数	人	1,897	1,776	643	★ 450	★ 480
訪問看護師向け研修等開催数	回	48	41	33	40	40
在宅医療の普及・啓発						
市民啓発事業（講演会等）開催数	回	50	56	31	★ 30	★ 35
市民啓発事業（講演会等）参加人数	人	5,242	5,913	1,600	★1,400	★1,500
★ 3,100						

3 保健・福祉

地域包括支援センターの運営						
地域包括支援センター数	箇所	141	142	142	143	145
成年後見制度の利用促進						
成年後見制度利用支援事業（報酬）利用件数	件	446	490	581	510	551
592						

4 医療・介護・保健福祉の連携

地域ケア会議						
地域ケア会議開催回数	回	567	418	159	745	745
ケアマネジメントスキルの向上						
ケアマネジメントの質の向上に資するケアプラン点検の実施件数	件	-	-	-	★ 100	★ 100
包括的・継続的ケアマネジメント支援						
関係機関との連携体制構築の取組回数（連絡会、研修等）	回	3,191	2,953	1,000	★2,000	★2,500
★3,000						

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

第2部 計画の具体的な展開

1. 在宅介護・リハビリテーション

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

ア 介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供します。 ○新規事業所向けセミナーや集団指導講習会等を通じて、運営基準に則った安定したサービス提供を促します。
------	--

【自宅で利用するサービス（訪問系サービス）】

種類	内 容	要支援の方の 利用の可否	※ 1
訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助を行います。	○ (※ 2)	
夜間対応型訪問介護	夜間ににおいて、定期的な巡回や、利用者からの通報により、介護職員が自宅を訪問し、排せつ・食事の介護や、緊急時の対応などを行います。	×	★
訪問入浴介護	看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行います。	○	
訪問看護	在宅療養している人で通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、看護師等が定期的に自宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や診療の補助を行います。	○	
訪問リハビリテーション	在宅療養している人で通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。	○	
居宅療養管理指導	在宅療養している人で通院が困難な場合に、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が自宅を訪問し、療養上の指導や助言を行います。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報を提供します。	○	

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【施設に通い利用するサービス（通所系サービス・短期入所含む）】

種類	内容	要支援の方の利用の可否	※1
通所介護（デイサービス） *定員 19人以上	デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられます。	○（※2）	
地域密着型通所介護 (小規模なデイサービス) *定員 18人以下	難病等を有する重介護者やがん末期により、常に看護師による観察が必要な方を対象にしたデイサービスです。	×	★
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症の方を対象にしたデイサービスです。	○	★
通所リハビリテーション (デイケア)	心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられます。	○	
短期入所生活介護 (福祉施設のショートステイ)	福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。	○	
短期入所療養介護 (医療施設等のショートステイ)	介護老人保健施設や医療施設へ短期間入所し、医学的管理の下、介護や機能訓練を受けられます。	○	

【24時間対応で利用できるサービス（訪問系サービス・通所系サービス）】

種類	内容	要支援の方の利用の可否	※1
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 *「訪問系」サービス	24時間を通じて『訪問介護』と『訪問看護』のサービスを受けられます。生活のリズムに合わせた定期的な訪問と、緊急時の通報による随時訪問のサービスが受けられます。	×	★
小規模多機能型居宅介護 *「訪問系」+「通所系」サービス	一つの事業所で「通い」と「宿泊」と「訪問」のサービスを柔軟に組み合わせて利用できます。	○	★
看護小規模多機能型居宅介護 *「訪問系」+「通所系」サービス	『小規模多機能型居宅介護』と『訪問看護』を組み合わせたサービスです。	×	★

※1 ★印は「地域密着型サービス」です。原則として横浜市民（横浜市の介護保険被保険者）のみが利用できます。

※2 要支援の方が利用できる訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護は「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。

第2部 計画の具体的な展開

【生活環境を整えるサービス】

種類	内容	要支援の方の利用の可否
福祉用具貸与（レンタル）	日常生活の自立を助けるための福祉用具（つえ、歩行器、車いす、電動ベッドなど）の貸与を受けられます。	<input type="radio"/> (※3)
特定福祉用具購入	貸与にじまない排せつや入浴のための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の払戻しが受けられます。	<input type="radio"/>
住宅改修	手すりの取付け、段差解消などの小規模な住宅改修をした場合に改修費の一部の払戻しが受けられます。	<input type="radio"/>

※3 要支援1、2及び要介護1の方に対する福祉用具貸与は、一部、対象外の種目があります。

イ 24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	(ア) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護
	<input type="radio"/> 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をおおむね日常生活圏域に1か所以上で提供できるよう整備を進めます。 <input type="radio"/> 看護小規模多機能型居宅介護については、各区1か所以上で提供できるよう整備を進めます。 <input type="radio"/> 事業所の整備量を確保するとともに、不動産事業者との連携や公有地の貸与を行うなどの方法により、未整備圏域の解消を図ります。
	(イ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	<input type="radio"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対し、必要なサービスが提供できるよう整備を進めます。
	<input type="radio"/> 事業者連絡会と連携し、市民や関係機関に対し、リーフレットや事例発表会等を通じてサービスの特徴やメリットの周知に努め、必要な方のサービス利用につなげます。

ウ 自立支援・重度化防止に向けた働きかけ

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業所の取組を評価し、事業所単位の表彰を行います。 ○表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ります。 ○福祉用具貸与事業者に対し、講習会の開催や福祉用具貸与計画についての点検事業を行い、必要に応じて改善を図ります。 ○介護事業所に対するリハビリテーションマネジメント加算の取得促進等により、リハビリテーションの質の向上を図り、在宅高齢者における心身の機能の維持回復につなげます。
------	---

24時間対応可能な地域密着型サービス

「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」

ご本人の様態や希望に応じて「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを柔軟に組み合わせて「在宅で継続して生活する」ために必要な支援をします。「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問」の際にも対応するため、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安を和らげることができます。看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、医療ニーズが高くなった方にも対応します。



第2部 計画の具体的な展開

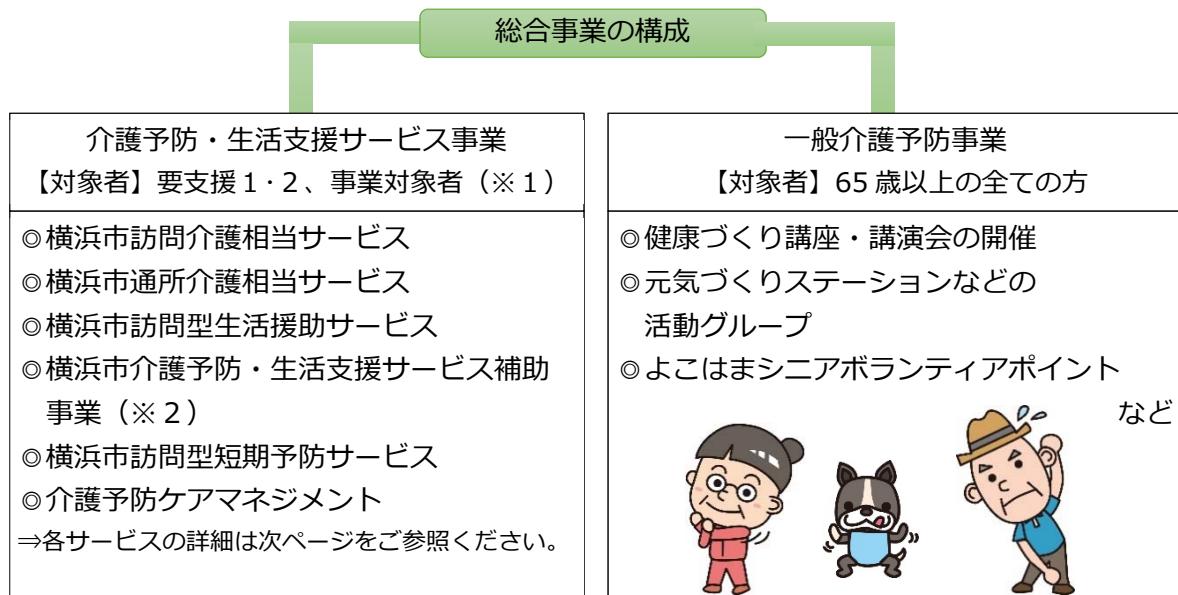
工 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

事業内容	○家事などの生活を支えるサービスや住民主体による見守りやサロンなどの多様なサービスを充実することにより、地域全体で高齢者の生活を支えます。 ○介護予防・生活支援サービス補助事業の対象者を、要支援者等のときから継続して利用する要介護者にも拡大します。
------	---

横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業

目指すところ

- ✧横浜市の「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、新たな担い手の確保や多様な生活支援のある地域づくりに取り組みます。
- ✧高齢者自らが介護予防に取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるよう支援します。



※1 事業対象者とは、要支援相当の方で基本チェックリストを活用して事業の対象者になった方をいいます。

※2 要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

介護予防・生活支援サービス事業一覧

国の類型	横浜市の サービス名称	事業概要
従前の介護予防 訪問介護・通所 介護に相当する サービス	横浜市訪問介護 相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（訪問介護員等によるサービス）を実施します。
	横浜市通所介護 相当サービス	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス（（地域密着型）通所介護事業者の従業者によるサービス）を実施します。
緩和した基準に によるサービス (サービスA)	横浜市訪問型 生活援助サービス	必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は入門的研修修了者が、掃除、洗濯、調理、買い物などの生活援助を行います。
住民主体による サービス (サービスB)	介護 予防・ 生活 支援 サー ビス 補 助 事 業 (※) 横浜市 訪問型支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物など、日常生活の支援を行います。
	横浜市 通所型支援	住民主体のボランティア等が行う地域のサロンなどで、体操や趣味の活動など介護予防につながる活動に参加できます。
	横浜市 配食支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食などを行います。
	横浜市 見守り支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、安否確認や見守りを行います。
短期集中予防サ ービス (サービスC)	横浜市訪問型 短期予防サービス	早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3～6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状態にあわせて、運動機能の維持改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。

【対象者】要支援1・2、事業対象者

※ 介護予防・生活支援サービス補助事業は、要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

第2部 計画の具体的な展開

オ 介護保険給付以外のサービスの提供

事業内容	<p>(ア) 高齢者等住環境整備事業 ○要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。</p> <p>(イ) 高齢者配食・見守り事業 ○食事に関するサービスの利用調整を行った結果、必要と認められたひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。</p> <p>(ウ) 外出支援サービス事業 ○公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関や福祉施設等までの間を送迎します。</p> <p>(エ) 訪問理美容サービス ○加齢に伴う心身機能の低下や傷病等の理由により、理容所・美容所へ出向くことが困難な在宅の重度要介護高齢者に対し、理容師・美容師が自宅を訪問して理美容サービス（カットのみ）を提供します。</p> <p>(オ) 紙おむつ給付事業 ○寝たきり又は認知症の状態にある生活保護世帯又は市民税非課税世帯の在宅の要介護高齢者を対象に、介護保険の給付対象外である紙おむつを給付します。</p> <p>(カ) あんしん電話貸与事業 ○ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。</p> <p>(キ) 訪問指導事業 ○40歳以上の方で、生活習慣病・介護予防のための保健指導、療養生活や介護に関する相談・支援が必要な本人及びその家族などに対して家庭訪問し、生活の場における健康の保持増進に関する助言、保健・医療・福祉サービスの活用に関する相談や調整等を行います。</p> <p>(ク) 中途障害者支援事業 ○中途障害者地域活動センターにおいて、脳血管疾患の後遺症等により心身の機能が低下している人を対象に、閉じこもりや寝たきりを予防し、地域での社会参加や日常生活の自立を支援する事業を実施します。 ○中途障害者に関する普及啓発（連絡会・研修会等）や自主グループへの支援を行うほか、中途障害者地域活動センターを経て、地域や社会の中でも役割を担いながら生活できるよう、関係機関等と連携を図りながら支援を行います。 ○中途障害者地域活動センターでは、高次脳機能障害支援センター（横浜市総合リハビリテーションセンター内）等と連携しながら、高次脳機能障害のある方を対象とした専門相談も行います。</p>
------	--

2. 在宅医療・看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及・啓発を進めます。

(1) 医療・介護連携の強化

ア 在宅医療連携拠点

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、市医師会等と協力して18区に設置した在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築します。 ○医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行うかかりつけ医の紹介や地域の在宅医療・介護資源の情報提供等、在宅医療と介護の相談支援を行います。 ○質の高い相談支援の提供に向け、在宅医療連携拠点相談員のスキルアップを図るため、課題に応じた研修等を実施します。
------	--

在宅医療連携拠点

職員体制：在宅医療連携拠点業務に必要な介護に関する知識を有する看護師等2名、事務職員1名

開設場所：各区医師会館等

業務内容：
 ●ケアマネジャー・病院（地域連携室等）等からの在宅医療に関する相談・支援
 ●医療連携・多職種連携
 ●市民啓発

利用できる相談例

- ・医療依存度の高い人が退院するが療養の相談をしたい
- ・訪問診療ができる医師を探している
- ・区内の在宅医療資源について情報が欲しい
- ・訪問看護や訪問リハビリの空き情報が知りたいなど



イ 在宅医療連携拠点・地域ケアプラザ・行政による在宅医療介護の連携強化

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市医師会と協力して18区の在宅医療連携拠点運営の安定と地域特性に応じた活動の支援を図るとともに、医療機関や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）及び関係団体との連携を強化し、在宅医療の更なる充実を図ります。 ○医療・介護が必要な場面（入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階）に応じ、必要な患者情報をスムーズに共有するためのツールを活用します。 ○患者の情報を地域の医療機関、介護施設等で共有することで、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら、患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供する仕組みである「ICTを活用した地域医療連携ネットワーク」の構築に向けた取組を支援します。
------	---

第2部 計画的具体的な展開

(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

ア 在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅医療・介護関係者による多職種連携（顔の見える関係づくり）を強化するため、区役所と区医師会等が共同で企画・実施している研修を全区で実施します。○在宅医療・介護関係者がお互いの専門性や役割等を知り、情報の共有・話し合う場を持つことで、在宅療養特有の課題に対する解決策を多職種間で検討します。
------	---

イ 在宅医療を担う医師の養成研修等の実施

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○医師会と連携し、より多くの医師が在宅医療に取り組めるための体制整備を図るとともに、在宅医療を担う医師を養成します。○行政職員等を対象に研修を実施し、質の高い医療と介護の連携を推進できる人材を育成します。○医療的知識の習得や医療との連携を図るために、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
------	---

ウ 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るために、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援するとともに、訪問看護師向けの相談窓口を運営します。○地域の医療機関や訪問看護事業所に対し、病院の認定看護師・専門看護師を講師として研修等を行います。○「訪問看護師人材育成プログラム」を活用し、地域の医療機関等が協力して訪問看護師を育成します。○訪問看護師の離職防止及び質の向上を図るために、関係団体と協力し、管理者や中堅・新任看護師を対象とした研修を実施します。
------	---

横浜市訪問看護師人材育成プログラム

「横浜市訪問看護師人材育成プログラム」（看護実践能力評価指標【Career Development Program(CDP)】）を現場の訪問看護師、地域の医療機関、横浜市大、医師会と協力して作成しました。横浜市の目指す共通の訪問看護師像として、CDP 各段階の 5 つの能力について達成目標を掲げています。

また、訪問看護師が地域の協力病院の研修に参加できる学習支援体制の運用を始めています。

エ 誤嚥性肺炎対策に係る研修の実施

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○誤嚥性肺炎に関する専門的ケアを行うことができる人材を確保するために、医師会や歯科医師会と連携し、地域における誤嚥性肺炎対策に係る研修等の取組へ支援を行います。
------	--

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

Ⅱ 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(3) 在宅医療の普及・啓発

ア 在宅医療を推進するための市民啓発

扩充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅医療についての講演会等を開催し、市民及び専門職の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。○インターネットを活用して、地域包括ケアシステムや医療・介護に関する情報と連携した広報の充実を図ります。
------	--

イ 脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用

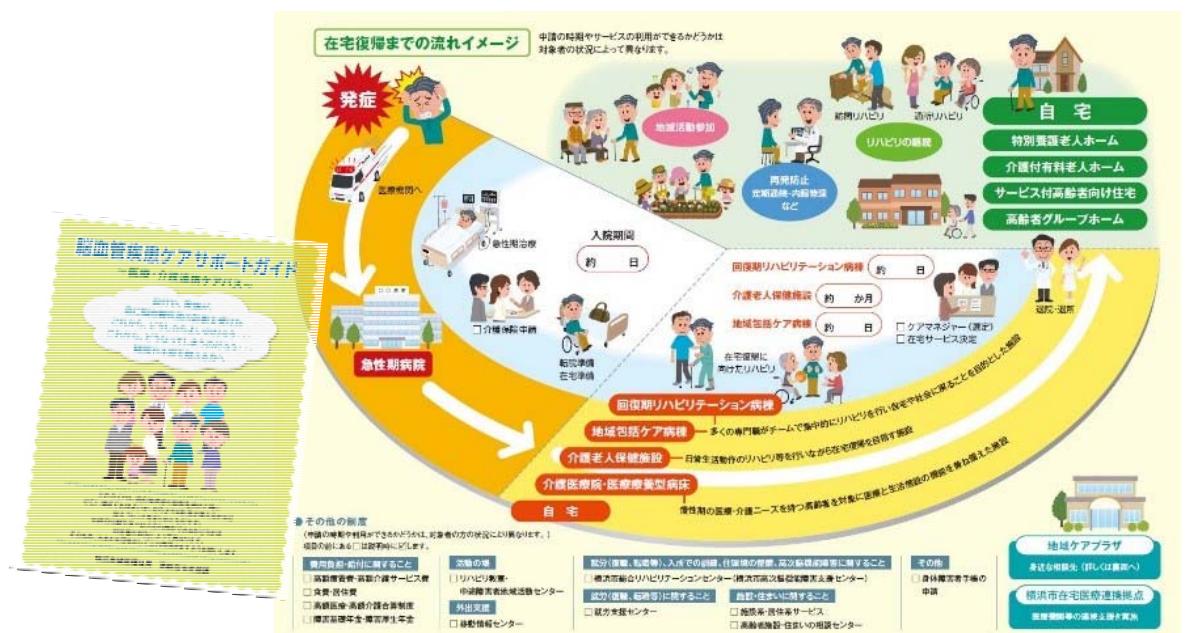
事業内容	<ul style="list-style-type: none">○脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられるすることを目的としたパンフレットを配付します。○インターネットを活用し、脳血管疾患患者に必要なサポート等について、広く周知を図ります。
------	--

脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～

突然脳卒中などの脳血管疾患により入院となったとき、これからどのような経過をたどるのか、本人・家族ともによく分からず不安に思う方がいらっしゃいます。

脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～は、「どんな手続が必要か」「どのようなサービスが受けられるのか」などをあらかじめ知つてもらうための本人・家族向けのパンフレットです。

区役所・地域包括支援センター・一部病院などで対象者向けにお渡ししています。



第2部 計画的具体的な展開

(4) 医療につながるための支援

ア ショートステイにおける受入れ促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○ショートステイにおける医療的ケアが必要な要介護高齢者の受入れを促進し、本人やその介護者の生活の質の向上を図ります。○介護者の急病時などに、医療的ケアが可能な緊急ショートステイの受入枠を確保します。
------	--

イ 診療所による在宅療養支援 拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅医療連携拠点で在宅医療を実施している医療機関の情報を提供します。○在宅医療を行う有床診療所に対し、夜間帯の運営に関する費用の一部を支援します。
------	---

ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及 拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で、治療や健康に関する指導に当たるかかりつけ医等を持つことが重要です。このため、医師会等の関係機関と連携しながら、かかりつけ医の普及を促進します。○かかりつけ医については、横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近なかかりつけ医を紹介するなど、普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。○服薬管理に関する相談を受けるかかりつけ薬剤師・薬局や、在宅訪問が可能な在宅医療受入可能薬局の活用を促進します。
------	--

エ 地域密着型サービスと医療連携

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○医療ニーズにも対応する、常時看護師による観察を行う療養通所介護サービスや、24時間の在宅生活を支援する看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスと医療の連携を推進します。
------	---



よこはま保健医療プラン2018

横浜市では、保健医療分野を中心とした施策の中長期的な指針として「よこはま保健医療プラン2018」を策定しています。限りある医療・介護資源の中、子どもから高齢者まで誰もが安心しんして暮らし続けられるよう「よこはま地域包括ケア計画」等の保健医療に関する他の分野別計画とも整合性を図り、一体的に推進していきます。

3. 保健・福祉

施策の方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザの強化を図ります。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対し、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(1) 地域ケアプラザの機能強化

ア 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の設置と円滑な運営

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域の身近な福祉保健の拠点」として、「地域のつながりづくり」等を通じて支援が必要な人の把握や孤立防止等に取り組みます。 ○地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として、地域ケアプラザの整備を進めます。 ○地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームを地域包括支援センターとして位置付け、保健・福祉の専門職員（保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が総合相談や介護予防支援等を行います。
------	--

イ 地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	<p>(ア) 相談・支援技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の職員向け研修の充実を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。 ○介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報を提供することにより、その人らしい暮らしが送れるように支援します。 ○地域の身近な相談窓口としての地域ケアプラザを周知し、また、地域と連携して支援が必要な人を把握します。地域の様々な会議や、地域ケアプラザの利用者やその家族等を通じて、相談が必要な人を早期に発見し、相談・支援につなぎます。 ○複合的な課題を抱える世帯への支援も含め、関係機関との連携を推進し、相談・支援に取り組みます。また、多様な課題に対応するため、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が関係機関と連携して支援した事例の共有を行います。 <p>(イ) 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生活課題解決に向け、地域ケアプラザの強みを生かし、各職種が連携して個別課題から地域の課題を捉え、地域の力を生かしながら取組を進めます。 ○取組を進めるに当たり、地域ケアプラザが業務を通じ蓄積しているデータを整理し、客観的なデータから地域の強みや弱みなどを分析する等、有効に活用することで、より地域支援を進められるよう支援します。 ○地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。 ○地域包括支援センター圏域内の高齢者人口に応じた職員の増員を行い、職員体制の強化を行います。 ○職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図るために、処遇改善等の検討を進めます。
------	--

第2部 計画的具体的な展開

Ⅳ 区福祉保健センターの連携

事業内容	<p>○区福祉保健センターは、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）と定期的に支援困難事例の検討や地域情報の共有を図るとともに、地域包括支援センターとの連絡会等の既存の会議を活用し、地域の包括的なネットワークの構築や各種事業の連携・支援を進めます。</p> <p>○事業の質を高め、継続的に安定した事業実施につなげるため、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）は、独自のPDCAシートを活用して、事業計画の作成、事業実施、振り返りを行います。</p> <p>○区福祉保健センターは、PDCAシートを基に年度当初の目標共有、年度末の振り返りや評価を通して区内の地域包括支援センター間の現状・課題の共有化を図るほか、解決に向けて協力し合う関係づくりを行います。</p> <p>○地域ケアプラザ業務連携指針を踏まえ、地域ケアプラザと行政が双方の役割を理解し、お互いの強みを生かすことで、連携を更に強化します。</p>
------	---

Ⅴ 横浜市消費生活総合センターの連携強化

事業内容	<p>○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）と横浜市消費生活総合センターが連携を強化し、より円滑に高齢者の消費生活相談や被害者救済につなげます。</p> <p>○消費生活総合センターに設置する地域ケアプラザ等専用電話を活用して、地域ケアプラザ等に寄せられる消費相談へ支援を行います。また、継続的な連携強化のための連携会議を引き続き開催します。</p>
------	--



30秒でわかる「地域ケアプラザ」PR用動画

あなたの近くに地域ケアプラザ
誰でも気軽にご利用できます

横浜市では、市独自の施設である地域ケアプラザのことをより多くの方に知つていただくために、3つの「地域ケアプラザ」PR用動画を制作・公開しています。これまで、横浜市ウェブサイトをはじめ、区役所や、市内を運行するバス車内のデジタルサイネージ等、様々な場所で放映し、広報活動を行っています。



1問1答編
<https://www.youtube.com/watch?v=80oM5UQA>
VKA&feature=youtu.be



利用者の声編
<https://www.youtube.com/watch?v=ASiFDqqCdOE&feature=youtu.be>



お悩みを相談できる場所編
<https://www.youtube.com/watch?v=7GurNGgOWSA&feature=youtu.be>

(2) 高齢者の権利擁護

ア 成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<p>(ア) 成年後見制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るために、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。 ○第三者後見人が必要な高齢者や障害者で、きめ細かい見守りや支援が必要な方の成年後見制度の利用を円滑に進めるため、よこはま成年後見推進センターを中心として、市民や関係機関と連携し市民後見人の養成と活動支援を推進します。 ○よこはま成年後見推進センターの取組として、市内の社会福祉法人やNPO法人等の法人後見団体への支援を行います。 ○区福祉保健センターは、後見等開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のため必要がある場合は、区長が申立てを行うとともに、その際の申立てに要する費用や後見人などへの報酬を本人の収入等に応じて助成します。 ○報酬の助成は、区長申立て以外の場合も対象とします。 <p>(イ) 横浜生活あんしんセンターの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」、「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、成年後見制度による支援が必要になつた方を適切に制度につなぎます。
------	---



成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスなどの契約等を行います。

成年後見制度には「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に応じて家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる方の数は、今後ますます多くなることが見込まれています。

横浜市では、平成31年3月に横浜市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、この計画を基に、令和2年4月に中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。

よこはま成年後見推進センターでは、制度の効果的な広報や権利擁護に関わる相談支援機関への支援等、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、中心となって取組を進めていきます。



第2部 計画的具体的な展開

イ 高齢者虐待防止

事業内容	(ア) 養護者による高齢者虐待の防止
	○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。 ○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。 ○区福祉保健センター及び地域包括支援センターは、養護者に対して高齢者が医療や介護等で利用できるサービスの情報を提供し、必要なときにすぐに利用できるよう支援することで、介護負担の軽減を支援します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。 ○個別の事例については、隨時、弁護士相談や関係機関との支援検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応するとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関の協力により、高齢者が安心して生活できるよう継続的に支援します。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。
	(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止
	○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え適切な運営指導を行います。 ○高齢者の尊厳を傷つけ、身体的機能の低下を引き起こすことにつながる身体拘束は、緊急のやむを得ない場合を除き行わないよう運営指導を行います。

ウ 老人福祉法の措置

事業内容	○区福祉保健センターでは、高齢者が虐待や認知症等により契約による介護保険サービスの利用が困難であると判断した場合には、老人福祉法の措置により介護保険サービスの提供を行います。
	○区福祉保健センターにおいて、原則 65 歳以上の方で、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難であると判断した場合には、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所の措置を行います。

エ 消費者被害等の防止

事業内容	○特殊詐欺被害を未然に防止するため、神奈川県警察等関係団体と連携した啓発イベントやポスター・広報紙等での呼びかけ、介護保険料額通知など高齢者へ個別送付する封筒等に注意喚起チラシを同封するなどの啓発を実施します。
	○高齢者の消費者被害を未然に防止するため、地域での見守り活動と連携を強化します。

(3) 地域で見守り合う体制づくり

ア 地域福祉保健計画の策定・推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4期横浜市地域福祉保健計画では、第3期市計画に引き続き、地域福祉保健の取組の充実や支援の仕組みづくりに取り組みます。 ○ 「社会的孤立」や「複合的な課題」、「制度の狭間にある問題」等、社会状況の変化を踏まえながら、高齢者等が身近な地域で安心して自分らしく健やかに暮らしていくことを支えられる地域づくりを、地域住民や関係機関・団体等とともに推進します。 ○ 住民が主体的に地域の課題を解決する地区別計画を推進していく中で、地域包括ケアシステムと連動し、介護予防・生活支援が充実した地域づくりを進めます。
------	---



よこはま笑顔プラン（第4期横浜市地域福祉保健計画）

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、地域福祉保健計画を策定・推進しています。

第4期市計画では、より身近な地域での活動支援や包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくりなどに取り組んでいます。

また、地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした取組は、地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動させながら、中長期的な視点で進めていきます。



いわゆる「8050問題」とは？

これまで「ひきこもり」の問題は、若年層が対象として捉えられてきましたが、近年は、中高年層も含む事象となっています。特に、80歳代前後の親がひきこもり状態にある50歳代前後の子どもを支えることで、親の介護の問題等も含めて課題が多様化・複雑化してしまい、「いわゆる8050問題」とも称された新たな社会的課題となっています。

家族を地域の中で孤立させないためには、ひきこもりの本人だけでなくその親も含め、「家族全体」として捉え、身近な地域における見守りや早期発見のための取組など、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要となっています。

第2部 計画の具体的な展開

イ 民生委員等による見守り活動の支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○行政が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を、民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）に提供することにより、支援を要する人を効果的に把握できるよう支援します。○把握した状況に応じて、民生委員、地域ケアプラザ、区福祉保健センターが情報共有しながら、相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう取り組みます。
------	--

ウ 民間活力の導入

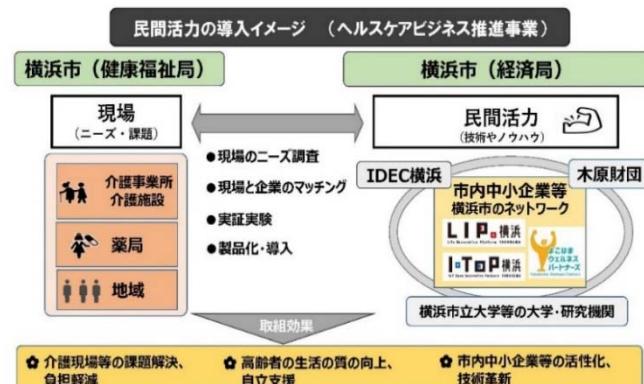
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域や介護現場の課題解決や負担軽減などにつながる民間企業の技術やノウハウの導入支援を進めます。また、介護事業者等が先進的な導入事例を共有する機会を創出します。○新しいケアモデルの確立、介護現場における業務の改善や効率化、介護サービスの質の向上等を目指します。○公民の多様な主体の連携により、データやA I、I o T等の先端技術の活用の在り方を研究します。
------	---

民間活力の導入（ヘルスケアビジネス推進事業）

横浜市では、介護事業所や介護施設、薬局などの介護現場のニーズを把握し、横浜市内の中小企業等の技術やノウハウといった民間活力を駆使して、介護現場等と、製品・サービスをマッチングさせる「ヘルスケアビジネス推進事業」に取り組んでいます。

これまでに、介護施設から要望が多かった、要介護者の起き上がりを検知するベッドセンサーについて、市内中小企業製品による実証実験を行い、介護現場の意見を取り入れた製品改良につなげることができました。本事業の推進により、介護現場の課題解決、高齢者の生活の質の向上と、市内中小企業等の活性化、技術革新の両方を目指していきます。



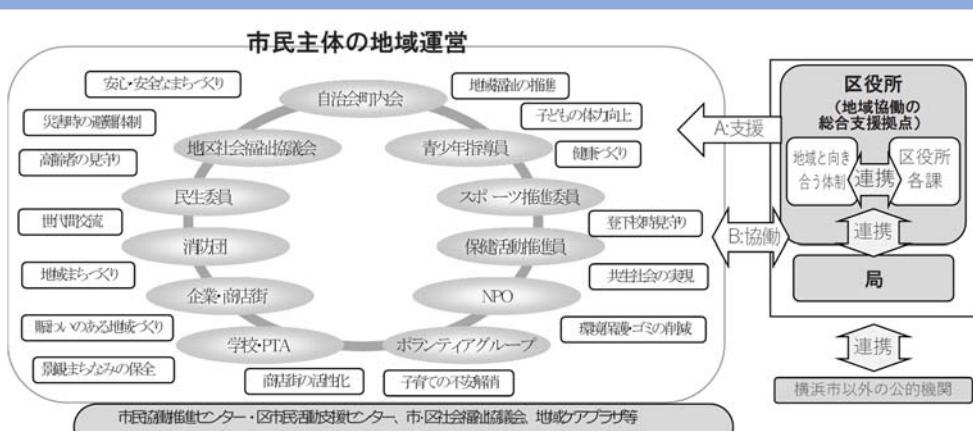
エ 市民による福祉保健活動の支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉の推進役として、社会福祉協議会は、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指し、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等関係機関と連携して地区社会福祉協議会やボランティアなどの活動を支援します。○中学校区に1か所整備している地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や各区1か所設置している福祉保健活動拠点では、活動の場所を提供するだけでなく、活動についての相談・支援やボランティアの発掘・育成を行います。○子どもが福祉分野の活動や体験を通して積極的に地域や社会に参画できるよう、学校、地域及び関係機関における連携を推進します。
------	---

オ 自治会・町内会、地区社協との連携

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地区連合町内会及び地区社会福祉協議会等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等関係機関が連携して支援する体制づくりを進めます。 ○自治会町内会等、地域で活動する団体等が継続的に活動できるよう、自主的な運営に向けた支援、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行います。 ○市・区社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会等が持つネットワークや特性を生かして、住民の困りごとの早期発見や解決に向けた取組を推進できるよう、地区社会福祉協議会活動の充実・強化に向けた検討会を実施します。 ○地区社会福祉協議会の取組の集約・発信を通じて住民の理解の促進を図ります。
------	---

協働による地域づくり（イメージ図）



（4）介護者に対する支援

ア 相談・支援体制の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。 ○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、支援者の質の向上を図ります。
------	--

イ 介護者のつどい

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
------	---

第2部 計画の具体的な展開

4. 医療・介護・保健福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一體的なサービスの提供体制を推進します。

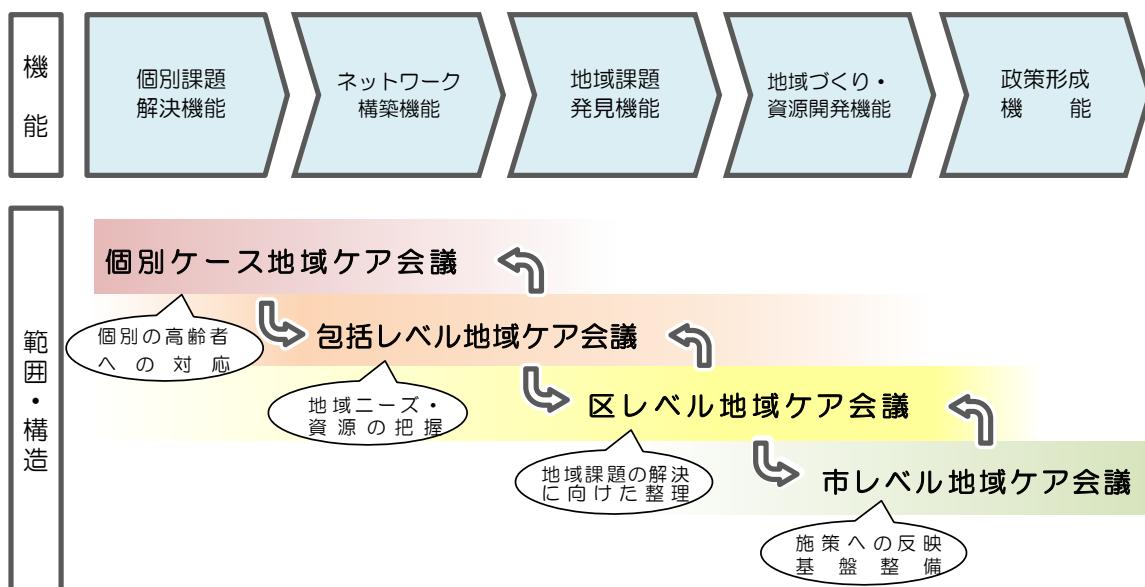
また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

ア 地域ケア会議

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○個別ケース地域ケア会議では、多職種による多角的な視点から支援を必要とする本人の強みを評価し、将来の目標や見通しを立て「自立支援」、「重度化防止」等を実現するためのケアマネジメントの検討を行います。○包括レベル地域ケア会議で解決できない課題は区レベル・市レベルで検討し、資源開発や政策形成にまでつなげます。また、その結果をフィードバックすることで個別支援に生かします。○地域ケア会議を通じて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現につなげます。○より質の高い地域ケア会議が運営できるよう、区・地域ケアプラザ・社会福祉協議会等の関係職員に向けた研修を実施します。
------	---

地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることによって、資源開発や政策形成にまでつなげていく仕組みです。



イ ケアマネジメントスキルの向上

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。 ○新任・就労予定のケアマネジャーへの研修等を開催します。 ○医療的知識の習得や医療との連携を図るため、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。<再掲> ○区ケアマネジャー連絡会や区居宅介護支援事業者連絡会などの場を活用した自立的な研修を支援します。 ○地域のケアマネジャー同士がサロン等の交流会や勉強会を通じて、互いに意見を交換したり、学び合える機会をつくります。 ○ケアマネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。

「高齢者の自立支援」とは

高齢者一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最後まで自分らしく生きることを支援します。具体的には、これからどのように暮らしていくかを高齢者自身が考え、自らの目標を定め、年齢を重ねても、役割や社会とのつながりを持ちながら目標を達成していくことを支援します。

ウ 多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。 ○医療・介護が必要な場面（入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階）に応じ、必要な患者情報をスムーズに共有するためのツールを活用します。<再掲> ○高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう研修等を行います。 ○地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」とは

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるために、高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支援できるようケアマネジャーが活動しやすい環境づくりを行います。

具体的には、個別事例への助言とともに、医療と介護の連携の取組や地域住民を含めた多様な支援者同士のネットワークの構築など、様々な関係機関との連携・協働の体制をつくります。

第2部 計画の具体的な展開

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

【第8期計画の重点キーワード】

安心して暮らせる住まいの確保

高齢者の住まいの悩みの解消

成果指標

特別養護老人ホーム入所までの待機期間

特別養護老人ホームに入所した人の 平均待ち月数	R2 年度	11 カ月	→	R5 年度	10 カ月
----------------------------	----------	-------	---	----------	-------

介護老人保健施設の機能強化

介護老人保健施設退所後の 在宅復帰率	R2 年度	29.0 %	→	R5 年度	33.0 %
-----------------------	----------	--------	---	----------	--------

事業量

1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
----	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

介護保険施設（定員）

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	人	15,855 (262)	16,401 (546)	16,899 (498)	17,318 (419)	17,956 (638)	18,846 (890)
※うち、地域密着型	人	55 (0)	55 (0)	84 (29)	113 (29)	171 (58)	200 (29)
介護老人保健施設	人	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院／ 介護療養型医療施設	人	362 (0)	272 (△90)	272 (0)	272 (0)	272 (0)	272 (0)

居住系サービス（定員）

認知症高齢者 グループホーム	人	5,583 (281)	5,754 (171)	5,922 (168)	6,147 (225)	6,372 (225)	6,597 (225)
特定施設 (有料老人ホーム)	人	14,033 (798)	14,540 (507)	15,302 (762)	15,752 (450)	16,202 (450)	16,652 (450)
※うち、介護専用型	人	4,320 (808)	4,915 (595)	5,677 (762)	6,127 (450)	6,577 (450)	7,027 (450)
※うち、地域密着型	人	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
※うち、混合型	人	9,701 (△10)	9,613 (△88)	9,613 (0)	9,613 (0)	9,613 (0)	9,613 (0)

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

※上段：年度末の定員数、下段：年度中の増減

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

Ⅲ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
ショートステイ（短期入所生活介護施設）（定員）						
ショートステイ (短期入所生活介護)	人	2,242	2,149	2,202	2,252	2,300
要援護高齢者の生活を支える施設（定員）						
軽費老人ホーム (ケアハウス)	人	394	394	394	394	394
軽費老人ホーム (A型)	人	250	250	250	250	250
養護老人ホーム	人	498	498	498	498	498
【参考】住宅型有料老人ホーム等						
住宅型有料老人ホーム	人	4,376	4,455	4,655	4,855	5,055
サービス付き高齢者住宅	戸	4,340	4,578	4,778	4,978	5,178
高齢者向け住宅の整備						
高齢者人口に対する 高齢者向け住宅の割合	%	3.5	3.5	3.6	-	-
						4.0 ※R8 年度目標

「施設整備量」の考え方

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院・介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の供給量（定員×利用率）の75歳以上人口に占める割合が、7期末と8期末で同等（9.0%）になるよう整備します。

医療から介護施設等への移行分（追加的需要）について

高齢化の影響による介護需要の増とは別に、医療療養病床から退院し介護施設等へ移行される利用者を追加的需要として見込む必要があります。神奈川県の推計に基づいて本市では、第8期計画期間中に生じる追加的需要は、介護保険施設への移行が約277人、在宅医療（認知症高齢者グループホーム、特定施設含む）への移行が約234人と見込んでいます。

追加的需要の解消に当たっては、介護保険施設への移行分は、特別養護老人ホームと介護老人保健施設の利用率向上により受け止め、在宅医療への移行分は、認知症高齢者グループホームと特定施設の既存施設の利用率向上により受け止めます。

2 相談体制・情報提供の充実

高齢者施設・住まいの相談センター

相談件数	件	4,758	4,895	4,932	4,800	4,900	5,000
------	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

第2部 計画の具体的な展開

1. 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等の施設等について必要な整備量を確保するとともに、個室ユニットケアを進めます。

(1) 施設や住まいの整備

ア 特別養護老人ホームの整備（サテライト型含む）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○要介護認定者や認知症高齢者が増加し施設入所を必要とする方が増えるため、新規整備 450 人分とショートステイの本入所転換 150 人分を合わせ、年間 600 人分程度を整備します。○サテライト型特別養護老人ホームは定員 29 人以下の小規模施設で、通常の特別養護老人ホームと比べ、本体施設との密接な連携により人員・設備基準が緩和されます。狭い敷地面積でも建設でき、地域との連携も図れることから整備を推進します。○居住環境やプライバシーに配慮した個室・ユニット型による整備を基本とします。○質の高い個別ケア・介護人材確保・医療的ケアの取組・感染症対策などの取組を重視した運営法人の選定を行います。○老朽化した施設の建替えや修繕について効果的な対策を検討します。○ショートステイの稼働状況を踏まえ、特別養護老人ホームのショートステイの本入所転換を実施します。
------	---

イ 特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（医療対応促進助成含む）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、必要な方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。○特別養護老人ホームにおいて医療的ケアが必要な方の受入れを行います。○特別養護老人ホームに新規入所できるのは、原則、要介護 3 以上の人ですが、特別養護老人ホーム以外での生活が特に困難であると認められる場合に、要介護 1・2 の人なども入所できる運用を行います。
------	--

ウ 介護老人保健施設

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第8期計画期間においては新たな整備は行いません。○介護老人保健施設が本来有する、在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。○介護老人保健施設における入所及び短期入所の利用促進を図ります。
------	---

エ 介護医療院・介護療養型医療施設

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護療養型医療施設については、令和6年3月末で廃止し介護医療院等へ円滑に移行を進めます。○医療療養病床からの転換や新設に向けた検討を行います。
------	---

オ 認知症高齢者グループホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症高齢者が増加しグループホームを必要とする方も増えると見込まれることなどから、引き続き年間225人分程度整備します。○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。
------	---

カ 特定施設・有料老人ホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特定施設については、介護専用型特定施設（介護付有料老人ホーム）を年間450人分程度整備します。○公募の対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。○特定施設の整備については、比較的低額な料金、他のサービス種別との併設など横浜市が期待する役割やニーズに対応した整備の誘導を進めます。○有料老人ホームの設置に必要な老人福祉法の届出の促進や指導を図るとともに、質の高い施設運営が図られるよう指導・監督を進めることで、入居者が安心して生活することができる適切なサービスの提供を確保します。
------	--

第2部 計画の具体的な展開

キ ショートステイ（短期入所生活介護施設）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅生活の継続を支援し、家族の負担を軽減する観点から、ショートステイサービスを適切に利用できるよう、必要なサービス量を確保します。○介護者の急病時など、医療的ケアの可能な緊急ショートステイの受入枠を確保します。<再掲>
------	---

ク 緊急ショートステイ

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護者の急病等の理由により緊急にショートステイが必要な人を対象に、医療的ケアが可能な介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに緊急受入枠を確保します。○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった要介護者を受入れます。
------	---

ケ 生活支援ショートステイ

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護者の不在や日常生活に支障がある等、在宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じる恐れがある要介護認定等を受けていない高齢者を対象に、養護老人ホームでの短期入所サービスを提供し、必要な指導及び支援を行います。○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった高齢者を受入れます。
------	--

コ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○経済的な理由で在宅での生活が困難な高齢者を受入れる養護老人ホームの運営を支援します。○自立した生活を支える軽費老人ホームの運営を支援します。
------	--

サ ユニットケア・グループホームケアの充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅に近い環境で利用者一人ひとりの個性や生活リズムに合わせ、他の利用者との人間関係を築きながら日常生活を営めるよう、介護を行うユニットケアの取組を進めます。○認知症高齢者が残された能力を最大限に発揮しながら、少人数の共同住居で日常生活を営むことができるよう、グループホームケアの充実を目的とした事業者間での職員交換研修やセミナーを開催します。
------	---

(2) 高齢者向け住まいの整備・供給促進

ア 高齢者向け市営住宅の供給等

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○段差の解消や手すりの設置など、住居内の仕様を高齢者に配慮するとともに、緊急通報システムの設置や生活援助員の派遣により、安否確認や生活相談など在宅生活の支援を行う高齢者向け市営住宅（直接建設、借上型）を提供します。 ○市営住宅の入居者募集に当たり、高齢者世帯の当選率の優遇を行うとともに入居時の収入基準を緩和するなど、困窮度の高い高齢者の入居を支援します。 ○老朽化した市営住宅の再生を進め、浴室の段差解消や手すりの設置など高齢化に対応した住宅を供給します。
------	---

イ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得の高齢者世帯を対象とした、バリアフリー仕様で緊急通報システムや安否確認サービスが提供される家賃補助付きの高齢者向け優良賃貸住宅を供給します。
------	--

ウ 住宅供給公社やUR都市機構との連携による良質な賃貸住宅の供給

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅供給公社やUR都市機構では、高齢者等に対する良質な賃貸住宅を供給していました。既存の入居者には高齢者なども含まれており、公営住宅を補完してきたことから、引き続き公営住宅と連携して居住の安定を確保します。
------	--

エ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、国の制度等を活用して供給を促進します。 ○実地指導等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。 ○特定施設の公募対象にサービス付き高齢者向け住宅を加えます。<再掲>
------	---

オ よこはま多世代・地域交流型住宅の供給促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と子育て世代が交流できて、生活支援などの機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」について、民間事業者による整備を促進します。
------	---

第2部 計画の具体的な展開

(3) 安心して住み続けられる環境の整備

ア マンション・バリアフリー化等支援事業の推進

事業内容	○建物の老朽化や住民の高齢化が進む分譲マンションについて、廊下や階段など共用部分の段差解消や手すりの設置などを支援します。
------	---

イ 介護保険の住宅改修

事業内容	○手すりの取付け、段差解消、滑りの防止等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。
------	--

ウ 住環境の整備（高齢者等住環境整備事業）【再掲】

事業内容	○要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。
------	--

エ 生活援助員派遣事業

拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への派遣を拡充します。
------	--

オ 大規模団地等の再生支援

事業内容	○地域住民やNPO等の多様な主体と連携して、個々の団地の状況に合わせた将来ビジョンの策定やコミュニティ活性化の取組等を支援します。 ○公的住宅供給団体等で構成する「よこはま団地再生コンソーシアム」では、団地が抱える課題や改善事例の共有等を通じて新たな取組の検討等を進めます。
------	--

カ 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

事業内容	○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する断熱性能及び気密性能の高い省エネルギー住宅の普及を促進します。 ○持家に加え「賃貸住宅の省エネルギー化」の推進に向け、新たな補助制度の創設や普及啓発ツールの作成などの検討を進めます。
------	---

(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

ア 住宅セーフティネット制度の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するための「住宅セーフティネット制度（登録制度・経済的支援・居住支援）」として、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。 ○低所得の高齢者等に対して、家賃等の一部を補助する「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給を進めます。 ○横浜市居住支援協議会において「家賃補助付きセーフティネット住宅」の申請に対するオーナーの負担を軽減するため、申請の代行に対する補助制度を実施します。 ○登録制度について、オーナー等の不安を払拭し「セーフティネット住宅」の供給を促進するため、不動産関係団体と連携し「居住支援協議会ガイドブック」等を活用しながらきめ細かな周知を進めます。 ○経済的支援について、家賃及び家賃債務保証料減額補助を継続して行うとともに単身高齢者への「見守りサービス」に対する補助制度の検討を進めます。 ○居住支援について、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会が不動産事業者や福祉支援団体などを「サポーター」として認定し、団体や区局の連携を強化する制度の検討を進めます。
------	---



第4期 横浜市高齢者居住安定確保計画

■計画の目的

本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、介護等を必要とする高齢者の住宅セーフティネットを確立し、また、高齢者全体の住生活の安定と向上を実現することを目的としています。

■計画の位置付け

本計画は、本市の住まいや住環境についての基本的な方向性を示す「横浜市住生活基本計画」と、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する「よこはま地域包括ケア計画」を踏まえ、令和3年4月に第4期計画を策定しました。

横浜市住生活基本計画

【平成29年度～令和8年度】
根拠法：住生活基本法

よこはま地域包括ケア計画

(第8期横浜市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)
【令和3年度～令和5年度】
根拠法：老人福祉法、介護保険法、認知症施策推進大綱

第4期 横浜市高齢者居住安定確保計画

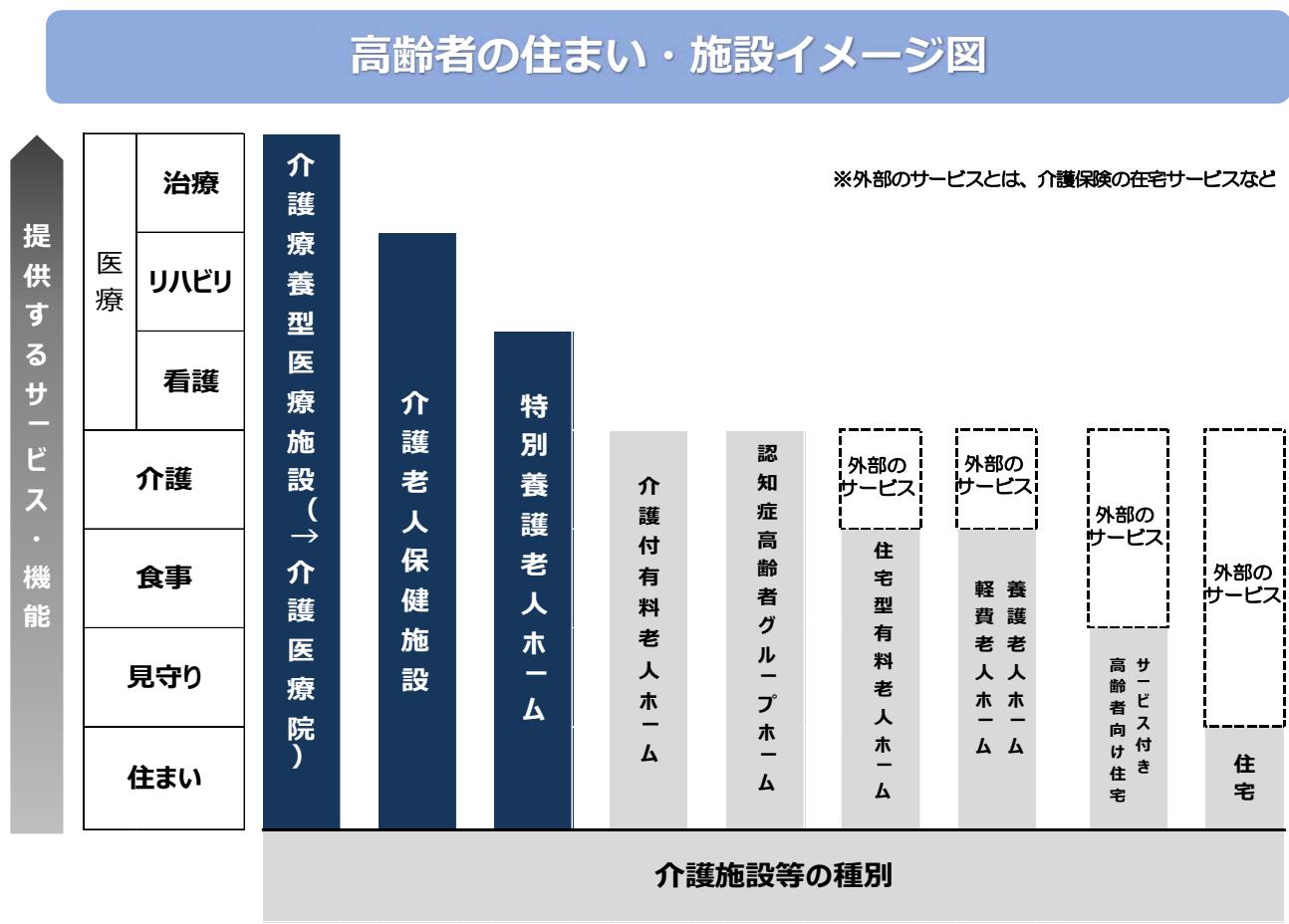
【令和3年度～令和8年度】

根拠法：高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

詳しくはホームページに掲載しています。

第4期 横浜市高齢者居住安定確保計画

検索



高齢者の住まい・施設一覧

区分	種別	概要	利用対象者
施設系サービス	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	○常時介護を必要とする方に対し、介護や機能訓練を提供する入所施設です。	○原則65歳以上の、身体上又は精神上著しい障害があるために常に介護を要し、かつ居宅での介護が困難な方（原則、要介護3以上）
	地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	○定員29人以下の小規模施設で、本体施設と密接な連携を確保しつつ、別の場所で運営されます。 ○通常の特別養護老人ホームと比べ、人員・設備基準は緩和されます。	
	介護老人保健施設	○要介護者に対して、看護及び医学的管理の下における介護及び機能訓練、医療、日常生活の世話をを行い、居宅への復帰を目指す施設です。	○原則65歳以上の、病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者（要介護1以上）
	介護療養型医療施設	○急性期の治療後、長期療養を要する方のための医療施設です。	○原則65歳以上の、症状が安定しており、長期にわたる療養を要する方（要介護1以上）
	介護医療院	○長期療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行う入所施設です。	

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

区分	種別	概 要	利用対象者
居住系サービス	介護付有料老人ホーム (特定施設)	○入居者の必要に応じて、食事・入浴・排せつ等の介護サービスが提供できる、高齢者向けの居住施設です。	○概ね60歳以上の方が対象 ○自立の方も、要支援、要介護の方も入居対象となる。(例外あり)
	認知症高齢者グループホーム	○認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を行う事業所です。	○原則65歳以上の、小規模な共同生活を送ることが可能な要介護(要支援2を含む)認知症高齢者
措置施設	養護老人ホーム	○65歳以上で、環境上及び経済的理由により居宅で生活することが困難な方のための入所施設です。	○65歳以上で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難となつた方で、入院加療を必要としない方
利用者と設置者の契約施設	住宅型有料老人ホーム	○食事などのサービスが提供されます。 ○介護が必要になった場合には訪問介護などの外部の介護保険サービスを利用できる居住施設です。	○概ね60歳以上の方が対象 ○自立の方も、要支援、要介護の方も入居対象となる。(例外あり)
	軽費老人ホーム（A型）	○原則60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立した生活が不安で、家族からの援助を受けることが困難な方が、低額な料金で入所できる施設です。 ※2008（平成20年）にケアハウスに一元化されていくことされ、A型は経過的経費老人ホームとして現に存する施設のみ認められています。	○原則60歳以上の、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、一人暮らしに不安があつて家族からの援助を受けることが困難な方
	サービス付き高齢者向け住宅	○バリアフリー設備を備え、安否確認・生活相談のサービスが提供されます。 ○食事や介護、生活支援などのサービスは住宅により様々で、介護保険のサービスは、通常、外部の事業者と契約します。	○持家・借家居住者とも入居可 ○60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者及びその同居者
市営住宅	高齢者向け優良賃貸住宅	○緊急時対応サービス、安否確認サービスを備えたバリアフリー設計の高齢者用住宅です。 ○交流スペース、生活相談室等の高齢者生活支援施設が設置されている場合があります。	○持家・借家居住者とも入居可 ○60歳以上の高齢単身・夫婦世帯 ○所得に応じて家賃の助成あり
	一般社様	○住宅に困窮する高齢者世帯向けの住宅です。 ○段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー設計がなされています。	
	高齢者向け市営住宅（直接建設）	○住宅に困窮する高齢者世帯向けの住宅です。 ○段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー設計がなされています。 ○緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備されています。 ○生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援があります。	○持家居住者は不可 ○原則70歳以上の高齢単身・夫婦世帯 ※二人世帯の場合、同居者は60歳以上の親族 ○所得等の要件あり
	高齢者向け市営住宅（借上型）	○高齢者向けに配慮された民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げています。 ○緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備されています。 ○生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援があります。	

第2部 計画の具体的な展開

2. 相談体制・情報提供の充実

施策の方向性

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うために「高齢者施設・住まいの相談センター」や「施設のコンシェルジュ」の充実に取り組みます。

ア 施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関する情報提供を行っている「高齢者施設・住まいの相談センター」について、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。○特別養護老人ホームの入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」について、入所申込者に寄り添いながら個々の状況に適したサービスの選択につなげます。○高齢者がより身近な場所できめ細かな相談ができるよう、区役所や地域ケアプラザなどへの「出前講座」や「出張相談」の充実に向けた検討を進めます。○横浜市居住支援協議会において、高齢者等の住宅確保要配慮者やオーナー、不動産事業者、福祉支援団体からの住まいに関する相談体制の充実を図ります。○「住まいの相談窓口」として、市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談ができるよう「ハウスクリア横浜」「住まいのイン」「居住支援協議会相談窓口」のほか、民間事業者等と連携して相談や情報提供を行います。○「住まいの相談窓口」と「高齢者施設・住まいの相談センター」が連携し情報提供や相談体制の充実を図ります。
------	---

イ 介護サービス情報の公表

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。 <p>(本制度は、平成30年度に都道府県から政令指定都市に移譲されました。)</p>
------	---

ウ 高齢者の住まいや金融支援等の情報提供の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が死亡するまで終身にわたり継続し、死亡時に終了する賃貸借契約をすることができる終身建物賃貸借制度について制度の普及を図ります。○自宅等を担保にして金融機関から老後の資金を借りることができるリバースモーゲージは、住み慣れた自宅を売却することなく住み続けることができ高齢者世帯の居住の安定に資することから、金融機関等と協力してその普及啓発を行います。
------	--

身近な場所での相談体制の充実

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況など、様々な情報提供を実施。



連携による住宅と施設の橋渡し



横浜市「住まいの相談窓口」

住まいに関する相談窓口として、住宅関係の団体等と連携・協力しながら、民間賃貸住宅への入居・居住相談や高齢者住替え相談、空き家に関する相談など、様々な相談対応を実施。

横浜市居住支援協議会相談窓口

【民間賃貸住宅への入居・居住相談】
【民間賃貸住宅オーナーからの相談】

横浜市居住支援協議会

ハウススクエア横浜 (3F 住まいの相談カウンター)

【住まいの相談】など
NPO法人
横浜市住宅リフォーム促進協議会

東急株式会社住まいと 暮らしのコンシェルジュ (たまプラーザ店)

【高齢者住替え相談】など
東急株式会社

住まい・まちづくり 相談センター住まいるイン

【高齢者住替え相談】
【空き家の相談】など
横浜市住宅供給公社

豊かなくらしと 住まいのデザイン相談室

【住まいの相談】
一般社団法人
神奈川県建築士事務所協会
横浜支部

ハマ建 住まいの相談窓口

【住まいの相談】
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会

くらそラウンジ 二俣川店 緑園都市店

【住まいの相談】
相鉄不動産販売株式会社

第2部 計画の具体的な展開

IV 安心の介護を提供するために

○増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

【第8期計画の重点キーワード】

介護職を目指す人への支援

選ばれる介護事業所

成果指標

介護人材の定着

外国人従事者の人数	R2 年度	497 人	→	R5 年度	800 人
介護職員の離職率	R2 年度	15.6%	→	R5 年度	14.1%

事業量

1 新たな介護人材の確保

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
----	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

資格取得と就労支援

資格取得・就労支援事業及び住居確保の支援を活用した就職者数	人	70	132	167	250	250	250
介護職員初任者研修・入門的研修受講者数 [横浜市委託事業分のみ]	人	80	131	166	200	200	200

住居確保の支援

確保数	人	15	93	129	220	320	420
-----	---	----	----	-----	-----	-----	-----

外国人活用に向けた受け入れ促進

訪日前日本語等研修受講者の介護事業所とのマッチング率	%	-	46.0	30.0	50.0	60.0	70.0
----------------------------	---	---	------	------	------	------	------

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3～5 年度は計画値

第1章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

IV 安心の介護を提供するために

2 介護人材の定着支援

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援						
多言語翻訳機導入施設数 施設	-	-	0	40	40	40
見守り機器等導入施設数 施設	14	18	14	20	20	20
介護職員の宿舎整備支援						
実施状況		-	-	-	実施	推進

3 専門性の向上

質の向上セミナー・経営者向け研修						
開催回数	回	23	23	23	21	21
事業所単位表彰						
表彰対象のサービス種別数	種類	1	2	3	4	5

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

第2部 計画的具体的な展開

1. 新たな介護人材の確保

施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来的な介護人材の養成に取り組みます。

ア 資格取得と就労支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○訪問介護員（ホームヘルパー）等の新たな人材確保のため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講を支援します。○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。○高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。○外国籍の生徒・外国につながる生徒や定時制高校に通う高校生に、必要に応じて日本語研修を行います。
------	---

イ 住居確保の支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○新たに介護職員となる人（海外から来日する介護人材を含む。）等を対象とした住居の確保を支援します。○高齢化の進む大規模団地の活用や介護職員による地域貢献につながる仕組み作りを行います。
------	---

ウ 介護人材就業セミナー

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護人材の確保を目的とした介護人材就業セミナーの開催を支援します。
------	--

エ 高校生の就労準備支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○学生向けにアレンジした介護職員初任者研修の受講支援や、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験＋アルバイト）を通じ、介護職のやりがいや魅力を伝えます。○卒業後の進路として、市内の介護施設等への就職を支援します。
------	---

オ 介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○中学生・高校生や若年層向けに介護のイメージアップにつながる動画を配信します。○介護の啓発パンフレットを活用した学校での学習等で、介護の魅力ややりがいをPRします。
------	---

力 外国人活用に向けた受入促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉施設で就労を希望する外国人を対象に、入国時に必要な日本語レベルや介護の現場で必要とされる実践的な日本語及び知識について、訪日前に研修を実施します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、横浜市社会福祉基金を活用し、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。 ○介護の仕事や日常生活の相談等「住居」、「仕事」、「生活」を一体的に支援し、新たな介護人材の確保を目指します。
------	--

在留資格ごとの支援策一覧

	留学生	インターン	技能実習生	特定技能	EPA(経済連携協定)
制度趣旨	専門的・技術的分野の外国人受入	学業の一環として施設で行う実習活動	本国への技能移転	就労目的での即戦力人材の受入	二国間の経済連携の強化
横浜市の支援事業	日本語学校学費補助・介護福祉士専門学校学費援助	訪日前日本語等研修・外国人介護職員と受入施設等のマッチング支援			
		住宅借上支援			
		訪日後日本語等研修・介護福祉士国家試験対策			
		日常生活等に対する相談支援			



外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市のホームページで公開しています。

【ベトナム編】

海外から介護インターンとして来日しました!!

【インドネシア編】

【中国編】



日本の介護と日本語を勉強するため、ベトナムから来たハンさんとホアさん。2人が日本に来た想いとは・・・。



第2部 計画の具体的な展開

2. 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

ア 処遇改善加算の適正な運用の徹底

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護事業所の管理者向けに取得促進支援セミナーを実施し、新規取得の促進を図るとともに、社会保険労務士による個別訪問相談事業を実施します。○集団指導講習会等を通じて、介護職員処遇改善加算による着実な賃金向上や処遇の改善を指導します。
------	--

イ 外国人介護職員等への支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に、日本語学習の支援を通年で行い、研修に参加できない場合でも学習できるよう動画配信等を実施します。○外国人介護職員、受入関係者、先輩職員を対象に交流機会を提供し、市内での生活や仕事上の困り事を解決できるよう支援します。
------	--

ウ 中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○中高齢者又は外国人介護職員雇用を条件に、介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助します。○中高齢者の社会参加促進と新たな担い手としての外国人の活躍を支援し、介護人材不足に対応します。
------	--

エ 介護職員の宿舎整備支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助します。
------	--

3. 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

ア 介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。
------	--

イ 経営者向け研修

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護施設の経営者層向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。
------	---

ウ 医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅医療・介護関係者による多職種連携（顔の見える関係づくり）を強化するため、区役所と区医師会が共同で企画・実施している研修を全区で実施します。 ＜再掲＞○在宅医療・介護関係者がお互いの専門性や役割等を知り、情報の共有・話し合う場を持つことで、在宅療養特有の課題に対する解決策を多職種間で検討します。 ＜再掲＞○高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支えるため、医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修や連絡会を実施し、連携を強化します。○ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。
------	--

エ 訪問介護事業者支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅サービスを担う訪問介護事業者のサービスの質の向上を目指した研修や意見交換会等の実施を支援します。
------	---

第2部 計画的具体的な展開

オ 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上【再掲】		拡充
事業内容	○在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るため、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援するとともに、訪問看護師向けの相談窓口を運営します。 ○地域の医療機関や訪問看護事業所に、病院の認定看護師・専門看護師を講師として派遣し、研修等を行います。 ○「訪問看護師人材育成プログラム」を活用し、地域の医療機関等が協力して訪問看護師を育成します。 ○訪問看護師の離職防止及び質の向上を図るため、関係団体と協力して管理者や中堅・新任看護師を対象とした研修を実施します。	
カ 地域密着型サービスに対する運営支援		
事業内容	○地域密着型サービス事業所の質の向上を図るため、各サービス事業所連絡会と連携して事業者向けセミナー等を開催します。	
キ 認知症高齢者グループホームに対する運営支援		
事業内容	○認知症高齢者グループホームの質の向上を図るため、事業所連絡会と連携してグループホーム間での職員交換研修やセミナー等を実施します。	
ク 事業所単位表彰制度		拡充
事業内容	○高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業者の取組を評価し、事業所単位の表彰を行います。 ○表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ります。 ○地域密着通所介護と（看護）小規模多機能型居宅介護に加え、表彰対象となるサービスの種類を増やします。	

必要とされる介護人材について

- 厚生労働省が公表している第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく神奈川県の推計値によると、2025年には約21,000人の介護職員が不足することが予測されます。
- これを横浜市に当てはめると、横浜市の介護事業者数は県内の約4割を占めていることから、2025年には約8,500人の介護職員が不足すると予測されます。
(※第8期計画のサービス見込み量等に基づく推計値については、神奈川県が令和3年度に公表する見込みです。)

介護人材支援事業一覧

	事業名	事業概要
1 新たな介護人材の確保	訪問介護等資格取得支援事業	ホームヘルパー等を目指す市民に、資格取得にかかった研修費用を補助
	施設従事者向け資格取得・就労支援事業	介護未経験の求職者に、介護の入門的研修と介護職員初任者研修を実施し修了者を対象に就労を支援
	住居借上支援事業	新たに雇用した介護職員のために団地等を借上げた法人に、家賃等の一部を補助
	介護人材就業セミナー等支援事業	介護人材就業セミナーを実施する団体へ、開催費用の一部を補助
	高校生向け介護職への就職準備支援事業	市内クリエイティブスクールや定時制高校生を対象に、資格取得支援や職業体験プログラムを通じて介護職への就労を支援
	介護職イメージアップ啓発事業	中・高校生に向けて、啓発パンフレットやPR動画を使い介護職のイメージアップを狙った啓発を実施
	訪日前日本語等研修事業	介護に関する覚書の締結先で、横浜で介護の仕事を希望する学生等を対象に、介護に関する知識や日本語等の研修を実施
	留学生日本語学校学費補助事業	介護福祉士を目指す留学生をアルバイトで受け入れ学費を負担する法人に、学費の一部を補助
	介護福祉士専門学校学費補助事業	介護福祉士を目指す留学生を受け入れ学費を立て替えた法人に、学費の一部を補助
2 介護人材の定着支援	外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業	市内の介護事業所での就労を希望する外国人と雇用を希望する介護事業所との雇用契約成立をあっせん等
	訪日後日本語等研修事業	市内の介護事業所で就労中の外国籍介護職員を対象に、介護の現場で必要な日本語等の研修を実施
	介護福祉士国家試験等対策事業	経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等に、介護福祉士国家試験の直前に試験対策のための研修を実施
	介護ロボット等導入支援事業	中高齢者または外国人を一定数継続雇用した介護事業所に、介護ロボット等の導入費用の一部を補助
3 専門性の向上	介護職員の宿舎整備事業	介護施設が勤務する職員の宿舎を整備する場合に、整備費の一部を補助
	事業所向け研修	介護事業所の管理者や職員に向けに、サービスの質の向上や介護人材の質の向上につながるセミナー等を開催
	経営者向け研修	高齢者施設等の経営者や施設長等を対象に、施設のマネジメント力の向上を目的とした研修を実施
	事業所単位表彰制度	高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な取り組みを行った介護事業者を評価し、事業所単位で表彰を実施

第2部 計画の具体的な展開

V 地域包括ケア実現のために

- 介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
- 介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

【第8期計画の重点キーワード】

老後の不安を安心に

I C T を活用した環境整備

事業量

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
本人の自己決定支援（エンディングノート等の普及）						
エンディングノート 活用促進のための講座開催数	回	-	323	80	★ 80	★ 90
人生の最終段階の医療・ケアに関する啓発						
ACP 人材育成研修 参加者数	人	-	-	76	150	180
もしも手帳の供給数 (累計) ※ ※配布実施機関へ渡す数	部	70,000	175,000	195,000	225,000	255,000
介護保険サービス利用状況のお知らせ送付						
発送数	通	44,986	21,522	18,649	20,000	20,000
介護相談員派遣事業の推進						
訪問回数	回	4,479	4,116	0	★2,200	4,400
ケアプラン点検（実地指導及びヒアリングシート）						
実地指導及び給付実績データから抽出した過誤の可能性が高い案件等の確認数	件	551	1,203	1,659	★1,000	★1,100
★H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値 ※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮						

1. 高齢期の暮らしについて、準備・行動できる市民を増やすために**施策の方向性**

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

ア 自分らしい暮らしについて考える機会の提供（ヨコハマ未来スイッチプロジェクト）**新規**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○歳を重ねても介護・医療が必要になっても、積極的に活動的に自分らしく暮らすこと（ポジティブ・エイジング）ができる社会の実現に向け、多様な主体と連携して広報・啓発を行う「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」に取り組みます。 ○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめたホームページ「地域包括ケアポータルサイト」の構築等を進め、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。
------	--

ヨコハマ未来スイッチプロジェクト**～ポジティブ・エイジングの実現に向けて～**

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」（※）のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

具体的には、高齢者やその家族等、身近な方の困りごとに対する相談先を分かりやすくご案内したり、将来への備えや、健康に関する情報、地域とつながる情報等を集約した「地域包括ケアポータルサイト」を構築し、情報発信をしていきます。

知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がることを目指します。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どこなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めました。

**イ ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）【再掲】****新規**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。 ○これまで地域活動やボランティア活動に参加したことがない住民に、プロボノを通じて地域活動や地域ケアプラザ・地域包括ケアシステムの認知を広げ、ボランティア活動の参加のきっかけをつくります。 ○地域活動団体等にプロボノワーカー（ハマボノ参加者）が参加することで、地域の中での新たなボランティア人材の育成につなげます。 ○プロボノを活用し支援することで、地域活動団体等の運営基盤の強化と活動の充実を図ります。
------	---

第2部 計画の具体的な展開

ウ セカンド STEP プロモーション事業（退職後の生活・地域情報の提供）

事業内容	○退職前後の世代に向けて、新たな生きがいを持つことができるよう、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をPRし、アクティブな生活が展開できるようサポートします。
------	--

エ 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）

拡充

事業内容	○これまでの人生を振り返り、これから的生活を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。 ○エンディングノートを活用するための講座を開催します。 ○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。 ○早い時期から自身のこれから的生活を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

エンディングノート

～これから的人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これから的人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し書き方講座が開催されています。

各区のエンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配付しています。



18 区のエンディングノート

■ 例えばこんな内容を書くことができます

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ



オ 人生の最終段階の医療に関する検討・啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人生の最終段階の医療等に関する専門職の人材育成等、人生の最終段階を安心して過ごすための体制づくりを行います。 ○「看取り期の在宅療養サポートマップ」を改訂し、本人や家族が看取り期の一般的なプロセス等を理解できる新たなツールを作成します。 ○「もしも手帳」を配布し、人生の最終段階での医療・ケアについて、市民の方が元気なうちから考え、希望を意思表示できるよう支援します。 ○アドバンス・ケア・プランニング（ACP：愛称「人生会議」）に関する基本的な知識や考え方を正しく理解した人材（医療・介護職等）を育成します。 ○市民が身近なところでアドバンス・ケア・プランニングについて知り、人生の最終段階について考えたり話し合うことができるよう啓発を進めます。また、より効果的な普及・啓発を推進するための啓発媒体等についても検討します。
------	---

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。

**「医療・ケアについての『もしも手帳』」**

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様に「もしも手帳」を配布しています。

“治療やケアの希望” “代理者の希望” “最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。



元気なときこそ、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、家族等の信頼のおける人と繰り返し話し合い、共有してみましょう。

第2部 計画の具体的な展開

2. 高齢者にやさしい安心のまちづくり・ＩＣＴを活用した環境整備

施策の方向性

医療と介護のデータを活用して地域の医療・介護の状況を正確に把握し、医療・介護分野の調査分析、研究を促進することにより、質の高いサービス提供体制の構築を推進します。また、ＩＣＴ技術も活用しながら、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりをソフトとハードの両面で進めます。

ア 医療・介護のデータ活用の促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○医療と介護のデータを統合したデータベースを用いて地域課題についてデータ分析を行い、事業や施策へ反映します。○専門的見地が必要となる分析は、大学等の外部研究機関と共同研究を実施し、研究成果を活用するとともにワークショップなどを通じてデータ分析スキルを持つ人材を育成します。
------	---

イ ＩＣＴの活用～施設等での活用推進～

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホーム等におけるオンライン面会や職員研修の促進及び業務効率化等を図るため、ＩＣＴ環境を整備します。○地域ケアプラザ等に Wi-Fi 等が利用できる環境を整備し、講座やサークル活動、会議等をオンラインで開催できるようにすることで「新しい生活様式」等にも対応できるようにします。
------	---

ウ 中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○中高齢者又は外国人介護職員雇用を条件に、介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助します。○中高齢者の社会参加促進と新たな担い手としての外国人の活躍を支援し、介護人材不足に対応します。
------	--

エ 地域ニーズや社会資源の把握・分析【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化します。○人口構成、医療及び介護等のデータと合わせて複合的に地域分析を行い、地域分析結果を地域等と共有します。
------	---

オ 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

事業内容	<p>(ア) 福祉のまちづくりの普及・推進</p> <p>○本市職員や市内設計士を対象に、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的とした「福祉のまちづくり研修」を実施し、条例の趣旨について周知するとともにバリアフリーに対する啓発を促進します。</p> <p>○次世代を担う子どもたちの福祉に対する理解や関心を高めるため、小学生向けのリーフレットを作成し授業や家庭学習で活用するなど、福祉教育への理解を進めます。</p> <p>○全ての人が安全で快適に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。</p> <p>(イ) 施設等のバリアフリー化</p> <p>○横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の公共交通機関の施設などについて、高齢者を含む全ての人にやさしい施設整備を進めます。</p> <p>○鉄道駅舎におけるエレベーター等の設置やノンステップバスの導入を促進します。</p> <p>○「福祉のまちづくり推進会議」において、市民や事業者等から幅広く意見を聞きながら、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを推進します。</p>
------	--

第2部 計画の具体的な展開

3. 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業者の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

(1) 介護給付適正化の推進【介護給付適正化計画】

ア 要介護認定の適正化

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み認定事務の効率化を進めます。○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。
------	--

要介護認定事務センター

超高齢社会の進展に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、各区で行っている要介護認定業務の一部を集約化し「要介護認定事務センター」を設置します。

これにより、

- (1)所要日数や申請件数の増加への対応
 - (2)要介護認定の適正化
 - (3)高齢者に係る福祉ニーズの増加への対応
- につなげることを目的としています。



イ ケアプラン点検

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○ケアマネジャーの質の向上や給付の適正化等に資するケアプラン点検を実施します。また、ケアプラン点検を通じて地域の社会資源や課題等を把握し関係団体と共有します。<再掲>○居宅介護支援事業所等に対して、サービスの必要性等を確認するためのヒアリングシートを送付します。ケアプランや提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているか等をケアマネジャーとともに確認します。
------	--

ウ 住宅改修の質の向上

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○新たな受領委任払い取扱事業者に対し、制度の理解、工事内容の質の向上等を目的とした研修会を実施します。○申請審査の質を高めるため、区局プロジェクトで事務の集約化及び審査の標準化に向けた検討を進めます。
------	---

エ 介護報酬請求の適正化

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○医療情報・介護給付実績と利用状況の窓口を行い、報酬請求の内容をチェックします。○集団指導講習会で事業所に対して報酬請求に係る法令や仕組み等の周知を徹底し、報酬請求の適正化を進めます。
------	---

オ 介護保険サービス利用状況のお知らせ送付

事業内容	○在宅サービス利用者に対して利用状況や負担額等を記載した通知を送付し、サービスの適正な利用を奨励するとともに不適正な報酬請求の発見・抑制を図ります。
------	--

カ 介護報酬返還請求

事業内容	○実地指導や監査により介護報酬の返還対象となつた事業所に対し、返還の手続を適正にきめ細かく指導します。
------	---

(2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査**ア 施設の第三者評価の実施**

事業内容	○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等が提供するサービスの質の向上に向けた自主的な取組等を支援するため、神奈川県の評価制度を積極的に活用するよう事業者に対し働きかけます。
------	--

イ 認知症高齢者グループホーム等のサービス評価の促進

事業内容	○認知症高齢者グループホームは、毎年、外部評価を受けて、その結果を公表することになっています。事業者のサービスの質を向上させるため外部評価の受審を徹底します。 ○外部評価結果を分かりやすく公表することで、利用者や家族が自分に合った事業者を選択できるようにします。
------	--

ウ 介護保険事業者に対する指導・監査の強化

事業内容	○介護保険事業者に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護保険事業所等の運営状況の確認を行えるよう、外部委託による実地指導の対象サービスを拡大するなど、より効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	---

エ 宿泊サービスの適正化

拡充

事業内容	○宿泊サービスを提供している通所介護事業所及び居宅介護支援事業所に対して、本市の指針に沿って宿泊サービスの提供が行われるよう助言を行い、宿泊サービスの適正化を図ります。
------	--

オ 介護相談員派遣事業の推進

事業内容	○介護施設の利用者や利用者家族から相談を聞き、施設との橋渡しを行う介護相談員の育成や派遣施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護付有料老人ホーム等）を増やすことにより、介護サービスの質の向上を図ります。
------	---

第2部 計画の具体的な展開

4. 高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報、情報提供

施策の方向性

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

ア 介護サービス情報の公表【再掲】

事業内容	○利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。 (本制度は、平成30年度に都道府県から政令指定都市に移譲されました。)
------	---

イ バリアフリーに関する情報の受発信

事業内容	○福祉のまちづくりに関する情報は、ホームページにおいて提供します。 ○高齢者に対する市職員の理解を深め、カラーユニバーサルデザイン（誰にでも分かりやすい配色に配慮した環境、サービス、情報等を提供する考え方）を意識した情報発信を推進します。
------	--

ウ 介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業者リストの発行

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットは多言語に翻訳し市ホームページ等において提供します。
------	---

よこはまシニア通信

高齢者に関する情報を広く市民に提供するため、2013年度から広報よこはま市版に「よこはまシニア通信」として記事を掲載しています。

横浜市 シニア通信

検索



5. 苦情相談体制の充実

施策の方向性

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して、関係機関で連携し迅速かつ的確な対応を行います。

ア 苦情相談対応の充実

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。
------	--

イ 苦情相談スキルの向上

事業内容	○苦情相談に対して、全ての職員が適切に対応できるよう、苦情相談事例を活用した検討などを通し、職員のスキル向上を図ります。
------	--

ウ 横浜市福祉調整委員会事業

事業内容	○横浜市福祉調整委員会は、福祉保健サービスに対する市民からの苦情相談に中立・公正な第三者機関として対応しています。 ○サービス提供者（市、区、事業者）に調査・調整を行い、必要に応じて改善を申入れることにより、苦情の解決と横浜市の福祉保健サービスの質の向上を目指します。
------	---

第2部 計画の具体的な展開

VI 自然災害・感染症対策

- 地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けて、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
- 必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

【第8期計画の重点キーワード】

自然災害や感染症への備え

緊急時の助けあい

事業量

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
----	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

事業継続計画

高齢者施設等における事業継続計画（BCP）の策定率	%	25.0	27.0	39.0	60.0	80.0	100.0
---------------------------	---	------	------	------	------	------	-------

避難確保計画

高齢者施設等における避難確保計画の策定率	%	75.6	87.0	89.8	95.0	100.0	100.0
----------------------	---	------	------	------	------	-------	-------

感染症研修

感染症研修の開催数	回	19	19	16	19	19	19
-----------	---	----	----	----	----	----	----

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3～5 年度は計画値

1. 緊急時に備えた体制整備・物資調達

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

ア 新型コロナ・災害時相互応援成事業

新規

事業内容	○特別養護老人ホーム等での感染症発生による施設職員の自宅待機や自然災害等の発生時における業務継続を図るために、職員派遣に協力した施設に対して協力金を支給します。
------	--

イ 高齢者施設新規入所者 PCR 検査費等助成事業

新規

事業内容	○高齢者施設内での感染拡大や重症化を防止するため、新規で特別養護老人ホーム等へ入所を予定している 65 歳以上の方のうち、本人が PCR 検査を希望する場合に、検査に係る費用を助成します。
------	--

ウ 緊急ショートステイ【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護者の急病等の理由により緊急にショートステイが必要な人を対象に、医療的ケアが可能な介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに緊急受入枠を確保します。 ○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった要介護者を受入れます。
------	--

エ 生活支援ショートステイ【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護者の不在や日常生活に支障がある等、在宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じる恐れがある要介護認定等を受けていない高齢者を対象に、養護老人ホームでの短期入所サービスを提供し、必要な指導及び支援を行います。 ○介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった高齢者を受入れます。
------	---

オ 介護事業所等における必要物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した際の感染拡大を防ぐための衛生用品を備蓄します。
------	---

カ 福祉避難所の協定締結

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム等の高齢者施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護高齢者の受け入れを行います。
------	--

キ 福祉避難所への備蓄物資の配付

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。
------	---

ク 事業継続計画（BCP）策定の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設等における感染症と大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）の作成を促進します。
------	---

ケ 避難確保計画策定の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒区域や浸水想定区域等に所在する高齢者施設等において、災害の種別に応じた避難に関する計画の作成を促進します。 ○高齢者施設等において、避難確保計画に基づいた訓練を実施します。
------	--

第2部 計画の具体的な展開

二 災害時要援護者支援

事業内容

- 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。

サ 住宅の地震対策の推進

拡充

事業内容

- 旧耐震基準※の木造住宅や分譲マンションについて、耐震診断や耐震改修にかかる費用を補助するほか、木造住宅については除却にかかる費用や防災ベッド・耐震シェルターといった減災対策の設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和 56 年 5 月末以前の基準）



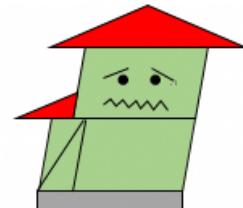
大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は、82%（平成 30 年 6 月公表「全国地震動予測地図」より）と、高い確率となっています。

※震度 6 弱とは、

人間：体感・行動としては立っていることが困難

木造建物：耐震性の低い住宅では、倒れるものがあり、耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。



出典：気象庁震度階級関連解説表

2. 防災・感染症予防対応力の向上に向けた研修・啓発

施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

ア 高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容

- 特別養護老人ホーム等における感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染担当者等を対象とした研修を実施します。
- 感染症対策研修の動画配信や感染症対策マニュアル、啓発用パンフレットの配布を行います。

イ 介護予防交流拠点の防災力向上に向けた取組

新規

事業内容

- 高齢者サロン等の介護予防交流拠点の防災力向上に向け、地域特性に応じた地震発生時の避難行動や注意事項、日頃の備え等に関して、外部講師による出前講座を実施します。

第2部 計画の具体的な展開

認知症施策推進計画の施策の展開

第2章 認知症施策推進計画の施策の展開

○認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

○発症以前からの理解、発症の気付きと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。

○自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

【第8期計画の重点キーワード】

認知症の早期発見・早期対応

認知症の本人からの発信支援

成果指標

認知症本人からの発信支援

本人ミーティング参加者数

R2
年度

140人

R5
年度

250人

認知症への関心度

認知症にとても関心がある人の割合
(※)

R1
年度

45.4%

R4
年度

55.0%

※ 3年に1度実施する「横浜市高齢者実態調査」の結果

事業量

1 正しい知識・理解の普及

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
----	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

認知症に関する理解促進

認知症サポーター養成講座 受講者数 (認知症キャラバン・メイト含む)	人	300,503	333,247	336,600	340,000	355,000	370,000
認知症キャラバン・メイト 養成数	人	3,828	4,098	4,200	4,300	4,400	4,500

認知症の本人からの発信支援

本人ミーティング参加者数	人	188	258	140	150	200	250
--------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

2 予防・社会参加

単位	H30 年度 2018 年度	R1 年度 2019 年度	R2 年度 2020 年度	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度
地域活動、社会参加						
認知症カワコ設置数 箇所	114	123	125	130	135	140

3 医療・介護

医療従事者等の認知症対応力向上の推進						
認知症対応力向上研修 受講者数（累計）	人	2,471	2,918	3,100	3,300	3,600
早期発見・早期対応						
もの忘れ検診受診者数	人	-	1,090	2,000	3,000	3,100

4 認知症の人の権利

本人の自己決定支援（エンディングノート等の普及）						
エンディングノート活用促進のための講座開催数＜再掲＞	回	-	323	80	★ 80	★ 90
成年後見制度の利用促進						
成年後見制度利用支援事業（報酬）利用件数＜再掲＞	件	446	490	581	510	551

5 認知症に理解のある共生社会の実現

見守り体制づくり						
見守りシールの利用者数	人	831	1,278	1,500	1,600	1,700
介護者支援の充実						
家族教室等の開催数	回	189	169	100	120	150
若年性認知症の人への支援						
相談件数	件	249	331	350	430	480

※H30・R1 年度は実績値、R2 年度は実績見込み値、R3~5 年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

第2部 計画の具体的な展開

1. 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(1) 認知症に関する理解促進

ア 認知症サポーターキャラバンの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に、子ども・学生、企業等へ養成講座を拡大します。○認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校における教育、高齢者との交流活動等を推進します。○認知症サポーター養成講座を修了した人が学習する機会を設け、実際の活動につなげるための取組をより充実します。○認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを検討します。
------	--

「認知症サポーター」とは

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

◆認知症サポーターの活動

○地域で

近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症になっても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなども、認知症の基本を学んだサポーターだからこそできる活動です。その他、認知症カフェなど地域の活動にも参加しています。

○職域で

警察や消防、金融機関、スーパー・マーケット・コンビニをはじめとする商店、交通機関など生活に密着した業種の人たちが多数、認知症サポーターとなっています。認知症が疑われるお客さまと接する際にも、適切な対応をとることができ、また最寄り自治体の関係機関と連携を図り、見守りや早期発見・早期対応に貢献しています。

★まずは認知症サポーターから始めよう!!

本市では地域住民、小中学校や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催されています。

認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター：ロバ隊長



イ キャラバン・メイトの活動充実

拡充

事業内容

- 認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。企業向けキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。

ウ 認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容

- 「世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。また、HPや図書館、啓発媒体等を活用し、各種取組やイベント情報を紹介します。

(2) 相談先の周知

ア 認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

拡充

事業内容

- 横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。
- 地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等を周知します。
- 区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

★認知症ケアパスガイドとは

認知症ケアパスガイドとは、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもので、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けるという考え方を基本として作成しています。

★横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

横浜市では、平成27年度に認知症の人、その家族、医療・介護関係者等の間で共有し、認知症の人が状態に応じて、医療・介護サービス、インフォーマルサービス等の適切な支援が切れ目なく受けられることを目指し横浜市版認知症ケアパスガイドの作成を行いました。各区役所や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等で配付しています。

認知症に関する相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等についての周知や、区役所及び認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用されています。



第2部 計画的具体的な展開

(3) 認知症の本人からの発信支援

ア 本人発信の場の拡大

新規

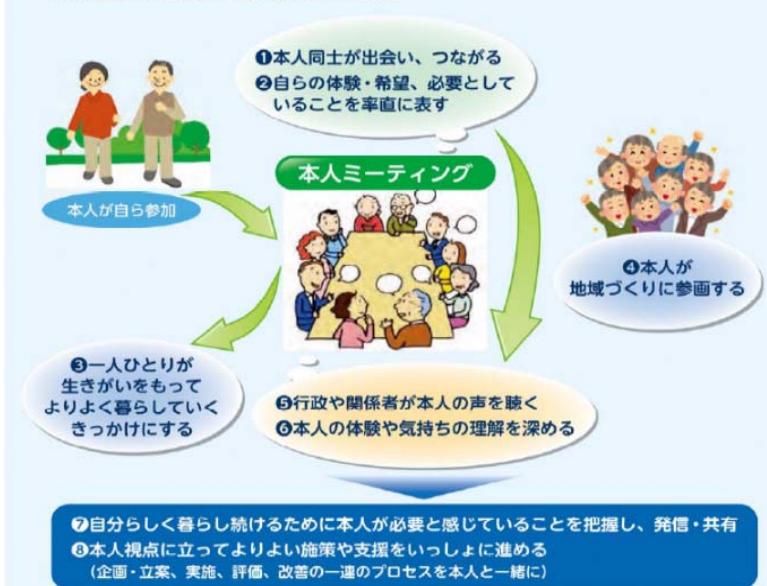
事業内容	<ul style="list-style-type: none">○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の本人とともに進めていきます。○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。
------	--

本人発信支援「本人ミーティング」とは

★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。

- 本人ミーティングは、認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めていくための方法です。



平成28年度 一般財団法人長寿社会開発センター発行「本人ミーティング開催ガイドブック」より一部抜粋

<参加者の声>

同じ病気を持った人同士なのでざっくばらんに話ができる。



同じ病気を持つ仲間と話しながら、今後の生活に役立てるための情報収集をしている。



同じ病気を持つ仲間同士であると分かり合える。新たに参加した人には、自分の知っていることを色々と伝えられる。

2. 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(1) 健康づくり、介護予防

ア 身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代からの生活習慣病対策（糖尿病や高血圧症等）が、将来の認知症予防につながることから、健康づくり関連と連携を図りながら取組を進めます。 ○横浜ならではの地域資源を生かしたフレイル予防の取組について検討し、地域に応じて、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり予防等の効果的な普及啓発を地域ケアプラザ等と連携して行います。 <p><再掲></p>
------	---

イ 軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。
------	--

「軽度認知障害（MCI）」とは

もの忘れるが主たる症状ですが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことをいいます。また軽度認知障害は正常と認知症の中間ともいえる状態で、年間で10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられます。

この段階で対処すれば、認知症への移行を遅らせたり、移行せずに済むかもしれません。

認知症予防を実践しよう！

よく食べよう！



1日10品目を
きちんと食べよう

よく歩こう！



歩幅を広げて
姿勢よく歩こう

よく外に出よう！



社会参加・地域での
役割をもとう
行動範囲を広げよう

「軽度認知障害」のサインを見逃さない！

- 約束をよく忘れるようになった
- 趣味への興味がなくなった
- 服装に関心がなくなった
- 家族や周囲の人との会話が少なくなった

各区で「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を配布しています。
この冊子では、認知症予防のためのヒントが詳しく書かれています！



第2部 計画の具体的な展開

(2) 地域活動、社会参加

ア 本人や家族の居場所の拡大

拡充

事業内容

- 認知症の本人、家族、関係者が集える場を増やします。
- 認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。<再掲>
- 認知症の本人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進します。また、認知症カフェ等の運営支援や広報を行います。

本人や家族の居場所「認知症カフェ」とは

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には100か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向け交流会を開催しています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」
など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



イ 本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容

- 認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるよう、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。
- 認知症の本人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。
- 地域で開催される各種講座等の学びを通じて、高齢者の地域社会への参画を促進します。

3. 医療・介護

施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

(1) 早期発見・早期対応

ア もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

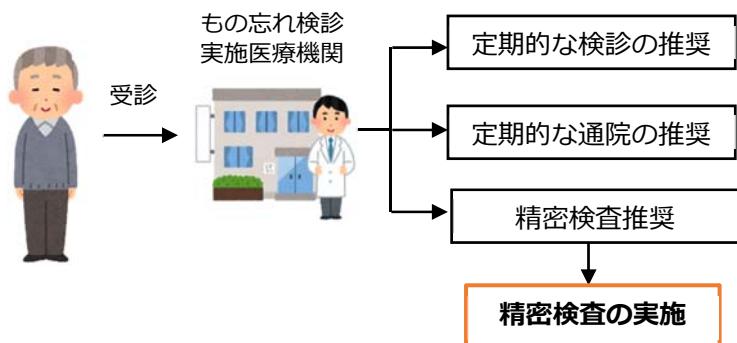
新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。 ○身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診の拡充や受診勧奨により、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。軽度認知障害（MCI）の人を身近な通いの場などへの参加につなげ、早期に対応することで認知症への移行予防を図ります。
------	---

もの忘れ検診

認知症の疑いのある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、65歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



イ 多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容

- 区役所や地域包括支援センターは、認知症に関する高齢者や家族の相談を受けて適切な支援・調整を行います。
- 運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に關し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いのある人等の早期発見・早期対応を推進します。

ウ 認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容

- 認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業者等と連携を図ります。
- 認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて対応力向上を図ります。

第2部 計画の具体的な展開

(2) 医療体制の整備

ア 認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症疾患医療センターを市内に9か所設置し、認知症に関する地域の医療提供体制を強化します。○認知症疾患医療センターを地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます。○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、B P S Dや身体合併症に対する急性期医療、B P S D・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。
------	---

認知症疾患医療センター

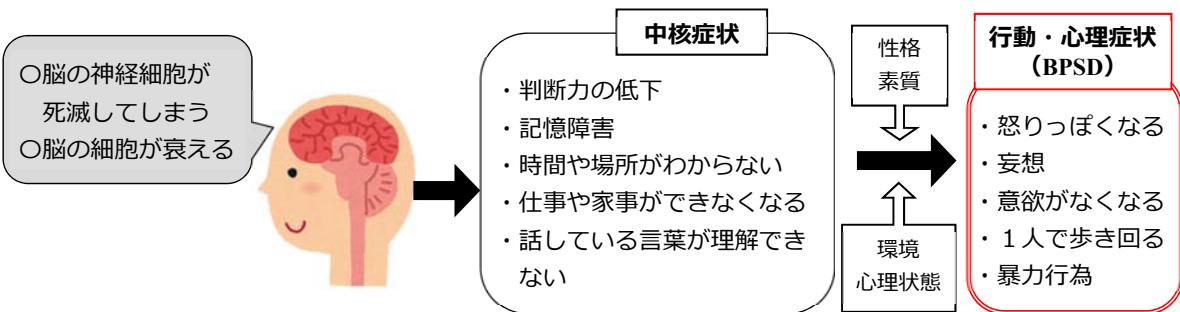
認知症疾患医療センターは、地域での認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを実施しているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



「中核症状」、「行動・心理症状（B P S D）」とは

B P S Dとは・・・

記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状を「行動・心理症状（B P S D）」と呼びます。



(3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

ア 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

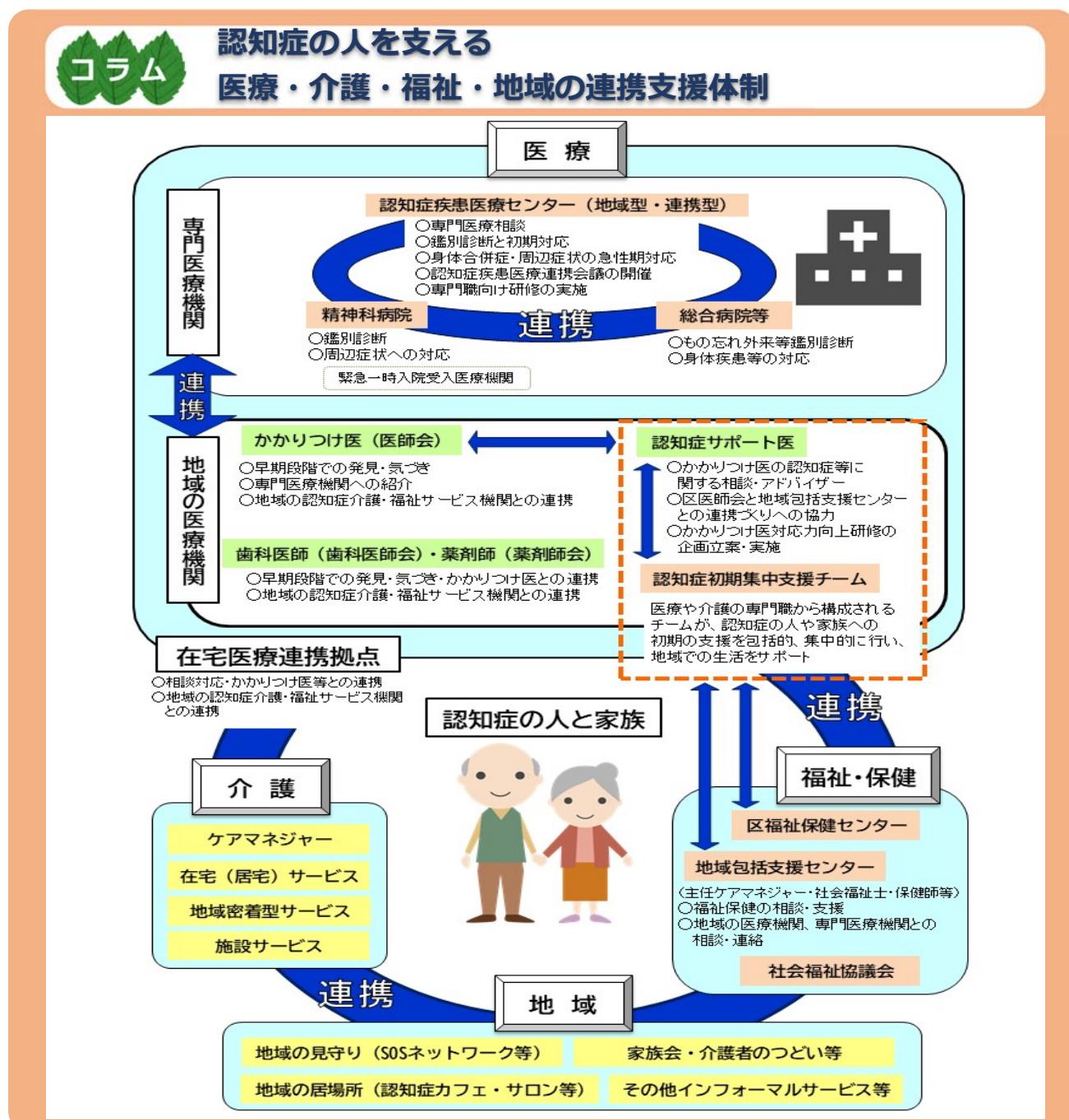
事業内容	<ul style="list-style-type: none">○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。○かかりつけ医認知症対応力向上研修により、認知症の疑いがある人や認知症の人に対応し、必要がある場合は適切な専門医療機関等へつなげられますようにします。
------	--

(4) 介護サービス基盤整備、介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

ア 介護人材の質の向上と認知症に対応した介護サービスの適切な提供

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進します。「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を周知します。 ○多職種と連携を図り、認知症の人に合ったケアプランを作成し、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護サービスなどの介護サービスを提供します。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。<再掲>
------	---



4. 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(1) 自己決定支援

ア 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これから生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。○エンディングノートを活用するための講座を開催します。○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。○早い時期から自身のこれから生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	---

(2) 権利擁護

ア 成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<p>(ア) 成年後見制度等</p> <ul style="list-style-type: none">○中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るために、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。 ＜再掲＞○第三者後見人が必要な高齢者や障害者で、きめ細かい見守りや支援が必要な方の成年後見制度の利用を円滑に進めるため、よこはま成年後見推進センターを中心として、市民や関係機関と連携し市民後見人の養成と活動支援を推進します。 ＜再掲＞○よこはま成年後見推進センターの取組として、市内の社会福祉法人やNPO法人等の法人後見団体への支援を行います。＜再掲＞○区福祉保健センターは、後見等開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のため必要がある場合は、区長が申立てを行うとともに、その際の申立てに要する費用や後見人などへの報酬を本人の収入等に応じて助成します。＜再掲＞○報酬の助成は、区長申立て以外の場合も対象とします。＜再掲＞
------	---

事業内容	<p>(イ) 横浜生活あんしんセンターの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談のほか、弁護士による専門相談、法人後見業務を行います。<再掲> ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や、契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。<再掲> ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。<再掲> <p>(ウ) 消費者被害の防止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や認知症等の判断力の低下した人の消費者被害を未然に防止するため、地域で見守る体制の構築を進め、関係機関の連携を強化します。 ○必要な人や福祉機関等に、法テラスの法的支援の制度手続等について情報提供していきます。
------	---

(3) 虐待防止

ア 高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	<p>(ア) 養護者による高齢者虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。 ○地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。 ○区福祉保健センター及び地域包括支援センターは、養護者に対して高齢者が医療や介護等で利用できるサービスの情報を提供し、必要なときにすぐに利用できるよう支援することで、介護負担の軽減を支援します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。 ○個別の事例については、随時の弁護士相談や関係機関との支援検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応するとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関の協力により、高齢者が安心して生活できるよう継続的に支援します。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。 <p>(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。 ○高齢者の尊厳を傷つけ、身体的機能の低下を引き起こすことにつながる身体拘束は、緊急のやむを得ない場合を除き行わないよう運営指導を行います。
------	---

5. 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

ア 認知症バリアフリーの推進

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善を進めます。 ○職域別（交通事業者や金融機関等）の認知症への対応についてまとめたリーフレット等を作成し、各職域における接遇研修等への活用につなげます。
------	--

(2) 見守り体制づくり

ア 認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進し、合わせてSNS等の活用も検討します。 ○厚生労働省や神奈川県のホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。
------	---

行方不明時の早期発見の取り組み

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症の方ご本人の情報を発見協力機関に伝え、協力機関が通常業務の範囲内で発見保護に協力する仕組みです



横浜市認知症高齢者等 見守りシール事業

行方不明になった認知症の方が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼つて使用します。



(3) 介護者支援の充実

ア 介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいや認知症のケア技法等に関するセミナーを開催します。 ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう支援者の質の向上を図ります。 <p><再掲></p>

イ 相談事業の実施

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や地域包括支援センターにおける、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。 ○介護経験者や認知症ケアの専門家等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。 ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等を活用した周知を行います。

(4) 若年性認知症の人への支援

ア 若年性認知症の人や家族のつどいや居場所の充実

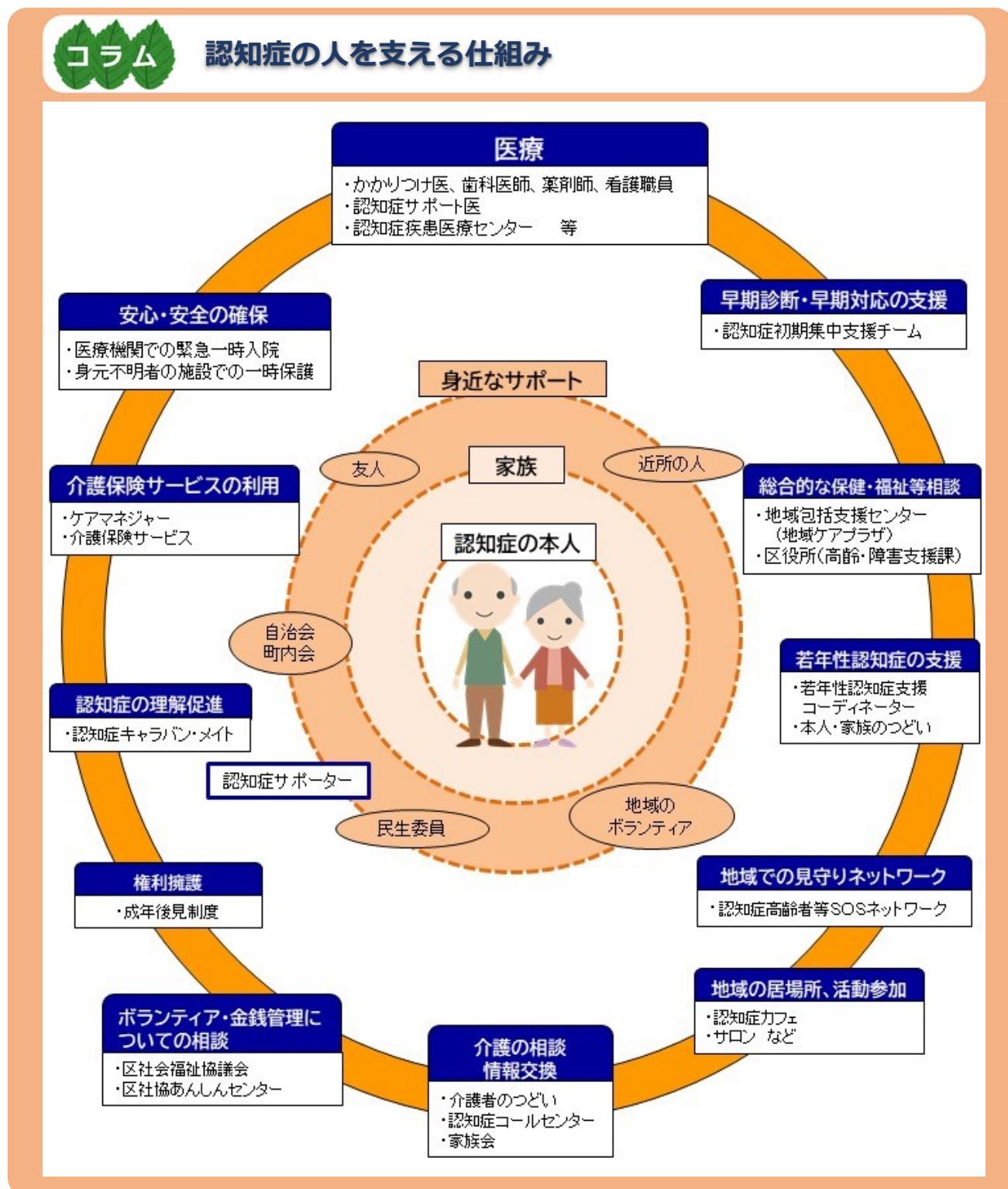
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症は、職場や産業保健スタッフが気付く機会が多いことから、センター養成講座やリーフレットの活用などを通じて企業等への普及啓発を行い、職場における理解の拡大や雇用の確保につなげます。 ○若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、リーフレットを活用します。 ○若年性認知症の人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。 ○若年性認知症の本人や家族が集まる場の充実を図ります。

イ 若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症の人同士が集まって語り合う本人ミーティングを推進します。 ○若年性認知症の支援を更に充実させるために、若年性認知症支援コーディネーターの拡充を検討します。 ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。



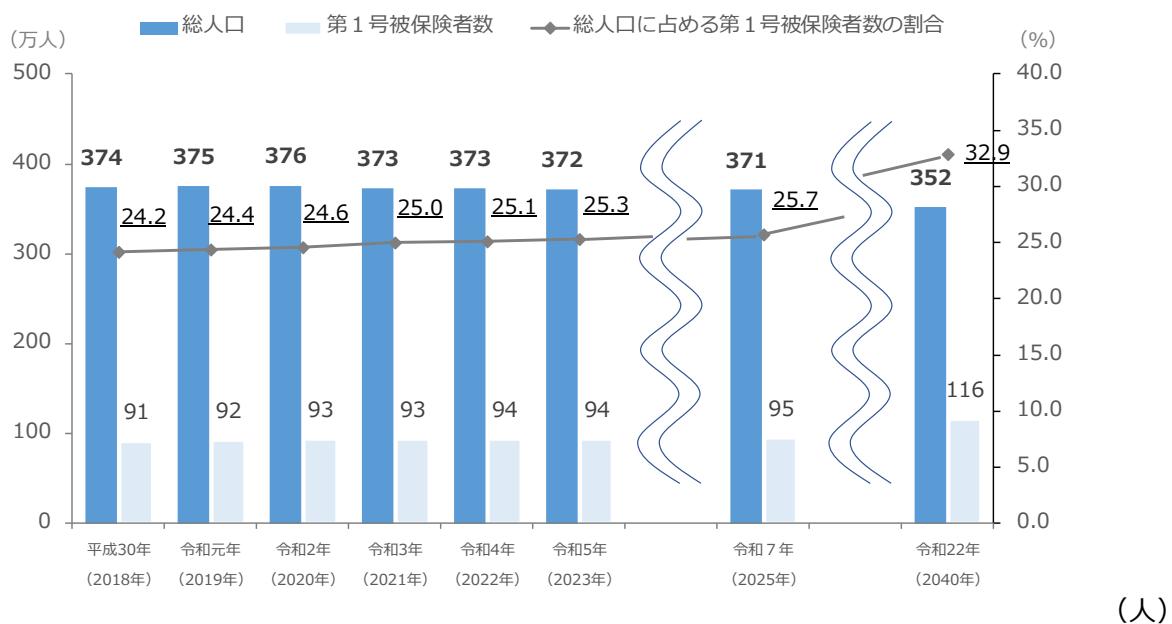
第3部 介護サービス量の見込み・ 保険料の設定

第1章 被保険者数等の見込み

1. 被保険者数の見込み

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）数は、令和2年時点では約93万人で、本市の総人口に占める割合は24.6%ですが、令和22年には約116万人、32.9%に達すると見込んでいます。

また、第1号被保険者に対する後期高齢者（75歳以上）数も年々増加し、令和2年時点では約48万人で、本市の総人口に占める割合は12.8%ですが、令和22年には約62万人、17.5%に達すると見込んでいます。



	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
総人口	3,744,232	3,752,841	3,760,472	3,730,454	3,726,801	3,722,059	3,709,638	3,524,256
第1号被保険者数	906,546	915,798	925,125	931,300	935,500	941,200	954,300	1,158,200
総人口比	24.2%	24.4%	24.6%	25.0%	25.1%	25.3%	25.7%	32.9%
前期高齢者（65～74歳）	451,892	443,222	443,088	444,200	426,300	409,000	385,900	542,700
総人口比	12.1%	11.8%	11.8%	11.9%	11.4%	11.0%	10.4%	15.4%
第1号被保険者比	49.8%	48.4%	47.9%	47.7%	45.6%	43.5%	40.4%	46.9%
後期高齢者（75歳以上）	454,654	472,576	482,037	487,100	509,300	532,200	568,500	615,600
総人口比	12.1%	12.6%	12.8%	13.1%	13.7%	14.3%	15.3%	17.5%
第1号被保険者比	50.2%	51.6%	52.1%	52.3%	54.4%	56.5%	59.6%	53.2%
第2号被保険者数	1,314,996	1,323,937	1,332,470	1,335,700	1,339,300	1,340,500	1,335,600	1,078,700

※ 総人口の令和2年度までの数字は住民基本台帳人口、令和3年度以降の数字は平成27年度国勢調査調査を基準とした
横浜市将来人口推計（中位推計）

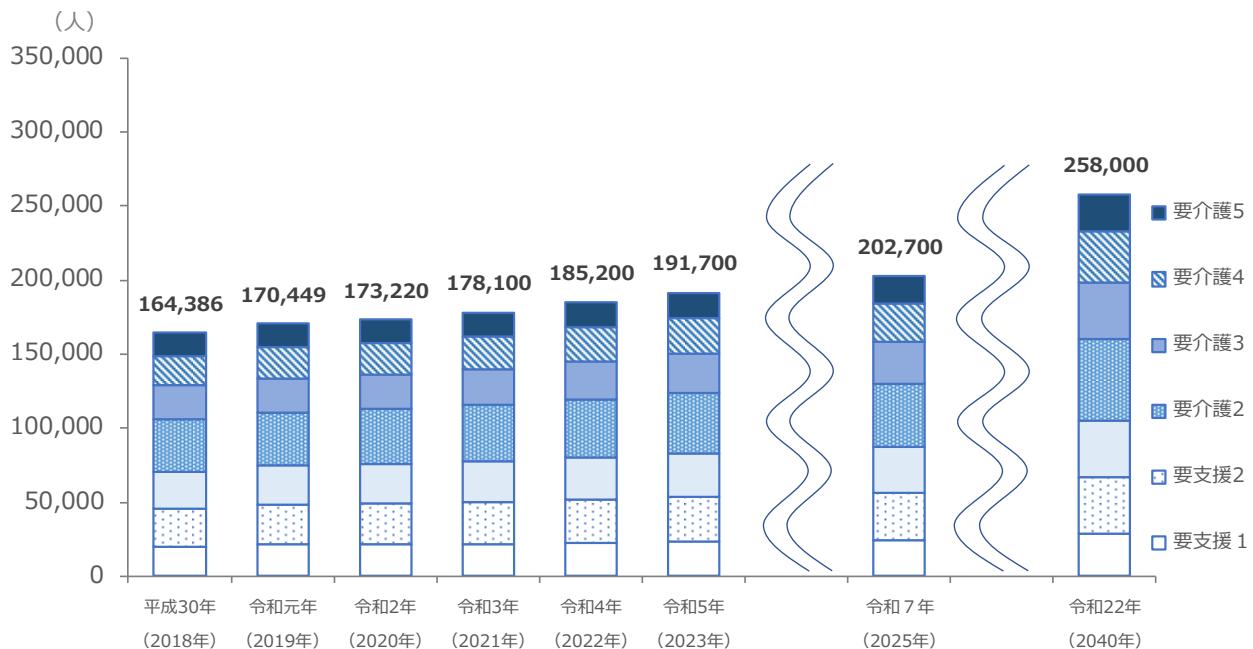
※ 被保険者数の令和2年度までの数字は実績値、令和3年度以降の数字は推計値（各年10月1日現在）

※ 第1号被保険者数は、住所地特例等により65歳以上人口と数値が異なる

※ 端数処理を行っているため、合計が一致しないことがある

2. 要支援・要介護認定者数の見込み

後期高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。



	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
要支援1	19,520	21,356	21,380	22,100	22,900	23,600	24,700	28,900
要支援2	25,937	27,389	27,998	28,400	29,400	30,300	31,800	38,100
要介護1	25,282	25,903	26,513	27,100	28,100	29,100	30,800	38,200
要介護2	35,249	36,096	36,893	37,800	39,300	40,700	43,000	55,400
要介護3	22,677	23,220	23,691	24,500	25,500	26,500	28,200	37,700
要介護4	20,108	20,871	21,369	22,000	23,000	23,800	25,400	34,600
要介護5	15,613	15,614	15,376	16,400	17,000	17,600	18,700	25,100
要支援計	45,457	48,745	49,378	50,500	52,300	53,900	56,600	67,000
要介護計	118,929	121,704	123,842	127,700	132,900	137,700	146,100	191,000
合計	164,386	170,449	173,220	178,100	185,200	191,700	202,700	258,000

※端数処理を行っているため、合計が一致しないことがある

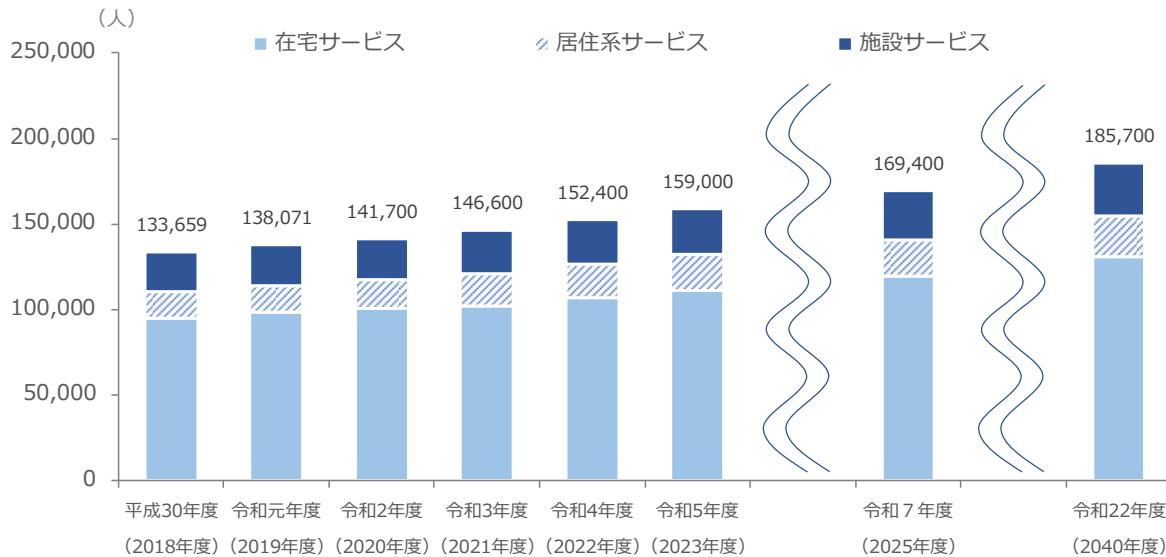
※令和2年度までは実績値、令和3年度以降は推計値（各年度9月末時点）

第3部 介護サービス量の見込み・保険料の設定

3. 介護サービス利用者等の見込み

在宅サービス利用者数は、75歳以上の被保険者数の伸び率を考慮して見込んでいます。

居住系サービス利用者数及び施設サービス利用者数は、整備量や稼働率等を加味して見込んでいます。



		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
在宅 サービス	利用者数	95,297	98,482	100,800	102,200	106,800	111,500	119,500	131,000
	指数	100	103.3	105.8	107.2	112.1	117.0	125.4	137.5
	人数構成比	71.3%	71.3%	71.1%	69.7%	70.1%	70.1%	70.5%	70.5%
居住系 サービス	利用者数	15,160	15,947	16,700	19,100	19,900	20,800	21,400	23,600
	指数	100	105.2	110.2	126.0	131.3	137.2	141.2	155.7
	人数構成比	11.3%	11.5%	11.8%	13.0%	13.1%	13.1%	12.6%	12.7%
施設 サービス	利用者数	23,203	23,642	24,200	25,300	25,700	26,700	28,400	31,200
	指数	100	101.9	104.3	109.0	110.8	115.1	122.4	134.5
	人数構成比	17.4%	17.1%	17.1%	17.3%	16.9%	16.8%	16.8%	16.8%
サービス 利用者数 合計	利用者数	133,659	138,071	141,700	146,600	152,400	159,000	169,400	185,700
	指数	100	103.3	106.0	109.7	114.0	119.0	126.7	138.9
	人数構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「在宅サービス」は、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（地域支援事業移行分）の月次に基づく平均利用者数

※「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の月次に基づく平均利用者数

※「施設サービス」は、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の月次に基づく平均利用者数

※令和元年度までは実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3年度以降は推計値

※端数処理を行っているため、合計が一致しないことがある

第2章 介護給付費等の見込み

1. 介護保険給付サービスの見込量

(1) 在宅サービス

(年間)

サービス種別			第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①訪問介護	介護給付	回数	6,402,720	6,474,849	6,659,200	7,292,100	7,857,700	8,341,300
		人数	349,816	348,765	339,500	359,000	375,500	392,400
②訪問入浴介護	介護給付	回数	158,389	156,089	161,300	159,700	165,100	172,900
		人数	30,500	30,188	31,500	31,100	32,500	34,000
	予防給付	回数	598	311	350	400	400	400
		人数	154	85	100	100	100	100
③訪問看護	介護給付	回数	1,999,448	2,174,451	2,380,200	2,355,500	2,522,900	2,684,900
		人数	205,039	221,435	233,200	225,600	236,000	246,600
	予防給付	回数	247,961	297,907	348,400	341,600	362,400	385,900
		人数	29,455	34,946	40,000	38,400	40,200	42,000
④訪問リハビリテーション	介護給付	回数	229,583	249,626	268,200	265,400	284,500	301,000
		人数	18,760	20,295	20,900	20,400	21,300	22,200
	予防給付	回数	33,908	38,026	46,100	46,400	48,400	51,200
		人数	3,117	3,533	4,200	4,200	4,400	4,600
⑤居宅療養管理指導	介護給付	回数	324,743	351,520	377,300	361,100	377,800	394,800
	予防給付	回数	23,042	27,372	30,300	28,800	30,100	31,500
⑥通所介護	介護給付	回数	2,524,320	2,599,605	2,407,100	2,712,200	2,860,600	3,013,400
		人数	278,591	285,115	260,800	293,400	306,900	320,700
⑦通所リハビリテーション	介護給付	回数	716,560	710,888	625,700	699,200	717,800	737,800
		人数	96,682	97,399	86,000	98,700	103,300	107,900
	予防給付	回数	16,971	19,815	19,100	22,000	23,000	24,000
		人数	1,482	1,564	1,000	849,000	910,900	951,700
⑧短期入所生活介護	介護給付	回数	771,787	737,418	663,400	70,100	73,400	74,800
		人数	69,082	67,812	56,100	8,200	8,400	8,600
	予防給付	回数	9,134	9,327	5,900	1,400	1,500	1,600
		人数	1,482	1,564	1,000	143,600	150,600	156,800
⑨短期入所療養介護	介護給付	回数	141,078	135,398	97,500	17,900	18,700	19,500
		人数	17,522	17,304	12,000	1,000	1,100	1,100
	予防給付	回数	1,679	1,388	700	300	300	300
		人数	251	247	150	142,500	148,200	154,000
⑩特定施設入居者生活介護	介護給付	回数	106,717	112,137	119,100	19,200	20,000	20,800
	予防給付	回数	14,412	15,519	15,800	551,800	577,200	603,200
⑪福祉用具貸与	介護給付	回数	522,100	541,730	557,200	134,200	140,400	146,700
	予防給付	回数	110,720	124,149	136,500	9,400	9,900	10,300
⑫特定福祉用具販売	介護給付	回数	9,018	9,146	9,600	3,000	3,100	3,300
	予防給付	回数	2,874	2,917	2,900	7,500	7,800	8,100
⑬住宅改修	介護給付	回数	7,174	7,204	6,600	4,200	4,400	4,600
	予防給付	回数	4,041	4,153	3,600	827,300	865,400	904,300
⑭介護(予防)支援	介護給付	回数	787,952	803,383	809,900	166,100	173,700	181,500
	予防給付	回数	143,324	160,891	176,000			

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3~5年度は計画値

第3部 介護サービス量の見込み・保険料の設定

(2) 地域密着型サービス

(年間)

サービス種別			第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	介護給付	人数	9,433	10,139	10,700	10,500	10,900	11,400
②夜間対応型訪問介護	介護給付	人数	15,978	15,167	15,800	15,600	16,400	17,100
③認知症対応型通所介護	介護給付	人数	24,704	24,604	22,500	25,300	26,500	27,700
	予防給付	人数	36	32	15	15	15	15
④地域密着型通所介護	介護給付	人数	158,752	164,764	152,500	169,600	177,400	185,400
⑤小規模多機能型居宅介護	介護給付	人数	27,755	27,940	28,200	28,200	30,900	33,600
	予防給付	人数	1,788	2,040	2,200	2,200	2,400	2,600
⑥認知症対応型共同生活介護	介護給付	人数	60,461	63,447	65,300	66,700	70,700	74,000
	予防給付	人数	192	117	100	100	100	100
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	介護給付	人数	132	144	150	150	150	150
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付	人数	688	673	650	1,000	1,300	2,000
⑨看護小規模多機能型居宅介護	介護給付	人数	3,464	3,873	4,200	4,900	5,600	6,300

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3~5年度は計画値

(3) 施設サービス

(年間)

サービス種別			第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護老人福祉施設	介護給付	人数	173,938	178,806	188,300	193,700	198,200	207,000
②介護老人保健施設	介護給付	人数	97,858	98,941	101,100	103,400	103,400	105,700
③介護療養型医療施設	介護給付	人数	5,899	4,832	3,200	3,000	2,300	2,000
④介護医療院	介護給付	人数	53	451	2,100	2,600	3,200	3,400

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3~5年度は計画値

2. 地域支援事業の見込量

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(年間)

サービス種別	第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①訪問介護相当サービス	人	138,246	136,703	135,800	137,100	143,400
②訪問型生活援助サービス	人	6,344	8,246	8,400	8,600	8,900
③訪問型短期予防サービス	人	145	124	120	150	150
④通所介護相当サービス	人	164,289	178,491	177,100	178,900	187,100
⑤介護予防ケアマネジメント	人	181,245	185,168	191,700	197,700	203,700
⑥介護予防・生活支援サービス 補助事業	補助 活動数	45	58	69	69	91
						113

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3~5年度は計画値

イ 一般介護予防事業

(年間)

サービス種別	第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護予防普及啓発事業 (教室・講演会・イベント実施回数)	回	814	630	160	★ 540	★ 560
②元気づくりステーション事業 (参加者数)	人	8,044	8,383	4,500	★ 8,500	★ 9,250
③地域リハビリテーション活動支援 事業(専門職派遣回数)	回	232	204	136	245	250
④よこはまシニアボランティアポイ ント事業(活動者数/受入施設数)	人	10,707	11,406	8,600	12,000	12,700
	箇所	580	639	670	700	730
						760

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3~5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

第3部 介護サービス量の見込み・保険料の設定

(2) 包括的支援事業

(年間)

サービス種別		第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①地域包括支援センター運営費 (地域包括支援センター数)	箇所	141	142	142	143	145	146
②ケアマネジメント推進事業 (関係機関との連携体制構築の取組回数 ／ケアマネジャー研修等回数)	回	3,191	2,953	1,000	★ 2,000	★ 2,500	★ 3,000
	回	77	81	26	80	80	80
③在宅医療連携推進事業 (多職種連携事業実施回数 ／市民啓発事業開催数)	回	338	332	220	★ 200	★ 205	★ 210
	回	50	56	31	★ 30	★ 35	★ 40
④認知症初期集中支援等推進事業 (初期集中支援チーム設置区)	区	18	18	18	18	18	18
⑤生活支援体制整備事業 (第1層生活支援コーディネーター ／第2層生活支援コーディネーター)	人	18	18	18	18	18	18
	人	141	143	143	144	146	147
⑥地域ケア会議推進事業 (地域ケア会議開催回数)	回	567	418	159	745	745	745
⑦市民の意思決定支援事業 (エンディングノート活用促進の ための講義開催)	回	—	323	80	★ 80	★ 90	★ 100
⑧認知症地域支援推進事業 (認知症カフェ設置数)	箇所	114	123	125	130	135	140

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3～5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

(3) 任意事業

(年間)

サービス種別		第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護給付適正化事業 (利用状況のお知らせ発送数)	通	44,986	21,522	18,649	20,000	20,000	20,000
②介護相談員派遣事業 (訪問回数)	回	4,479	4,116	0	★ 2,200	4,400	4,800
③高齢者紙おむつ給付事業 (延べ給付月数)	月	45,676	48,597	51,382	54,400	57,700	61,200
④高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 (対象住宅数)	住宅	206	207	208	210	210	210
⑤高齢者配食・見守り事業 (延べ食数)	食	210,959	179,481	169,032	205,400	205,400	205,400
⑥成年後見制度利用支援事業 (利用件数)	件	446	490	581	510	551	592
⑦介護サービス自己負担助成費 (グループホーム助成対象者数)	人	122	134	155	155	155	155
⑧地域で支える介護者支援事業 (見守りシールの利用者数)	人	831	1,278	1,500	1,600	1,700	1,800

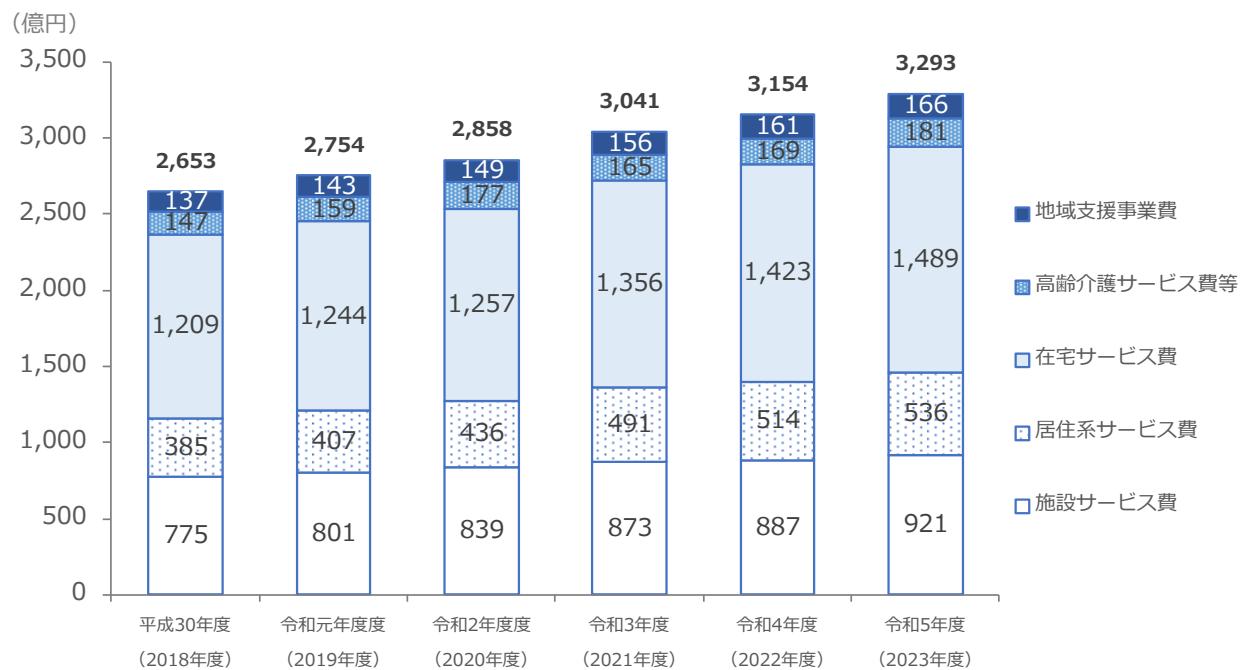
※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3～5年度は計画値

※「★」は新型コロナウイルスの影響を考慮

3. 介護保険給付費等総額

後期高齢者の増加により、介護保険サービス利用者も増加していることから、給付費が年々増加しています。

令和3年度の介護報酬改定による給付費の増加、制度改正による給付費の減少も見込んでいます。



サービス種別	第7期計画(実績)			第8期計画(見込)		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス	1,209	1,244	1,257	1,356	1,423	1,489
居住系サービス	385	407	436	491	514	536
施設サービス	775	801	839	873	887	921
高額介護サービス費等	147	159	177	165	169	181
地域支援事業	137	143	149	156	161	166
計	2,653	2,754	2,858	3,041	3,154	3,293

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3～5年度は計画値

※高額介護サービス費等は、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査手数料を含む

※端数処理を行っているため、合計が一致しないことがある

第3部 介護サービス量の見込み・保険料の設定

4. 地域支援事業費

(百万円)

事業区分 ／対象事業名	第7期計画（実績）			第8期計画（見込）		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防・日常生活支援総合事業						
地域づくり型介護予防事業						
訪問支援事業（訪問型短期予防サービス）	7,730	8,164	8,215	8,673	9,092	9,490
よこはまシニアボランティアポイント事業						
介護予防・生活支援事業						
包括的支援事業						
地域包括支援センター運営費						
ケアマネジメント推進事業						
在宅医療連携推進事業						
認知症初期集中支援等推進事業	5,059	5,135	5,489	5,532	5,610	5,643
生活支援体制整備事業						
地域ケア会議推進事業						
市民の意思決定支援事業						
認知症地域支援推進事業						
任意事業						
介護給付費適正化事業						
介護相談員派遣事業						
高齢者紙おむつ給付事業						
高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業	933	1,003	1,241	1,359	1,418	1,452
高齢者配食・見守り事業						
成年後見制度利用支援事業						
介護サービス自己負担助成費						
地域で支える介護者支援事業						
合 計	13,722	14,302	14,945	15,564	16,121	16,585

※平成30・令和元年度は実績値、令和2年度は実績見込み値、令和3~5年度は計画値

※事業の名称は変更になることがある

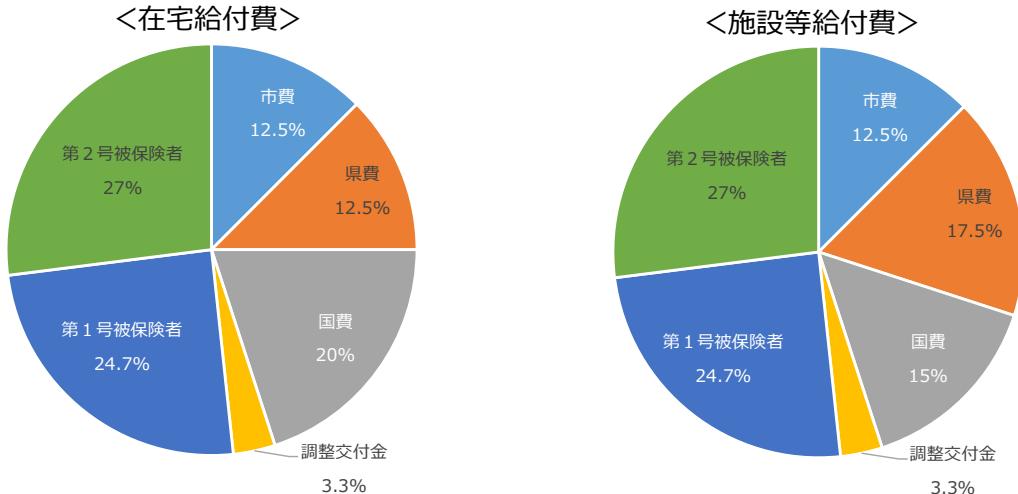
※端数処理を行っているため、合計が一致しないことがある

5. 介護保険事業に係る財源

(1) 保険給付費の財源

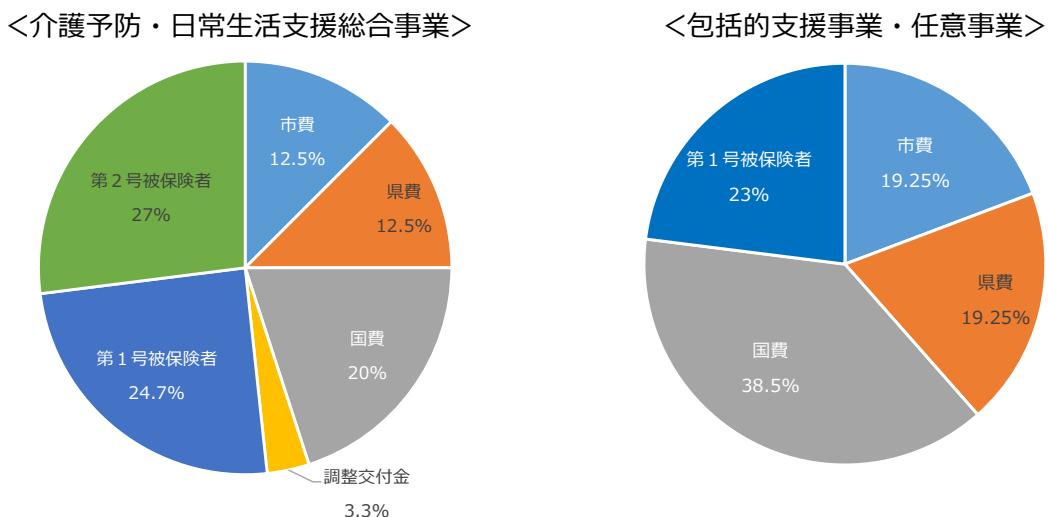
介護サービスを利用する場合、費用の原則1割が自己負担となり、残りの9割が保険から支払われます。その財源の半分は公費（税金）により、国、都道府県、市町村が負担し、残りの半分を被保険者の保険料で運営しています。

介護サービスの利用量に応じて被保険者の方の保険料が決まることになります。



(2) 地域支援事業の財源

地域支援事業は、高齢者の伸び率等を勘案して上限が設定されます。介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は、半分は公費（税金）により、国、都道府県、市町村が負担し、残り半分を被保険者の保険料で運営しています。また、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担がなく、国、都道府県、市町村の公費（税金）の占める割合が高くなっています。



【調整交付金】

介護を受ける可能性が高い75歳以上の高齢の方が多いほど、また第1号被保険者の所得水準が低いほど、第1号被保険者の保険料の基準額が高くなります。調整交付金は、このような市町村の努力では対応できない第1号被保険者の保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されます。

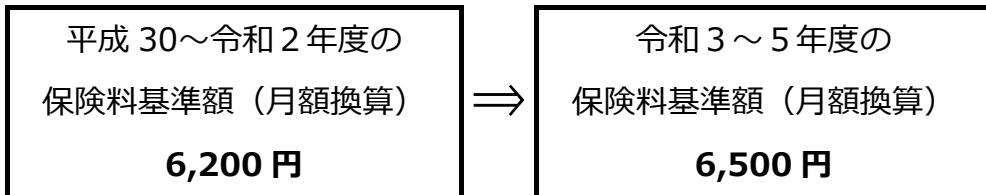
第3章 第1号被保険者の保険料基準額

1. 第1号被保険者保険料

これまでの要介護認定者数、利用者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬の改定による影響等から、第8期計画期間内の給付費を9,488億円と見込みました。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合（23%+調整交付金の不足分1.7%）を乗じた後の金額から、介護給付費準備基金の取崩額（約155億円）を引き、被保険者数に段階割合を乗じた補正被保険者数（約282.6万人）で除することにより次期保険料基準額を算出しました。

$$\begin{aligned} & 9,278 \text{ 億円} (\text{包括的支援事業・任意事業費以外}) \times 24.7\% + 210 \text{ 億円} (\text{包括的支援事業・任意事業費}) \times 23\% \\ & - \text{約} 155 \text{ 億円} (\text{介護給付費準備基金の取崩額}) \div 99.2\% (\text{予定収納率}) \\ & \div \text{約} 282.6 \text{ 万人} (\text{補正被保険者数}) \div 12 \text{ か月} \approx 6,500 \text{ 円} \end{aligned}$$



（※端数処理を行っているため、完全一致しないことがある。）

2. 保険料負担割合等の考え方

横浜市では、介護保険制度開始当初から、低所得者等の負担を軽減するために国の標準より段階を細分化し、負担割合を緩和してきました。第8期においては、第7期の各段階における負担割合と同様に、本市独自に、国の9段階より所得に応じた16段階を設定しています。

<第1号被保険者の保険料>

第7期（平成30～令和2年度） (保険料割合、保険料額は令和2年度)				第8期（令和3～5年度）			
段階	対象者	割合	年間保険料 (月額換算)	段階	対象者	割合	年間保険料 (月額換算)
第1段階	・生活保護または 中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ 老齢福祉年金受給者	0.25	18,600円 (1,550円)	第1段階	・生活保護または 中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ 老齢福祉年金受給者	0.25	19,500円 (1,625円)
第2段階	本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額(※) －公的年金等所得金額」 の合計が80万円以下	0.25	18,600円 (1,550円)	第2段階	本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額(※) －公的年金等所得金額」 の合計が80万円以下	0.25	19,500円 (1,625円)
第3段階	本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額 －公的年金等所得金額」 の合計が120万円以下	0.35	26,040円 (2,170円)	第3段階	本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額 －公的年金等所得金額」 の合計が120万円以下	0.35	27,300円 (2,275円)
第4段階	上記以外	0.60	44,640円 (3,720円)	第4段階	上記以外	0.60	46,800円 (3,900円)
第5段階	本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額 －公的年金等所得金額」 の合計が80万円以下	0.90	66,960円 (5,580円)	第5段階	本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額 －公的年金等所得金額」 の合計が80万円以下	0.90	70,200円 (5,850円)
第6段階 <基準額>	上記以外	1.00	74,400円 (6,200円)	第6段階 <基準額>	上記以外	1.00	78,000円 (6,500円)
第7段階	本人の合計所得金額が 120万円未満	1.07	79,600円 (6,633円)	第7段階	本人の合計所得金額が 120万円未満	1.07	83,460円 (6,955円)
第8段階	本人の合計所得金額が 120万円以上 160万円未満	1.10	81,840円 (6,820円)	第8段階	本人の合計所得金額が 120万円以上 160万円未満	1.10	85,800円 (7,150円)
第9段階	本人の合計所得金額が 160万円以上 250万円未満	1.27	94,480円 (7,873円)	第9段階	本人の合計所得金額が 160万円以上 250万円未満	1.27	99,060円 (8,255円)
第10段階	本人の合計所得金額が 250万円以上 350万円未満	1.55	115,320円 (9,610円)	第10段階	本人の合計所得金額が 250万円以上 350万円未満	1.55	120,900円 (10,075円)
第11段階	本人の合計所得金額が 350万円以上 500万円未満	1.69	125,730円 (10,478円)	第11段階	本人の合計所得金額が 350万円以上 500万円未満	1.69	131,820円 (10,985円)
第12段階	本人の合計所得金額が 500万円以上 700万円未満	1.96	145,820円 (12,152円)	第12段階	本人の合計所得金額が 500万円以上 700万円未満	1.96	152,880円 (12,740円)
第13段階	本人の合計所得金額が 700万円以上 1,000万円未満	2.28	169,630円 (14,136円)	第13段階	本人の合計所得金額が 700万円以上 1,000万円未満	2.28	177,840円 (14,820円)
第14段階	本人の合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	193,440円 (16,120円)	第14段階	本人の合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	202,800円 (16,900円)
第15段階	本人の合計所得金額が 1,500万円以上 2,000万円未満	2.80	208,320円 (17,360円)	第15段階	本人の合計所得金額が 1,500万円以上 2,000万円未満	2.80	218,400円 (18,200円)
第16段階	本人の合計所得金額が 2,000万円以上	3.00	223,200円 (18,600円)	第16段階	本人の合計所得金額が 2,000万円以上	3.00	234,000円 (19,500円)

※介護保険法施行令上の合計所得金額

第4章 介護保険サービス利用者負担の軽減

1. 施設サービスの部屋代（居住費・滞在費）・食費の負担軽減

（1）特定入所者介護サービス費（補足給付）

部屋代・食費について、世帯（※）・本人の所得に応じた負担限度額を設け、その額を超える利用者負担に対して、介護保険から特定入所者介護サービス費を給付します。

※世帯・・・配偶者が別世帯にいる場合も世帯に含めます。

段階	対象者	部屋代					食費	
		多床室	従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	施設入所	短期入所
			(特養等)	(老健・療養等)				
第1段階	・市民税非課税世帯（※1）で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額とその他の合計所得金額（※2）と非課税年金収入額」の合計が年間80万円以下の方で、本人の預貯金等の合計額が基準額（※3）以下の方	370円	420円	490円	490円	820円	390円	（令和3年7月まで） 390円 （令和3年8月から） 600円
第3段階	（令和3年7月まで） ・市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が基準額以下で、第2段階以外の方 ・市民税課税世帯で特例減額措置が適用となる方	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	650円
	令和3年8月から 第3段階①：市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額とその他の合計所得金額（※2）と非課税年金収入額」の合計が年間80万円超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が基準額（※3）以下の方	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	（令和3年8月から） 1,000円
	第3段階②：市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額とその他の合計所得金額（※2）と非課税年金収入額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が基準額（※3）以下の方						1,360円	（令和3年8月から） 1,300円

※1 世帯・・・本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。）

※2 その他の合計所得金額・合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から 公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

※3 基準額・・・単身の場合は、本人の額が1,000万円（配偶者がいる場合は夫婦の合計額が2,000万円）

ただし、令和3年8月以降は第2段階及び第3段階の基準額は以下のとおりとなります。（2号被保険者は従来通りです）

第2段階：本人の額が650万円（配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,650万円）

第3段階①：本人の額が550万円（配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,550万円）

第3段階②：本人の額が500万円（配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,500万円）

（2）特定減額措置

利用者負担第4段階の2人以上の世帯（※）において、介護保険施設に入所して部屋代・食費を負担した結果、生計が困難になるなど、一定の要件に該当した場合に、補足給付を適用し、負担を軽減します。

※世帯・・・配偶者が別世帯にいる場合も世帯に含めます。

2. 高額介護サービス費等

(1) 高額介護サービス費等

1か月当たりの自己負担額が一定額以上となる場合に、高額介護サービス費としてその超えた額が支給されます。(初回支給分のみ申請手続きが必要で、2回目以降は初回指定の口座に自動で振り込みます。)

所得区分	上限額(月額)※1
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)に相当する方がいる世帯の方	140,100円(世帯)※2
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)に相当する方がいる世帯の方	93,000円(世帯)※2
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上380万円)に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 令和3年8月のサービス利用分から段階が追加されます。

(2) 高額医療・高額介護合算制度

各医療保険（国民健康保険、健康保険組合などの社会保険、後期高齢者医療制度）と、介護保険の自己負担の1年間（8月1日から翌年7月31日）の合計額が高額となった場合は、申請手続きを行うことにより、国で定められた自己負担上限額を超えた分が支給されます。

所得区分	計算期間の前年の所得 (基礎控除後の総所得金額等)	国民健康保険に 加入されている 70歳未満の方等
ア	901万円超	212万円
イ	600万円超901万円以下	141万円
ウ	210万円超600万円以下	67万円
エ	210万円以下	60万円
オ	市民税非課税世帯	34万円

所得区分	国民健康保険に 加入されている 70～74歳の方	後期高齢者 医療制度に 加入されている方
現役並み所得者Ⅲ	212万円	
現役並み所得者Ⅱ	141万円	
現役並み所得者Ⅰ	67万円	
一般	56万円	
低所得者Ⅱ	31万円	
低所得者Ⅰ※	19万円	

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

第3部 介護サービス量の見込み・保険料の設定

3. その他の利用者負担軽減

(1) 社会福祉法人による利用者負担軽減事業への助成

低所得で生計困難な利用者に対し、対象サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減します。特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の各サービスが対象となっています。

(2) 介護サービス自己負担助成（本市独自事業）

収入要件等が一定の基準に該当する場合、在宅サービスやグループホームの利用者負担額を助成します。さらに、施設サービスやグループホームの居住費を助成します。

ア 在宅サービス助成

事業内容	訪問介護（ホームヘルプ）等の在宅サービスの利用料（1割負担分）の一部
------	------------------------------------

イ グループホーム助成

事業内容	認知症高齢者グループホームの利用料（1割負担分）及び居住費等（家賃・食費・光熱水費）の一部
------	---

ウ 施設居住費助成

事業内容	特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費の一部
------	---------------------------

【助成内容】

助成項目	対象	助成内容	
在宅サービス助成	利用料	利用者負担の定率助成（3%又は5%に軽減）及び定額助成	
グループホーム助成	利用料	利用者負担の定率助成（5%に軽減）及び定額助成	
	居住費	家賃・食費・光熱水費を助成 第1段階（保険料第1段階で生保除く） 第2段階（収入80万円以下） 第3段階（第1・2段階以外）	助成上限額 55,000円 55,000円 30,000円
施設居住費助成	居住費	月額5千円程度（日額165円）を助成	

第5章 令和7年度及び令和22年度の見込み

総人口、第1号被保険者数の伸びなどから、要介護認定者数、サービス利用者数を見込み、令和7年（2025年度）及び令和22年（2040年度）の給付費と介護保険料を推計しました。

	第8期			第9期	第14期
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
総人口	3,730,454人	3,726,801人	3,722,059人	3,709,638人	3,524,256人
第1号被保険者数	931,300人	935,500人	941,200人	954,300人	1,158,200人
前期高齢者 (65歳～74歳)	444,200人	426,300人	409,000人	385,900人	542,700人
後期高齢者 (75歳以上)	487,100人	509,300人	532,200人	568,500人	615,600人
第2号被保険者数	1,335,700人	1,339,300人	1,340,500人	1,335,600人	1,078,700人
要支援・要介護認定者数	178,100人	185,200人	191,700人	202,700人	258,000人
介護保険サービス 利用者数	146,600人	152,400人	159,000人	169,400人	185,700人
年度給付費 (地域支援事業費含む)	3,041億円	3,154億円	3,293億円	3,552億円	4,462億円
介護保険料 (基準月額)	6,500円			7,600円程度	9,600円程度

※端数処理を行っているため、合計が一致しないことがある

第4部 資料編

1. 横浜市のこれまでの取組と介護保険制度等の主な改正内容

	国の動き	横浜市の動き
平成元年度 (1989年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」策定 > 在宅介護支援センターの整備の推進 	
平成2年度 (1990年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「老人福祉法等の一部を改正する法律（福祉八法改正）」成立 	
平成3年度 (1991年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自施設である「地域ケアプラザ」を設置（当時は在宅支援サービスセンター） 本市独自の地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーターを配置 ・「地域ケアシステム基本指針」を策定
平成6年度 (1994年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ゴールドプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市高齢者保健福祉計画」（計画期間：平成6～11年度） ・「高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業」を開始
平成7年度 (1995年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者食事サービス事業」を開始
平成9年度 (1997年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法案成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市で初めて「認知症グループホーム」を設置 ・「24時間巡回型ホームヘルプ事業」を開始
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・準備要介護認定開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備要介護認定開始
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険開始 ・「第1期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成12～16年度） ・介護保険料徴収開始（国の標準段階より、所得に応じてきめ細やかに段階を設定） ・地域ケアプラザを拠点に「地域支えあい連絡会」を設置し、日常生活圏域における地域ケアシステムを推進 ・「基準該当サービス」を開始 ・「外出支援サービス事業」を開始
平成13年度 (2001年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所と保健所を統合した「福祉保健センター」を各区役所に設置 ・低所得者の負担軽減を目的とした「在宅サービス利用者負担助成」を開始
平成15年度 (2003年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の動ける認知症の方の対応を一次判定ロジックに反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成15～19年度） ・各区福祉保健センターに「基幹型在宅介護支援センター」を設置
平成17年度 (2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設の給付範囲の見直し（居住費用・食費を保険給付から除外するとともに、低所得者向け補足給付の創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小規模多機能サービス拠点整備モデル事業」を開始 ・全室個室ユニット型の特別養護老人ホームを整備

1. 横浜市のこれまでの取組と介護保険制度等の主な改正内容

	国の動き	横浜市の動き
平成 18 年度 (2006 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の重視 <ul style="list-style-type: none"> > 地域包括支援センターの創設 > 要支援者への給付を介護予防に > 介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施 > 介護予防事業・包括的支援事業などの地域支援事業の実施 ・地域密着型サービスの創設 ・介護サービス情報の公表の義務づけ ・事業者の指定の更新制導入・欠格要件の厳格化 ・介護支援専門員の資格の更新制の導入 ・負担能力をきめ細かく反映した第 1 号被保険料の設定 ・要介護 1 を要介護 1 と要支援 2 に分割 ・介護療養病床の廃止 (平成 23 年度末までを期限) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>第 3 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</u>」(計画期間: 平成 18~20 年度) ・地域包括支援センターを地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置 主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士の 3 職種を配置 ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への介護相談員派遣を全区で開始
平成 21 年度 (2009 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備、休止・廃止の事前届出制、休止・廃止時のサービス確保の義務化 ・介護職員の処遇改善に向けた基金創設 ・要介護認定の平準化を目的とし、調査項目・一次判定ロジックの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>第 4 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</u>」(計画期間: 平成 21~23 年度) ・「介護支援ボランティアポイント事業」を開始 ・「グループホーム利用者負担助成」を開始
平成 22 年度 (2010 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・「特別養護老人ホーム等の施設居住費助成」を開始
平成 23 年度 (2011 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホームへの介護相談員派遣を開始
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの根拠規定追加、・地域包括ケアシステム構築を推進 ・介護療養病床の廃止期限を平成 29 年度末まで 6 年延長 ・24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の創設 ・介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ・介護職員によるたんの吸引等の実施 ・有料老人ホーム等における前払い金の返還に関する利用者保護 ・地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>第 5 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</u>」(計画期間: 平成 24~26 年度) ・小規模多機能型居宅介護と訪問看護事業所を組み合わせた複合型サービスの整備を推進 ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を開始 ・「認知症疾患医療センター」を 1 か所設置 (令和 2 年度末時点で 9 か所設置)
平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費増税で区分支給限度基準額引き上げ ・低所得者向け保険料軽減措置の創設 (その後、段階的に拡充) 	

	国の動き	横浜市の動き
平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> > 在宅医療・介護連携推進事業 > 生活支援体制整備事業 > 認知症総合支援事業 > 地域ケア会議創設 ・全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 ・費用負担の公平化 <ul style="list-style-type: none"> > 低所得者の第1号保険料の軽減割合を拡大 > 一定以上の所得を有する第1号被保険者に対する利用者負担2割の導入 > 介護保険施設入所者にかかる補足給付の判定に資産要件を追加 ・補足給付の見直し ・介護サービスの見直し等 <ul style="list-style-type: none"> > 地域密着型通所介護の創設 > 特別養護老人ホームについて中重度の要介護者を支える機能に重点化 > 居宅介護支援事業所の指定権限を市町村に移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成 27～29 年度） ・消費税率引き上げ（5%→8%）による公費を投入し、介護保険料の第1、第2段階の負担割合について軽減を実施 ・「認知症初期集中支援チーム」を2区に設置（平成 30 年度に全区に設置完了） ・「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置 ・「介護予防・生活支援サービス事業」を開始
平成 28 年度 (2016 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針」策定 ・地域包括ケア推進担当係長を18区に配置 ・生活支援コーディネーターを配置 <ul style="list-style-type: none"> (1層：18区社会福祉協議会) (2層：地域ケアプラザ等) ・在宅医療連携拠点を18区に開設 ・「高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業」を一般公営住宅で開始
平成 29 年度 (2017 年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会委員の任期を2年から3年に変更 ・横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区行動指針を18区で策定
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進 <ul style="list-style-type: none"> > 保険者機能の強化等による自律支援・重度化防止に向けた取組の推進 > 予防に力点を置く「自立支援介護」の強化に向けた財政制度の創設 ・新たな介護保険施設（介護医療院）の創設 ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ・現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し（3割負担導入） ・介護納付金（第2号被保険者の保険料）における総報酬割の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成 30～32 年度） ・地域包括ケア推進課を設置 ・若年性認知症コーディネーターを配置 ・認知症初期集中支援チームを18区に拡大 ・海外からの介護人材の受け入れについて、ベトナム3都市、5学校と覚書を締結 ・7期計画における特別養護老人ホーム及び認知症グループホームの年間整備数を第6期計画から倍増

1. 横浜市のこれまでの取組と介護保険制度等の主な改正内容

	国の動き	市の動き
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費増税で区分支給限度基準額引き上げ ・低所得者の保険料軽減拡充 ・認知症施策推進大綱策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税率引き上げ（8%⇒10%）による公費を投入し、介護保険料の第1～4段階の負担割合について軽減を実施（一部実施） ・海外からの介護人材の受け入れについて、中国3都市、5学校と覚書を締結
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布 >重層的支援体制整備事業を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市要介護認定事務センター」を設置 ・「横浜市介護認定審査会のWEB会議」の開催を開始 ・消費税率引き上げ（8%⇒10%）による公費を投入し、介護保険料の第1～4段階の負担割合について軽減を実施（完全実施、3年度以降も継続）
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ・社会福祉連携推進法人制度の創設 (※社会福祉法の改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」(計画期間：令和3～5年度)

2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

横浜市は人口が約375万人であり、18の行政区ごとに人口や高齢化の状況など、地域特性が異なっています。横浜型地域包括ケアシステムの構築には、市全体の目標・施策を共有したうえで、区域・日常生活圏域それぞれの地域特性に応じた仕組みを構築していく必要があります。

そこで各区では、日常生活圏域ごとの特性を踏まえた、区の方針や重点取組などを示し、関係者（地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、医療・介護関係者、事業所、自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等）と共有しながら連携を深め、横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

本冊子では、各区の取組の概要を掲載しています。

※掲載している人口・世帯数は、住民基本台帳に記載された人口（登録者数）を基にしています。

※第8期計画をふまえた各区の方針等は、「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプラン」として令和3年度に策定を予定しています。

鶴見区	P.136
神奈川区	P.137
西区	P.138
中区	P.139
南区	P.140
港南区	P.141
保土ヶ谷区	P.142
旭区	P.143
磯子区	P.144
金沢区	P.145
港北区	P.146
緑区	P.147
青葉区	P.148
都筑区	P.149
戸塚区	P.150
栄区	P.151
泉区	P.152
瀬谷区	P.153



2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

- 「区アクションプラン」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下、本計画）」の関係

区アクションプランは本計画を補足するものとして位置付けており、本計画を踏まえた内容とする必要があるため、本計画策定の翌年度に見直し・改定を行うこととしています。

	本計画	区アクションプラン
考え方	本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示す。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、区ごとの中長期的な戦略を示す。
位置付け	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	本計画を補足する任意計画
期間	第8期は2021年～2023年 3年ごとに策定	2025年まで 本計画策定の翌年度に見直し

●行政区ごとの高齢化等の状況

【高齢化率】

(令和2年3月末時点)

	区	高齢化率
1	栄	31.0%
2	金沢	29.8%
3	旭	29.2%
4	港南	28.6%
5	泉	28.4%
6	瀬谷	27.7%
7	磯子	27.4%
8	南	26.9%
9	保土ヶ谷	26.4%
10	戸塚	25.4%
11	緑	23.8%
12	中	23.4%
13	神奈川	21.9%
14	青葉	21.6%
15	鶴見	21.2%
16	港北	19.8%
17	西	19.6%
18	都筑	17.5%

【要介護認定率】

(令和2年3月末時点)

	区	要介護認定率
1	中	20.5%
2	瀬谷	20.4%
3	南	19.4%
4	保土ヶ谷	19.2%
5	旭	19.0%
6	西	18.9%
7	神奈川	18.8%
8	鶴見	18.4%
9	磯子	18.3%
10	港北	18.1%
11	泉	17.8%
12	都筑	17.8%
13	港南	17.6%
14	戸塚	17.4%
15	金沢	17.0%
16	青葉	16.6%
17	緑	16.5%
18	栄	16.3%

【ひとり暮らし高齢者率】

(平成27年国勢調査による)

	区	ひとり暮らし高齢者率
1	中	26.7%
2	南	26.0%
3	西	25.6%
4	鶴見	24.7%
5	神奈川	24.6%
6	磯子	22.5%
7	港北	20.6%
8	保土ヶ谷	20.4%
9	港南	18.4%
10	旭	18.3%
11	金沢	17.6%
12	瀬谷	17.1%
13	緑	16.6%
14	戸塚	16.5%
15	栄	15.9%
16	都筑	15.8%
17	泉	15.6%
18	青葉	15.6%

鶴見区



問合せ：鶴見区高齢・障害支援課（TEL 510-1775）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	295,864人（男性 152,656人、女性 143,208人）		
	世帯数（令和2年3月末）	149,115世帯		
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	62,724人（うち75歳以上 30,563人）		
	高齢化率（令和2年3月末）	21.2%（75歳以上 10.3%）		
	要介護認定者数（令和2年3月末）	11,824人（うち1号被保険者 11,555人）		
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	14,333人		
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	9か所		
区の特色・課題	自治会町内会数（令和2年4月1日）	125団体	加入率（令和2年4月1日）	72.5%
	<ul style="list-style-type: none"> 北西部の丘陵地、鶴見川流域の低地、臨海部の埋立地から形成されており、丘陵地は自然が残る住宅地、鶴見川流域は主に商業・住宅地、臨海部は工業地帯となっています。 鶴見区の65歳以上の高齢者数は約6万2千人、平成27年から令和6年の10年間における75歳以上の人口の増加数・増加率はともに高い数値で推移すると予測されています。また、「健康とくらしの調査」では、鶴見区の後期高齢者口腔機能低下者の割合が市内第1位である事からオーラルフレイル予防は、喫緊の課題となっています。 「つるみ在宅ケアネットワーク」（区医師会）や地域ケアプラザ等により、医療・介護等の多職種連携の基盤づくりが着実に進んでいます。 			
	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護予防、多様な主体による生活支援の充実、在宅医療・介護連携、認知症対策の4つの分野に重点を置き、専門機関、様々な活動団体、行政等が連携を図り、鶴見区らしい地域包括ケアシステムの実現に取り組んでいます。</p>			
第7期計画期間中の区の取組	<p>【介護予防】 高齢者が身近な場所で介護予防や健康づくりに取り組めるよう、元気づくりステーションの充実や介護予防人材の育成・支援、介護予防知識の普及啓発等に取り組んでいます。</p> <p>主な取組：<u>ひざひざワッくん体操の普及啓発</u>、<u>元気づくりステーションの立ち上げ・支援フレイル予防啓発</u>、<u>オーラルフレイル予防啓発の実施</u></p>			
	<p>【多様な主体による生活支援の充実】 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での見守り活動や居場所づくりを進めるほか、さまざまな生活支援・サービスの充実等に取り組んでいます。</p> <p>主な取組：<u>出張販売等による買い物支援</u>、<u>地域ケアプラザ等と連携した地域活動の充実</u></p>			
	<p>【在宅医療・介護連携】 多職種が連携し、高齢者本人や家族を支援するため、在宅医療・介護の連携強化や各団体が持つ相談機能の周知、在宅医療・介護を担う人材の育成等に取り組んでいます。</p> <p>主な取組：<u>在宅医療連携拠点等との連携</u>、<u>在宅医療を担う人材育成研修の実施</u></p>			
	<p>【認知症対策】 認知症になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療体制の強化や居場所づくり、介護者支援の充実、地域の見守り体制構築、高齢者虐待防止等に取り組んでいます。</p> <p>主な取組：<u>SOSネットワーク等の充実</u>、<u>キャラバン・メイト等の育成</u>、<u>初期集中支援チーム連携</u></p>			

2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

神奈川区		問合せ：神奈川区高齢・障害支援課（TEL 411-7110）	
区のデータ	人口（令和2年3月末）	240,844人（男性 121,570人、女性 119,274人）	
	世帯数（令和2年3月末）	127,338世帯	
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	52,834人（うち75歳以上 26,861人）	
	高齢化率（令和2年3月末）	21.9%（75歳以上 11.2%）	
	要介護認定者数（令和2年3月末）	10,171人（うち1号被保険者 9,940人）	
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	12,358人	
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	特別養護老人ホーム併設 7か所 （令和2年4月1日）	地域包括支援センター 1か所
区の特色・課題	自治会町内会数（令和2年4月1日）	178団体	加入率（令和2年4月1日） 67.6%
	<p>ベイエリアから農地が広がる丘陵部など、地形や土地利用に多様な特性があります。</p> <p>8つの日常生活圏域ごとに比較すると、高齢化率は最も低い地域（17.5%）から高い地域（30.21%）まで13ポイント程度の差があります。また、高齢独居世帯率は11.2%から19.6%まで、高齢2人世帯率は5.5%から12.2%までと2倍程度の差があります。在宅医療を支える医療資源の数は市内でも多い方ですが、鉄道駅が15か所ありその周辺に偏在しており、地域差が生じている状況です。</p>		
第7期計画期間中の区の取組	<p>医療・介護・地域の見守りネットワークの体制づくりについて、関係機関と連携し、地域ケアプラザと区社協、区役所が一体となって進めています。</p> <p>○在宅医療・介護連携の推進</p> <p>在宅療養生活を支える多職種の連携を強化し、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力のもと、本人の意思を尊重した在宅生活を支える体制の拡充を目指しています。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療に関する講習会（区域開催、日常生活圏域ごと）を開催 ・在宅医療マップの作成 <p>○介護予防の推進</p> <p>区内の身近な場所で、フレイル予防の普及啓発を行い、高齢者が役割・生きがいを持ち地域で活躍できるよう人材育成を進め、互いにつながり支え合う地域づくりを目指しています。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康アップ協力隊養成（平成29年から。登録者80人（令和2年）） <ul style="list-style-type: none"> ・体力測定会12会場（平成29年）→21会場（令和元年） <p>○認知症対策の推進</p> <p>認知症に対する理解の普及啓発を進め、地域で見守り支え合う体制の構築と、専門機関との連携による早期発見・早期診断の仕組みづくりを目指しています。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成人数 9,935人（平成29年9月）→15,444人（令和2年9月） <ul style="list-style-type: none"> ・みまもり協力店数 114店舗（平成29年12月）→248店舗（令和2年12月） ・みまもりキーホルダー配布（区役所と地域ケアプラザ等。計3,263人（令和2年9月）） ・キャラバン・メイトの活動しやすい環境づくり、オレンジ連絡会の開催 ・徘徊高齢者SOSネットワーク発見協力機関の拡充 ・認知症初期集中支援チームとの連携の強化 ・ライフデザインノートの普及・啓発 <p>○多様な主体による生活支援の充実</p> <p>高齢者の日常生活上の困りごとを多様な主体によって支援できるよう、サービスBの充実や地域活動の支援、民間企業・店舗等との連携を進めます。また、地域ケアプラザ等がケアマネジヤーや民生委員等と連携し、地域のニーズを取組に反映させています。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域活動・サービスデータベースシステム（Ayamu）」の令和4年の一般公開に向け、生活支援コーディネーターや地域交流コーディネーター、地域包括支援センターが把握している区内の地域資源を集約。 		

西区		問合せ：西区高齢・障害支援課（TEL 320-8410）
区のデータ	人口（令和2年3月末）	103,765人（男性 52,030人、女性 51,735人）
	世帯数（令和2年3月末）	58,282世帯
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	20,348人（うち75歳以上 10,406人）
	高齢化率（令和2年3月末）	19.6%（75歳以上 10.0%）
	要介護認定者数（令和2年3月末）	3,955人（うち1号被保険者 3,852人）
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	4,941人
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	4か所
区の特色・課題	自治会町内会数（令和2年4月1日）	99団体 加入率（令和2年4月1日） 63.3%
	【特色】市内18区中、最も小さい区で、鉄道を挟み北部方面・南部方面・みなとみらい21地区の3つのエリアに分かれています。北部・南部方面は山坂が多く、下町情緒があふれ、みなとみらい21地区は商業・観光施設が多く発展を続けています。	
	横浜駅周辺やみなとみらい21地区など、交通の便の良い場所へのマンション開発が進んだこともあります。区の人口は増加傾向が続いています。しかし、北部方面や人口が減少傾向の南部方面で一人暮らし高齢者が多くなっています。	
	【課題】・要介護認定の出現率は、前期高齢者で18区中12番目と、市の平均よりやや低い状況ですが、後期高齢者になると上から2番目と高くなり、継続した社会参加の場の確保や介護予防・重症化予防の取組の推進が必要です。	
	・単身高齢者や高齢者世帯が増える中、これまで以上に「住民どうしで助け合い・支えあう仕組み」の充実や、それを担う人材の確保、育成が求められています。	
	【区の方針】	
	○にこまちプラン（西区地域福祉保健計画）と一体的に推進していきます。 ○「介護予防」「認知症対策」「在宅医療・介護連携」「生活支援や社会参加の充実」の4つの分野について、区役所各課、介護・医療・健康づくり・介護予防など、幅広い分野にわたる多くの関係者が、組織や職種を超えて連携し、同一の目標に向かって取り組んでいきます。	
第7期計画期間中の区の取組	【取組】	
	○多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指すとともに、区民に向けた在宅医療の普及啓発および医療・介護関係者的人材育成を行います。	
	○地区支援チームのサポートのもと区役所、社会福祉協議会、地域ケアプラザによる、高齢者が生きがいや役割を持てるよう社会参加の場や、様々な主体による生活支援の充実、創出を進めます。	
	○身近な場所に介護予防活動の場を増やすとともに、高齢者が健康づくり・介護予防に関心を持って積極的に取組めるよう働きかけます。	
	○認知症の方や介護者が安心して暮らし続けられるよう、認知症への対応や地域の支えあいの大切さを普及啓発するとともに、地域の見守り体制の構築や早期支援に向けた連携強化を進めます。	
		生活支援や社会参加の充実を目指した地域の協議の場
		西区ご当地「ころばんよ体操」パタカラバージョンの普及啓発
		「お店版認知症ガイド」による認知症の正しい理解の普及啓発
		

2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

中区



問合せ：中区高齢・障害支援課（TEL 224-8167）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	153,158人（男性 79,235人、女性 73,923人）				
	世帯数（令和2年3月末）	87,100世帯				
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	35,874人	（うち75歳以上 17,514人）			
	高齢化率（令和2年3月末）	23.4%	（75歳以上 11.4%）			
	要介護認定者数（令和2年3月末）	7,508人	（うち1号被保険者 7,339人）			
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	9,013人				
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	6か所				
区の特色・課題	自治会町内会数（令和2年4月1日）	130団体	加入率（令和2年4月1日）	61.8%		
	<p>★特色 市の臨海部中央に位置しており、港に向かって観光・商業エリアが広がる北部、丘陵地で山坂が多く、古くからの住宅地である中南部に大きく二分されます。外国人人口の割合が高いこともあり、多様性の豊かさが最大の特徴です。</p>					
	<p>★課題 ◇要介護認定者の割合が20.9%と市内で最も高く、平均自立期間も短いため、介護予防や重症化予防の取組が必要です。また、自治会・町内会加入率が市内で2番目に低いことから、区民の「つながり」に対する意識を高め、生活支援の充実をはかる必要があります。</p> <p>◇区民が最期まで住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護に関する情報の周知をすすめるとともに、高齢者自身が元気なうちに自分の希望について考え、周囲と話し合っていくための啓発が必要です。</p>					
	<p>★寿地区について 生活保護受給世帯の割合が市内で最も高い中区では、受給世帯の約65%が寿地区の住民となっています。寿地区の高齢化率は約56%と非常に高く、介護予防と高齢者支援の仕組み作りが喫緊の課題となっています。</p>					
第7期計画期間中の区の取組	<p>★5つの重点取組分野について、中区地域福祉保健計画「中なかいいいネ！」と連動しながら、地域と関係機関の連携により、取組をすすめています。</p>					
	介護予防の推進	<p>◇介護予防の活動を地域で広める人材の育成に取り組んでいます。コグニサイズの普及を先導する「脳トレリーダー」の養成講座を定期的に実施することにより、地域活動の場でコグニサイズが定着してきています。</p>				
		<p>◇民間企業との協力体制による高齢者の生活支援サービスの創出に取り組んでいます。地域ニーズと企業の特徴をマッチングし、買い物支援、移動支援等の新たなサービスを始動させました。</p>				
	多様な主体による生活支援の充実	<p>◇区民へわかりやすく医療・介護情報を伝えるため、区内の医療・介護関係者と共に企画・編集したリーフレット「教えて！在宅医療」を作成し、区内の医療機関、薬局、地域ケアプラザで配布しています。</p>				
		<p>◇認知症普及啓発イベント「広げよう認知症理解のWA！」を開催し、認知症に関する理解をすすめています。また、臨床心理士による「介護者のためのこころの相談」を行い、介護者支援に取り組んでいます。</p>				
	認知症高齢者の支援	<p>◇寿地区高齢者の健康増進と介護予防を目指し、「健康コーディネート室連絡会」にて情報を共有し、支援者の連携体制を強化しています。</p>				
		<p>◇寿地区高齢者の健康増進と介護予防を目指し、「健康コーディネート室連絡会」にて情報を共有し、支援者の連携体制を強化しています。</p>				

南区		問合せ：南区高齢・障害支援課（TEL 341-1139）	
区のデータ	人口（令和2年3月末）	200,024人（男性 100,131人、女性 99,893人）	
	世帯数（令和2年3月末）	109,088世帯	
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	53,741人（うち75歳以上 27,705人）	
	高齢化率（令和2年3月末）	26.9%（75歳以上 13.9%）	
	要介護認定者数（令和2年3月末）	10,684人（うち1号被保険者 10,450人）	
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	13,020人	
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	8か所	
区の特色・課題	自治会町内会数（令和2年4月1日）	206団体	加入率（令和2年4月1日）74.9%
第7期計画期間中の区の取組	<p>南区の地形は平地部と丘陵部により、狭い範囲の中で起伏に富んだ変化のある環境が形成されています。生活道路には狭い道路や坂道が多く、外出に支障をきたす高齢者もみられます。南区には、下町らしい人情味あふれる人ととのつながりがあります。自治会町内会加入率は近年減少傾向であるものの、市内6番目と比較的高く地域活動が活発です。</p> <p>南区の65歳以上高齢者数は53,741人で、高齢化率は26.9%と市平均を上回っています。高齢者のいる世帯数は平成22年から平成27年の間で10%増加（特にひとり暮らし高齢者は20%増加）しており、見守りが必要な世帯も増加していると予測されます。</p> <p>南区では、平成29年度に「地域包括ケアシステムの構築に向けた南区行動指針」を定め、「介護予防・健康づくり」、「生活支援の充実」、「在宅医療・介護連携」、「介護」、「認知症対策」の5分野において取組を進めています。</p>		
<h3>取組例1 介護予防・健康づくり</h3> <p>スローガン～延ばそう 健康寿命 身近な地域で 健康づくり 元気なうちから 介護予防～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・健康づくりの普及啓発として、毎年介護予防に関するセミナーや、介護予防健診である「お元気で21健診」を行っています。介護予防に取り組む区民を増やしていくために、身近な介護予防に取り組める場として元気づくりステーションや介護予防に取り組むグループの活動支援を行っています。また、担い手としての「かいご予防サポーター」や「脳トレウォーキングボランティア」へ研修を行い、担い手が活躍する身近な地域での介護予防の場が広がっています。 <h3>取組例2 認知症対策</h3> <p>スローガン～つながりで 支え合おう 予防しよう 認知症～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の「予防」や「正しい理解」と、認知症と共に生きる「共生社会」をテーマとして、区内の各地域において講演会を実施しました。 ・大切な思いやご自身のことを振り返ることで、これから的人生を自分らしく豊かに過ごしていただくきっかけとするため、「南区版エンディングノート」を作成したほか、「みなみの終活入門塾」等の講演会や研修会を実施して普及啓発を進めています。 			

南区マスコットキャラクター
さとうこ

港南区



問合せ：港南区高齢・障害支援課（TEL 847-8415）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	214,852人（男性 104,652人、女性 110,200人）		
	世帯数（令和2年3月末）	101,124世帯		
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	61,350人	（うち75歳以上 32,856人）	
	高齢化率（令和2年3月末）	28.6%	（75歳以上 15.3%）	
	要介護認定者数（令和2年3月末）	11,072人	（うち1号被保険者 10,816人）	
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	10,551人		
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	9か所		
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	169団体	加入率（令和2年4月1日）	74.4%
区の特色・課題	<p>港南区は1969年に南区から分区し、人口は2020年3月時点で21万5千人と市内で7番目に多いですが、1992年の22万5千人をピークに減少が続いている。</p> <p>2020年3月時点の高齢化率は28.6%で横浜市全体の24.5%を約4ポイント上回り、4番目に高くなっています。一方、要介護認定率は17.6%で横浜市全体の18.2%を0.6ポイント下回り13番目と低く、様々な地域活動や介護予防に向けた地域の取組が要介護状態になるのを抑制していると推測されます。</p> <p>高齢分野の共通課題としては、認知症や単身高齢者に関する相談の増加、担い手の高齢化・固定化、坂が多い地域等での外出困難や買い物困難といった課題があります。</p>			
第7期計画期間中の区の取組	<p>「つながりはぐくむふるさと港南」を基本目標に、区を取り巻く課題の解決に向け一層の地域との協働を深め、様々な分野において横断的に地域支援・区事業の実施に取り組んでいます。</p> <p>【多様な主体による生活支援の充実】 生活支援ニーズと地域活動の把握、多様な主体が連携する場を通じ、必要な生活支援・介護予防にかかる活動・サービスを創出・発展させます。 <具体的な取組> 地域と事業者との協働による移動販売の支援、まちの給水所</p> <p>【在宅医療・介護連携】 医療と介護の多職種の連携を深めるとともに、在宅医療に携わる医師を増やす取組の支援や市民への在宅医療の普及啓発をはかります。 <具体的な取組> 医福ネットの開催支援、エンディングノートの普及啓発</p> <p>【介護予防】 介護予防活動を支援する人のスキルアップをはかるとともに、介護予防の目的を周知し地域特性に合わせた支援を行うことで、介護予防に取り組む人を増やします。 <具体的な取組> 体操指導者研修会の開催、元気づくりステーションの活動支援</p> <p>【認知症対策】 認知症の正しい理解の普及啓発、身近で気軽に相談できる機会の確保、早期発見・認知症予防の推進を通し、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを進めます。 <具体的な取組> 認知症普及啓発講演会の開催、認知症サポーター養成研修の実施</p>			

保土ヶ谷区



問合せ：保土ヶ谷区高齢・障害支援課（TEL 334-6328）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	204,796人（男性 101,413人、女性 103,383人）		
	世帯数（令和2年3月末）	101,965世帯		
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	54,056人	（うち75歳以上 28,880人）	
	高齢化率（令和2年3月末）	26.4%	（75歳以上 14.1%）	
	要介護認定者数（令和2年3月末）	10,613人	（うち1号被保険者 10,392人）	
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	10,591人		
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	7か所		
自治会町内会数（令和2年4月1日）		196団体	加入率（令和2年4月1日）	73.7%

【特色】

- ◇起伏に富んだ地形で、山坂が多く階段や狭い道も多いといった地理的特徴があります。
- ◇高齢化率は市平均を上回り、昭和40年代に開発された団地の中には、50%を超えている所もあります。また、高齢者一人暮らし世帯や75歳以上の後期高齢者が年々増加し、要介護認定率は19.2%と市平均を上回り、平均自立期間に男女差はあるものの市平均より短くなっています。
- ◇2025年の高齢化率は27.0%、とくに後期高齢者の増加が予想されることから、認知症を患う方や在宅医療・介護を利用する高齢者の増加が見込まれます。



【課題】

- ① 健康づくり・介護予防の取組を通じた健康寿命の延伸
- ② 高齢者が徒歩で通える身近な地域で活躍できる場や安心して過ごせる居場所づくり
- ③ 認知症及び在宅で介護の必要な方並びにその家族を支えるための取組の充実
- ④ 医療・介護関係者が互いに顔の見える関係を築き、相談・対応がスムーズにできるための連携強化
- ⑤ 「地域のつながり」や「見守りの輪」が広がる地域づくりの推進

保土ヶ谷区の地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」と共通の基本理念のもとに、連動しながら、次のことに重点的に取り組んでいきます。

【介護予防】 その人の持つ身体機能を維持向上するため、健康づくり・介護予防を推進し、健康寿命を延ばす取組を進めます（①普及啓発、②身近な介護予防の場や担い手を増やす取組、③誰でも参加できる活動の活性化支援）。

【認知症支援】 認知症など病気があっても安心して暮らせる見守り輪を広げます。（①本人や介護者の支援の充実、②必要な情報が届く工夫 ③早期に医療機関に相談できる体制づくり）

【在宅医療・介護連携】 医療や介護関係者が連携し、きめ細かなネットワークを構築します。（①在宅医療、介護を担う連携推進、②医療、介護情報の普及啓発、③相談体制の充実）

【生活支援の充実】 病気や障害があっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、見守り、支え合いの仕組みづくりを進めます（①見守りの仕組みづくり、②通いの場づくり、③生活支援の仕組みづくり）

2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

旭区



問合せ：旭区高齢・障害支援課（TEL 954-6191）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	246,984人（男性 120,699人、女性 126,285人）		
	世帯数（令和2年3月末）	116,131世帯		
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	72,186人（うち75歳以上 39,477人）		
	高齢化率（令和2年3月末）	29.2%（75歳以上 16.0%）		
	要介護認定者数（令和2年3月末）	14,033人（うち1号被保険者 13,740人）		
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	12,728人		
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	13か所		
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	236団体	加入率（令和2年4月1日）	76.8%
区の特色・課題	旭区は高齢者人口が市内で最も多い区であり、高齢化率も年々高くなっていますが、元気な高齢者も多く、地域活動が活発に行われています。2025年に向けてさらなる高齢化と世帯の小規模化が予測される中、高齢者の活動を活かしながら地域の見守り体制の構築や医療と介護の一体的な提供体制等を整備し、お互いに支えあえるまちづくりを進めることが重要です。			
第7期計画期間中の区の取組	目標 高齢者一人ひとりがいつまでも安心して暮らせるまち旭 取組の方向性 重点取組分野			
	I 元気に活躍できる 《高齢者の健康・生きがいづくりの推進》	①元気づくり・介護予防の取組推進 ~高齢者の健康寿命を延伸~ - 身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組めるよう、活動を支援 - 健康づくりや交流活動に取り組む団体の活動をわかりやすく紹介		
	II お互いに支え合う 《多様な主体により柔軟に生活支援サービスを提供できる体制整備》	②地域社会で活躍・貢献できる機会の創出 ~高齢者が地域でつながりを持ち、いきいきと暮らせる地域づくり~ - 高齢者が地域活動の担い手として地域に参加するきっかけを創出 - いきがい、やりがいをもって暮らせる地域づくりを推進		
	III 支援機能が充実している 《保健・医療・福祉の一体的な提供体制の整備》	③高齢者の居場所づくりの推進 ~助け合い、支え合い活動を生み出す基盤となる仕組みづくり~ - いつでも気軽に立ち寄ることができる居場所の立ち上げと運営支援 - 住民の出会いの場を創出し、助け合えるつながりづくりを推進		
		④生活支援サービスの創出・充実 ~安心して暮らす・困った時は助け合う~ - ごみ出しや買い物など多様化する生活支援ニーズにきめ細かく対応するよう多様な主体による生活支援サービスの創出等の取組を推進		
		⑤保健・医療・福祉のチーム力の向上 ~多職種協働で在宅生活を支援する人材育成~ - 在宅医療、福祉サービス提供機関相互の連携強化 - 在宅での生活を支えるスタッフの人材育成、ネットワークづくり		
		⑥認知症の人を支えるシステムの充実 ~認知症の人をみんなで支える~ - 認知症について正しく理解し、手助けしていただく応援者を養成 - 介護者が集う場づくり、認知症カフェの立ち上げ支援		
	旭区地域包括ケアシステムの推進			

磯子区



問合せ：磯子区高齢・障害支援課（TEL 750-2417）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	167,995人	(男性 82,720人、女性 85,275人)			
	世帯数（令和2年3月末）	82,053世帯				
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	45,994人	(うち75歳以上 24,080人)			
	高齢化率（令和2年3月末）	27.4%	(75歳以上 14.3%)			
	要介護認定者数（令和2年3月末）	8,606人	(うち1号被保険者 8,412人)			
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	9,816人				
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	7か所				
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	168団体	加入率（令和2年4月1日）	72.5%		
区の特色・課題	<p>磯子区の高齢化率は27.4%（18区中7位）ですが、昭和40年代に開発された団地の一部などでは40%を超えており、自治会町内会の役員やボランティア団体などでは、高齢者が多く、担い手不足が課題です。また、根岸湾の工業地帯を含む平地とそれを囲む丘陵地からなり、高低差のある地形が多くあり、高齢者にとっては、移動が困難な地域があります。さらに、ひとり暮らし高齢者も増えており、買物などの外出支援が課題です。</p>					
第7期計画期間中の区の取組	<p>「高齢者の誰もが役割を担い、健康で自分らしい豊かな生活を送ることができる地域社会を目指す」を基本目標に、以下の5分野にて、重点的に取組を進めています。</p> <p>【介護予防】 磯子区地域福祉保健計画（以下、「スイッチON 磯子」）と連携し、身近な通いの場で、人のつながりを持ちながら活動に取り組める地域の姿を目指しています。</p> <p><具体的な取組> 元気づくりステーションの立上げ及び継続の支援（新規5グループ、全26グループ）、介護予防の知識の啓発及び意識醸成（講座、講演会、教室など）</p> <p>【生活支援】 「スイッチON 磯子」と連携し、社会参加の機会がある地域づくりを目指し、日常的な家事や移動などのニーズに応える地域資源や活動を増やしています。</p> <p><具体的な取組> 地域での活動を始めたい人向けガイドブックの作成、買物困難エリアにおける移動販売の開始、ヨコハマプロボノ活用によるボランティア団体への支援（ホームページ作成）</p> <p>【在宅医療・介護連携】 専門職間の連携をスムーズにし、高齢者本人に適切な支援が提供されることを目指しています。</p> <p><具体的な取組> 多職種連携会議による人材育成及び普及啓発の取組の企画、磯子区在宅療養勉強会などの研修の実施、在宅医療連携拠点相談室かけはしを中心に啓発講座（演劇など）の開催</p> <p>【認知症支援】 認知症になっても本人が尊重され安心して暮らせる地域づくりを進めています。いそごオレンジボランティア（認知症センターが活動につながるようにボランティア登録する仕組み）などによる支援を行っています。</p> <p><具体的な取組> 地域ケアプラザ等による、小中学校、親子向け、企業等への認知症センター養成講座の実施、いそごオレンジボランティアの取組の継続及び研修会・交流会の実施</p> <p>【本人の意思の尊重】 磯子区版エンディングノートなどを通じ、本人の思いを具体化し実現できるための支援を行っています。</p> <p><具体的な取組> 磯子区版エンディングノート書き方講座の開催、「N.U.」による楽曲（「僕のスターイングノート」）を用いたPR動画作成、ノートを書いたことを伝える携帯式カードの配布</p>					
○介護予防 元気づくりステーションの活動						
○在宅医療・介護連携 市民啓発講座（演劇）の様子		○本人の意思の尊重 アコースティックデュオ「N.U.」による 樂曲「僕のスターイングノート」動画 より				

2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

金沢区



問合せ：金沢区高齢・障害支援課（TEL 788-7779）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	197,811人（男性 97,135人、女性 100,676人）
	世帯数（令和2年3月末）	92,974世帯
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	58,896人（うち75歳以上 29,854人）
	高齢化率（令和2年3月末）	29.8%（75歳以上 15.1%）
	要介護認定者数（令和2年3月末）	10,238人（うち1号被保険者 10,029）
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	9,514人
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	9か所
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	172団体 加入率（令和2年4月1日） 79.9%
区の特色・課題	古来より風光明媚な地として知られ、名所・旧跡など歴史的、文化的遺産も多い魅力あるまちであり、区民意識調査では、定住志向が高いという結果が出ています。高齢化率は市平均を上回る29.8%で、今後も高齢者の単身世帯の増加等が予想されるため、地域の見守りや支え合いの仕組み作りなど、住民と地域支援チームの協力による課題解決の取組に力を入れています。	
第7期計画期間中の区の取組	重点取組分野	<ul style="list-style-type: none"> ①健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防 ②多様な主体による生活支援の充実 ③適切な医療・介護サービス提供に向けた在宅医療・介護連携 ④認知症予防や認知症になっても本人の意思が尊重される地域を目指す認知症対策
	具体的な取組（一部抜粋）	<p>移動販売の実施支援（上記②生活支援）</p> <p>商店が無い、坂が多い等で買物が困難な地域の支援のため、ケアプラザ、区社協、複数事業者、また同様の課題を抱える近隣の港南区、磯子区との協議を平成30年に開始。停車場所の選定や販売当日の受入等について地域と事業者と調整を重ね、令和2年2月から2つのエリアでセブン-イレブンによる運行が開始されました。</p> <p>買物に苦労している世帯の負担の軽減とともに、買物にきた方々の新たな交流の場や、日頃の緩やかな見守りに繋がることを目指しています。</p> <p>金沢区医療福祉合同研修（同③在宅医療・介護連携）</p> <p>ケアマネジャーと病院関係者の発起で、区内の医療・福祉関係者が顔の見える関係を作ることを目的に、平成30年より開始。更なる連携促進を願う多くの関係機関の協力のもと開催されています。</p> <p>平成30年：「地域包括ケアにおける病院とケアマネジャーの役割を知ろう」（131人）</p> <p>令和元年：「ターミナルケアにおける病院と在宅支援チームの連携を学ぼう」～在宅療養サポートマップの活用方法～（163人）</p> <p>令和2年：「高齢者の在宅支援～新型コロナウイルスを教訓に次の災害に備えよう～」（243人）</p> <p>エンディングノートの普及（同③在宅医療・介護連携、④認知症対策）</p> <p>今後の人生をどのように過ごしたいのかを考えるきっかけとする目的に、区版エンディングノート「これから」を作成し啓発を実施。令和元年7月の配布会＆関連映画上映会では定員を超える800人以上の方々へノートを配布。区民の皆様の関心の高さが伺えました。</p>



港北区



問合せ：港北区高齢・障害支援課（TEL 540-2327）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	349,256人（男性 174,096人、女性 175,160人）																					
	世帯数（令和2年3月末）	173,033世帯																					
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	69,251人（うち75歳以上 35,321人）																					
	高齢化率（令和2年3月末）	19.8%（75歳以上 10.1%）																					
	要介護認定者数（令和2年3月末）	12,850人（うち1号被保険者 12,566人）																					
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	13,353人																					
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	9か所																					
区の特色・課題	自治会町内会数（令和2年4月1日）	151団体	加入率（令和2年4月1日）	65.5%																			
	<p>横浜市の北部に位置し、東京方面等のベッドタウンであると同時に、新横浜地区の商業地域や日吉地区の慶應義塾大学など、通勤通学地の側面を併せもつていて、毎年転入者・転出者ともに2万人以上となっています。若い世代が多く出生数は市内第1位で、人口の社会増加・自然増加が特徴的です。</p>																						
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 超高齢社会に向けた早急な意識醸成と支援体制の整備 																						
	<p>現在、区の高齢化率は、市平均(24.5%)を下回っていますが、今後、高齢者数は、市全体の伸び率を大きく上回るペースで増加していく見込みです。特に75歳以上の高齢者が増えることが見込まれており、急速に進む超高齢社会に向けた区民・支援者の早急な意識醸成と支援体制の整備が必要です。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>高齢者将来推計</th> <th>2025年(対10年前比)</th> <th>2035年(対10年前比)</th> <th>2045年(対10年前比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港北区</td> <td>7.5万人(約15%増)</td> <td>9.3万人(約23%増)</td> <td>11.0万人(約19%増)</td> </tr> <tr> <td> うち75歳以上</td> <td>4.3万人(約42%増)</td> <td>4.7万人(約10%増)</td> <td>6.0万人(約27%増)</td> </tr> <tr> <td>横浜市</td> <td>96.6万人(約11%増)</td> <td>109.6万人(約13%増)</td> <td>119.5万人(約9%増)</td> </tr> <tr> <td> うち75歳以上</td> <td>57.9万人(約43%増)</td> <td>60.2万人(約4%増)</td> <td>68.9万人(約14%増)</td> </tr> </tbody> </table>				高齢者将来推計	2025年(対10年前比)	2035年(対10年前比)	2045年(対10年前比)	港北区	7.5万人(約15%増)	9.3万人(約23%増)	11.0万人(約19%増)	うち75歳以上	4.3万人(約42%増)	4.7万人(約10%増)	6.0万人(約27%増)	横浜市	96.6万人(約11%増)	109.6万人(約13%増)	119.5万人(約9%増)	うち75歳以上	57.9万人(約43%増)	60.2万人(約4%増)
高齢者将来推計	2025年(対10年前比)	2035年(対10年前比)	2045年(対10年前比)																				
港北区	7.5万人(約15%増)	9.3万人(約23%増)	11.0万人(約19%増)																				
うち75歳以上	4.3万人(約42%増)	4.7万人(約10%増)	6.0万人(約27%増)																				
横浜市	96.6万人(約11%増)	109.6万人(約13%増)	119.5万人(約9%増)																				
うち75歳以上	57.9万人(約43%増)	60.2万人(約4%増)	68.9万人(約14%増)																				
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での支えあいや見守り体制の構築 																							
<p>区内全世帯に対する高齢者単身世帯の割合は12%、高齢者のみ2人世帯の割合が8%と、全世帯の2割が高齢者のみの世帯となっており、閉じこもりや孤立・孤独死等を防ぐため、地域での支えあいや見守り体制を構築する必要があります。</p>																							
第7期計画期間中の区の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援体制整備事業 																						
	<p>高齢単身・高齢夫婦世帯の増加に伴い、日常生活上のちょっとした困りごとを抱える人が増えています。専門的なサービスまでは必要としない要支援者等に対し、住民主体のボランティアなどが介護予防や生活支援を提供できるよう「介護予防・生活支援サービス補助事業」を活用した団体の活動を支援します。</p>																						
	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス補助事業交付団体（令和2年10月現在） 																						
	<p>9団体 10事業（通所型支援7団体、訪問型支援1団体、配食支援1団体、見守り支援1団体）</p>																						
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅医療・介護連携 																						
	<p>医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション、介護事業者連絡会、地域包括支援センター、区役所からなる「港北区高齢者支援ネットワーク」を設置し、医療・介護関係者の顔の見える関係づくり・連携協力関係の構築に努めています。</p>																						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク主催による市民講演会、支援者向け研修の開催（テーマ「在宅での看取」等） 																						
第7期計画期間中の区の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症支援事業 																						
	<p>認知症になっても安心して地域で暮らし続けられるように、幅広い世代に向けた認知症の普及啓発に努めています。</p>																						
	<ul style="list-style-type: none"> ○区民向け講演会の開催や広報よこはま等での周知 																						
	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や学校等、幅広い対象への認知症サポーター養成講座の実施 																						

2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

緑区		問合せ：緑区高齢・障害支援課（Tel 930-2311）						
区のデータ	人口（令和2年3月末）	181,840人（男性 89,931人、女性 91,909人）						
	世帯数（令和2年3月末）	82,538世帯						
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	43,327人（うち75歳以上 22,418人）						
	高齢化率（令和2年3月末）	23.8%（75歳以上 12.3%）						
	要介護認定者数（令和2年3月末）	7,320人（うち1号被保険者 7,149人）						
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	6,817人						
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	6か所	特別養護老人ホーム併設 地域包括支援センター (令和2年4月1日)	1か所				
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	123団体	加入率（令和2年4月1日）	72.2%				
区の特色・課題	大規模マンションや宅地開発の盛んな地域がある一方で、古くからの住宅密集地や集合住宅が多い地域では高齢化率の上昇率が市・区平均を大きく上回っており、高齢化率が40%を超える地区もあります。こうした中で、自治会等による地域に根付いた様々な活動が活発に行われており、地区ボランティアセンターなどの主体的な支え合い・助け合いの活動が推進されています。一方で、坂道が多く交通が不便な地域など、地域特性に合わせた移動手段の確保や、ボランティア活動の担い手の高齢化と後継者作りなどの課題があります。							
第7期計画期間中の区の取組	国勢調査の数値等の福祉保健を検討する際の中核となるデータを集約した「地区別暮らしのデータ集別冊」を作成し、関係者間で将来の展望を描くためのツールとして活用しています。							
【地域における介護予防と健康づくりの一体的な推進】								
目標：住民主体の介護予防・健康づくりの活動の場が充実し、お互いに支えあえる地域である。								
取組：「人生100年時代～のばせ！健康寿命～」をテーマに介護予防、地域づくりにつながる講演会や身近な地域で取組むグループ活動支援を行っています。								
【多様な主体による生活支援の充実】								
目標：住み慣れた地域で暮らし続けられるよう様々な主体による生活支援の機会がある。								
取組：助け合いや支え合いの活動に取り組んでいる団体同士の情報交換会を開催しています。								
【在宅医療・介護連携の強化】								
目標：疾病を抱えたり、要介護状態になっても、住み慣れた地域や自ら望む場で、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、在宅ケア体制が構築されている。								
取組：入退院調整における医療介護連携に役立つ近隣病院の入退院窓口情報をまとめた冊子を作成しています。								
【認知症の人が安心して暮らせるまちづくり】								
目標：地域による見守りがあり、当事者と家族が安心して地域で暮らし続けることができる。								
取組：「認知症をポジティブにとらえよう！」をテーマにシンポジウムや講座を開催しています。								

青葉区



問合せ：青葉区高齢・障害支援課（TEL 978-2450）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	309,137人（男性 150,049人、女性 159,088人）
	世帯数（令和2年3月末）	136,038世帯
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	66,848人（うち75歳以上 33,217人）
	高齢化率（令和2年3月末）	21.6%（75歳以上 10.7%）
	要介護認定者数（令和2年3月末）	11,405人（うち1号被保険者 11,130人）
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	9,540人
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	12か所
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	162団体 加入率（令和2年4月1日） 71.4%
区の特色・課題	約50年前の田園都市線の開通を機に大規模な宅地開発が進み、急激な人口増加を経て、平成6年、港北区や緑区の一部から青葉区が誕生しました。「丘の横浜」と呼ばれるとおり、坂が多い地形です。また、平均寿命は全国で男性が1位、女性も9位と長寿の区です（H30年発表）。	
	平均年齢は44.8歳で18区中5位の若さ、高齢化率も18区中14位と、比較的若い区ですが、2030年には75歳以上の人口は市内で最も多く、医療や介護のニーズの本格化が予想されるため、制度・地域での支え合い・市場サービス等の重層的な支援が一層必要です。また、高齢者の「健康とくらしの調査」では、全体的に健康ですが、75歳以上では閉じこもり傾向があり、小単位での多様なつながりの場の拡充が必要です。さらに、人生100年時代の到来が予測される中、認知症等介護が必要になった時や終末期医療、感染症等の突然の病への備えとして、最後まで自分らしく暮らせるよう意思決定の支援が必要です。	
第7期計画期間中の区の取組	健康づくり・介護予防 高齢者が人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れる地域を目指します。 ＜具体的な取組＞ハマトレを普及するボランティアの育成やエンディングノートの普及啓発	
	生活支援体制整備（身近なちょっとした助け合い） 高齢者一人ひとりが、出来ることを大切にしながら暮らし続けられるために、多様な主体が連携・協力する地域を目指します。 ＜具体的な取組＞民間企業や地域のボランティアとケアマネジャーとの連携の機会づくりほか	
	医療・介護連携 疾病を持ちながらも、高齢者が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域を目指します。 ＜具体的な取組＞本人及び支援者間の連携ノートの作成やクラウドシステムの活用ほか	
	認知症施策 認知症になっても本人の意思が尊重されて暮らし続けることができる地域を目指します。 ＜具体的な取組＞症状や対応に関する普及啓発やかかりつけ医のための連携マニュアルの作成	
	シニアの社会参加 社会参加の意欲を持つ高齢者が、これまでに培ってきた能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる地域を目指します。 ＜具体的な取組＞起業セミナーや特技・経験を活かしたボランティア「プロボノ」活動の実施	

2. 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区の取組

都筑区



問合せ：都筑区高齢・障害支援課（TEL 948-2306）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	213,111人（男性 105,978人、女性 107,133人）		
	世帯数（令和2年3月末）	87,933世帯		
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	37,220人（うち75歳以上 18,644人）		
	高齢化率（令和2年3月末）	17.5%（75歳以上 8.7%）		
	要介護認定者数（令和2年3月末）	6,796人（うち1号被保険者 6,609人）		
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	5,454人		
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	5か所		
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	123団体	加入率（令和2年4月1日）	59.9%
区の特色・課題	<特色>			
	<p>○平均年齢42.3歳と18区で最も若い。高齢化率も現在は17.5%と市内で最も低いが2025年は19.7%と増加する見込みであり高齢化はその後、加速すると推測される。</p> <p>○令和元年の区民意識調査では、「これからも都筑区に住み続けたい」と回答した人が8割以上あり平成29年と同様の回答となっている。</p>			
第7期計画期間中の区の取組	<課題>			
	<p>○2025年以降の高齢者増加を見込み、区民が主体的に健康づくり・介護予防や社会参加に取り組めるよう引き続き啓発や情報提供が必要</p> <p>○地域で生活している高齢者が身近な居場所や仲間を見つけることができる環境づくりが大切</p> <p>○介護や医療的ケアが必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるサービスの充実が必要</p>			
都筑区の取り組み	○健康づくり・介護予防			
	<p>健康づくりや社会参加の重要性を普及啓発するとともに、身近な地域で参加できる活動が増えるよう多様な主体と連携を目指します。</p>			
	<具体的な取組>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関するイベントやパネル展を関係機関や区役所各課と連携しながら開催します。 ・新規人材の獲得と人材のフォローアップを目的とした体操ボランティア養成講座を開催しています。また、元気づくりステーション等へ地域ケアプラザとともに運営に関する相談や後方支援を行っています。 			
	○生活支援			
	<p>高齢者一人ひとりが自分でできることを大切にしながら住み慣れた地域で暮らし続けるために地域ケアプラザ、区社会福祉協議会と連携し多様な主体が協力する地域づくりを支援します。</p>			
	<具体的な取組>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・講座を開催し、住民主体の地域活動の場を開催・運営していく人材の育成を行いました。 また、ケアマネジャーあてアンケートを実施し高齢者の生活課題の把握に努めました。 ・生活支援ボランティアグループやサービスB等、多様な主体が実施する活動の立ち上げや運営の支援を行っています。 			
	○医療・介護連携			
	<p>区医師会・在宅医療連携拠点とともに、多職種が連携し高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる区を目指します。</p>			
	<具体的な取組>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の医療・介護に関わる多職種による定期的な連絡会を開催しています。 ・在宅チーム医療を担う多職種研修、見える事例検討会等で多職種間の顔の見える関係づくりを行い、お互いの専門性や役割を知る機会を得ています。また、区民に向けた在宅医療・介護の理解促進を行う市民向け講演会を開催しています。 			

戸塚区



問合せ：戸塚区高齢・障害支援課（TEL 866-8439）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	281,863人（男性 138,702人、女性 143,161人）						
	世帯数（令和2年3月末）	127,018世帯						
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	71,479人（うち75歳以上 37,337人）						
	高齢化率（令和2年3月末）	25.4%（75歳以上 13.2%）						
	要介護認定者数（令和2年3月末）	12,707人（うち1号被保険者 12,424人）						
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	10,925人						
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	11か所						
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	220団体	加入率（令和2年4月1日）	70.7%				
区の特色・課題	<p>戸塚区は横浜市の南西部に位置しており、18区中で最も面積が広く、周辺部は複雑な丘陵が形成され起伏に富んだ地形です。区内には工場・業務施設等の工業地域があり、戸塚駅・東戸塚駅を中心に商業施設が立地しています。また、多数の病院や福祉施設等の事業所があります。一方で、土地面積の約36%が市街化調整区域で他区に比べて緑に恵まれており、公園が多く農業も盛んで、多様性に富んだまちです。高齢化率は、最も低い町で11.6%、最も高い町で45.1%となっており、地域ごとに住民層は大きく異なっています。地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築のため、地域活動の担い手の発掘・育成や住民の地域活動への参加意識の向上、医療・介護の多職種による支援ネットワークの充実を図ることが必要です。</p>							
第7期計画期間中の区の取組	<p>＜戸塚区の取組の5本柱＞～高齢者が心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に向けて～</p> <p>I 介護予防…いつまでも元気に過ごせるよう心身の健康の維持・向上のための取組</p>							
	<p>住民や団体等の多様な主体による健康づくり・介護予防のための集いの場や自主活動が広がっています。区民に対する講演会等の普及啓発や「はまちゃん体操ひろめ隊」とも連携してボランティアの人材育成を行い、介護予防活動の担い手や活動の輪が広がっています。</p> <p>【取組例】○元気づくりステーション ○介護予防講演会 ○介護予防ボランティア養成講座</p>							
	<p>II 生活支援…日常生活に困りごとを抱えている状態への支援をする取組</p>							
	<p>地域ケア会議等を通じて、各地域で高齢者の生活を支援する取組や住民同士の助けあい・支えあいの活動が広がっています。「みまもりネット」を通じた民間企業等の多様な主体による地域での見守り活動や新たな担い手の発掘と活動の場づくりが広がっています。</p> <p>【取組例】○地域ケア会議 ○生活支援体制整備事業（介護予防・生活支援サービス補助事業）○みまもりネット連絡会</p>							
	<p>III 在宅医療・介護連携…医療や介護が必要な状態になった時に支援する取組</p>							
IV 認知症に対する取組…認知症になった方や家族等を支援する取組	<p>関係機関・団体との連絡会や研修会等を通じて、医療・介護の専門職の連携による相談支援体制の充実と人材育成が進んでいます。「在宅医療相談室」の運営や区民向けの講演会等により、在宅医療や介護に関する情報発信の取組が進んでいます。</p> <p>【取組例】○戸塚区在宅医療連絡会（ほーめっと）○在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修 ○在宅医療相談室</p>							
	<p>IV 認知症に対する取組…認知症になった方や家族等を支援する取組</p>							
	<p>関係機関の連携により、認知症高齢者の早期発見・対応につなげる支援体制の充実が進んでいます。区民に対する講演会等の取組により、認知症に対する正しい理解や地域における集いの場、家族を支援する取組等の普及啓発が進んでいます。</p> <p>【取組例】○みづけてネット・見守リーシール事業 ○認知症カフェ ○若年性認知症家族のつどい</p>							
<p>V 高齢者の権利擁護…判断能力が低下した高齢者等の権利を守る取組</p>								
<p>高齢者に対する権利侵害や虐待を防ぎ、その家族に対する支援体制の充実のため、連絡会や研修会を通じて関係団体の連携体制の構築が進んでいます。「エンディングノート」等を活用して成年後見制度や高齢者の自己決定を支援する取組の普及啓発が進んでいます。</p> <p>【取組例】○成年後見サポートネット ○高齢者虐待防止事業連絡会・研修会 ○エンディングノート書き方講座</p>								
<p>＜とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）との関係＞</p> <p>とつかハートプランの基本理念である「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」は戸塚区行動指針が目指す方向性と一緒にします。とつかハートプランと一体となり、複雑・多様化する福祉保健課題に対応していきます。</p>								

栄区



問合せ：栄区高齢・障害支援課（TEL 894-8415）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	120,260人（男性 58,702人、女性 61,558人）		
	世帯数（令和2年3月末）	55,644世帯		
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	37,300人（うち75歳以上 20,553人）		
	高齢化率（令和2年3月末）	31.0%（75歳以上 17.1%）		
	要介護認定者数（令和2年3月末）	6,212人（うち1号被保険者 6,094人）		
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	5,670人		
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	6か所		
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	88団体	加入率（令和2年4月1日）	80.7%
区の特色・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○市内18区で高齢化率は最も高い31.0%、要介護認定率は最も低い16.3%です。2025年には、高齢化率は32.7%、75歳以上の要介護認定者数は2015年比で約1.4倍となる見込みです。 ○要介護認定率は、65歳～74歳では3～4%、75歳以上では約3割です。 ○要介護認定者のうち認知症高齢者（認知症自立度Ⅱa以上）は約3,200人で、高齢者の8～9%です。認知症を理解し、地域で支え合い、本人と介護者に寄り添う必要があります。 ○介護保険サービスでは対応できない、生活の些細な困りごとを、隣近所などの地域で助け合い、緩やかに見守り合う地域づくりを、より一層推進する必要があります。 ○在宅で医療が必要な方は2013-2025年比較で1.92倍に増加すると見込まれています。区内には医療資源が少なく、医療・介護・福祉の専門支援機関が連携を図ることが重要です。 			
第7期計画期間中の区の取組	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防、認知症予防、生活支援、医療・介護連携について様々な取組を進めています。</p> <p>【介護予防】 高齢者が身近な地域で継続的に介護予防や健康づくりに主体的に取り組み、個々の健康状態、関心に応じて参加できるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転倒予防：セーフコミュニティ認証都市として転倒予防体操を開発し、指導者を育成 ○ 元気づくりステーション：区内にある19グループの支援や、研修・連絡会等を開催 <p>【認知症予防】 認知症の予防と共に、区民や支援団体などに対する認知症の正しい理解の普及啓発や、認知症の方や介護者の居場所づくりなど、認知症になっても住み続けられる街づくりを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症初期集中支援チーム：認知症疑いの人に医療・介護の専門職がチームで早期介入 ○ 普及・啓発：認知症サポーターの養成、啓発媒体「親が認知症かも…と思ったら」の発行 <p>【生活支援】 生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の生活上の困りごとを地域で解決するお互いさまの取組や、民間事業者など多様な主体との連携や協働を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ちよこっとボランティア：地域の見守り活動につながるボランティア団体を立ち上げ ○ 買い物支援：事業所のバスを活用した送迎、地域の見守り活動につながる企業の移動販売 <p>【医療・介護連携】 栄区在宅医療連携拠点を中心に、在宅医療・終末期医療の普及、多職種連携を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SAKAEシニアライフノート：人生の最終段階について本人の意思を話し合うためのノート ○ 多職種連携：医療・介護等の専門職間の相互理解促進に資する研修会の実施や、在宅医療・福祉事業所一覧の作成 			

泉区		問合せ：泉区高齢・障害支援課（TEL 800-2434）				
区のデータ	人口（令和2年3月末）	153,101人（男性 75,237人、女性 77,864人）				
	世帯数（令和2年3月末）	69,590世帯				
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	43,416人（うち75歳以上 23,205人）				
	高齢化率（令和2年3月末）	28.4%（75歳以上 15.2%）				
	要介護認定者数（令和2年3月末）	7,892人（うち1号被保険者 7,741人）				
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	6,474人				
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	7か所				
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	153団体	加入率（令和2年4月1日） 75.3%			
区の特色・課題	【特色】					
	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地や農地など緑が多く残っており、4つの河川や湧水など豊富な水源に恵まれています。 区の北東部は丘陵地となっているほか、高低差の大きい地域もあります。 特別養護老人ホームや障害者福祉施設等の社会福祉施設が多く立地しています（※）。 					
	<p>※ 高齢者施設：入所…75施設 通所…63施設、障害者福祉施設：入所…93施設 通所…64施設（令和2年1月1日現在）</p>					
第7期計画期間中の区の取組	【課題】					
	<ul style="list-style-type: none"> 区民の主体的な介護予防・健康づくり・疾病の重症化予防活動による健康寿命の延伸 高齢者が地域で支え合いながら活躍できる仕組みづくりと担い手の確保・育成 本人の意思を尊重できるよう医療・介護の専門職と地域で高齢者を支える方々との連携強化 					
	【介護予防・健康づくり】 <p>「元気の秘訣！お役立ちガイド」を作成し、介護予防の場につながるきっかけづくりを行いました。また、支援者や男性向けの講座を実施し、地域で介護予防を推進するための人材育成や男性の地域活動につながる取組となりました。</p>					
						
【地域活動支援】 <p>「あなたの力発揮！応援フェア」や「まちづくりみらい塾」をきっかけとした地域の人材発掘や、地域人材のネットワークづくりを行いました。</p>						
【多様な主体による生活支援】 <p>泉サポートプロジェクトでは「誰もが安心して暮らし、助け合えるまちづくり」を目指し関係機関、団体が住民と共に地域貢献活動（移動支援、買物支援、場の提供等）ができる仕組みづくりを行いました。例えば施設の車両を活用した送迎支援、小学生と企画を進めたベンチづくり、買物支援など様々な方が関わり活動が広がりました。</p>						
						
【在宅医療・介護連携】 <p>本人が医療情報や緊急連絡先を書き込める「私のおぼえがき」を作成し、もしも手帳とともにお薬手帳に入れて配布（※）し医療及び介護関係者と共有を進めました。また、在宅医療相談室が医師会の協力を得て、ケアマネジャー・専門職の学習会を定期的に開催し、入退院支援時の連携を進めました。</p>						
<p>※ 「私のおぼえがき」配布数：4,300部（令和2年11月末現在）</p>						

瀬谷区



問合せ：瀬谷区高齢・障害支援課（TEL 367-5716）

区のデータ	人口（令和2年3月末）	123,170人（男性 60,503人、女性 62,667人）		
	世帯数（令和2年3月末）	56,441世帯		
	65歳以上高齢者数（令和2年3月末）	34,118人（うち75歳以上 18,822人）		
	高齢化率（令和2年3月末）	27.7%（75歳以上 15.3%）		
	要介護認定者数（令和2年3月末）	7,115人（うち1号被保険者 6,950人）		
	ひとり暮らし高齢者数（平成27年国勢調査）	5,641人		
	地域ケアプラザ（令和2年4月1日）	5か所		
	自治会町内会数（令和2年4月1日）	154団体	加入率（令和2年4月1日）	76.0%
区の特色・課題	<p>横浜市の西部に位置し、南北に流れる5本の川と、緑に覆われた土地が多く残されており、自然に恵まれた環境にあります。高齢化率は27.7%と市平均より高く、高齢化が先行しており、高齢化率が40%を超えるエリアもあります。</p> <p>在宅医療・介護連携では、平成19年度から始まった瀬谷区在宅高齢者サポートネットワーク事業により、多職種連携が進んでいます。</p>			
第7期計画期間中の区の取組	<p>「誰もがいつまでも安心して暮らせる瀬谷」を目指し、地域包括ケアを推進します。</p> <p>【介護予防】 健康寿命の延伸を目指し、健康づくり・介護予防の取組を進めます。地域のつながりを強めながら、安心して健康な生活を送ることができるよう地域づくりを推進します。</p> <p><具体的な取組> 元気づくりステーションの推進：活動支援や新規立ち上げを行い、活動の充実を図っています。</p> <p>【生活支援】 多様な主体による活動拠点等の充実を図ります。また、高齢者が生きがいや役割を持ち、自分らしく暮らし続けられるよう、様々な居場所・インフォーマルサービスや役割を得られる地域づくりを進めます。</p> <p><具体的な取組> 住民主体の活動の支援：介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）へ繋げることで要支援者等にも配慮した活動を支援しています。</p> <p>【在宅医療・介護連携】 在宅医療に向けたネットワークの構築や、医療・介護の従事者間の連携を進めます。また、在宅医療に向けた支援体制の構築や区民に向けた在宅医療の普及・啓発を進めます。</p> <p><具体的な取組> せやまるカフェ：多職種連携推進と顔の見える関係づくりのための研修会等を開催しています。</p> <p>【認知症対策】 認知症の容態に応じた医療・介護等の提供や効果的な連携ができる支援体制の構築を目指します。認知症高齢者が役割を持つことや、ゆるやかな見守り体制のある安心して暮らせる地域を目指します。</p> <p><具体的な取組> 瀬谷区認知症高齢者はいかいネットワーク：認知症高齢者が道に迷ったり、行方不明になった時に早期発見・保護ができるよう、発見協力機関（警察・地域包括支援センター・交通機関等）、見守り協力機関（医療機関、施設、商店等）が連携して対応しています。</p>			

3. 日常生活圏域一覧表（令和3年4月1日設定）

区	圏域名	担当地域
鶴見区	鶴見中央地域ケアプラザ圏域	諏訪坂（1～3、7～19、21）、佃野町、鶴見一丁目（1～4、6～15～6～26、6～28～7～13）、鶴見二丁目（1、3）、鶴見中央一～四丁目、鶴見中央五丁目（1～7、8の一部、9、10、11の一部、14の一部、15、16、19、20）、寺谷一丁目（1～22、25～1～25～3、25～24～25～28、26、27）、寺谷二丁目、豊岡町、東寺尾中台（16～18、35～37）
	矢向地域ケアプラザ圏域	江ヶ崎町、矢向一～六丁目
	鶴見市場地域ケアプラザ圏域	市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、栄町通3～4丁目、尻手一～三丁目、菅沢町、平安町、元宮一～二丁目
	潮田地域ケアプラザ圏域	朝日町、安善町、潮田町、扇島、小野町、寛政町、栄町通1～2丁目、汐入町、下野谷町、末広町、大東町、仲通、浜町、弁天町、本町通、向井町
	生麦地域ケアプラザ圏域	岸谷四丁目（30～34）、大黒町、大黒ふ頭、鶴見中央五丁目（8の一部、11の一部、12、13、14の一部、17、18、21～31）、生麦一～五丁目
	東寺尾地域ケアプラザ圏域	岸谷一～二丁目、岸谷三丁目（34の一部、35を除く）、岸谷四丁目（30～34を除く）、東寺尾一丁目（1～2、3の一部、4の一部を除く）、東寺尾二丁目（21の一部、23を除く）、東寺尾三～四丁目、東寺尾五丁目（1～10、11の一部、12の一部、13～14、15の一部、20、21）、東寺尾六丁目（1～3）
	寺尾地域ケアプラザ圏域	岸谷三丁目（34の一部、35）、北寺尾一～五丁目、北寺尾六丁目（18の一部、19～21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29～32）、北寺尾七丁目（19の一部）、獅子ケ谷一丁目（1～26、33～38、40、41の一部、44の一部）、獅子ケ谷二丁目、獅子ケ谷三丁目（30の一部、32を除く）、諏訪坂（4～6、20）、鶴見一丁目（5、6～1～6～14）、鶴見二丁目（2）、寺谷一丁目（23、24、25～4～25～23）、馬場六丁目（5、6の一部、25）、東寺尾六丁目（1～16を除く）、東寺尾北台、東寺尾中台（1～15、19～34）、東寺尾東台
	馬場地域ケアプラザ圏域	上の宮一～二丁目、北寺尾六丁目（18の一部、19～21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29～32を除く）、北寺尾七丁目（19の一部を除く）、獅子ケ谷三丁目（30の一部、32）、馬場一～五丁目、馬場六丁目（5、6の一部、25を除く）、馬場七丁目、東寺尾一丁目（1～2、3の一部、4の一部）、東寺尾二丁目（21の一部、23）、東寺尾五丁目（11の一部、12の一部、15の一部、16～19、22、23）、東寺尾六丁目（4～16）
	駒岡地域ケアプラザ圏域	梶山一～二丁目、上末吉一～五丁目、駒岡一～五丁目、獅子ケ谷一丁目（27～32、39、41の一部、42、43、44の一部、45～63）、下末吉一～六丁目、三ツ池公園

3. 日常生活圏域一覧表

区	圏域名	担当地域
神奈川区	沢渡三ツ沢地域ケアプラザ圏域	沢渡、三ツ沢上町、三ツ沢中町、三ツ沢下町、三ツ沢東町、三ツ沢西町、三ツ沢南町、鶴屋町2～3丁目
	反町地域ケアプラザ圏域	反町、桐畠、幸ヶ谷、青木町、泉町、栄町、大野町、金港町、鶴屋町一丁目、台町、高島台、上反町、松本町、栗田谷、旭ヶ丘、広台太田町、松ヶ丘、西神奈川一丁目、二ツ谷町、富家町、鳥越、立町
	神之木地域ケアプラザ圏域	松見町、西寺尾、神之木町、神之木台、大口通、大口仲町、西大口、七島町
	菅田地域ケアプラザ圏域	菅田町
	片倉三枚地域ケアプラザ圏域	片倉、三枚町、神大寺
	新子安地域ケアプラザ圏域	新子安、子安台、子安通、入江、浦島町、新浦島町、亀住町、新町、東神奈川、神奈川本町、神奈川、星野町、千若町、山内町、橋本町、瑞穂町、鈴繁町、出田町、恵比須町、守屋町、宝町、浦島丘
	六角橋地域ケアプラザ圏域	白幡町、白幡上町、白幡向町、白幡仲町、白幡東町、白幡西町、白幡南町、六角橋、西神奈川二～三丁目、白楽、斎藤分町、平川町、二本榎、中丸
西区	羽沢圏域	羽沢町、羽沢南
	藤棚地域ケアプラザ圏域	藤棚町1丁目（第3地区部分）、藤棚町2丁目、浜松町、久保町、東久保町、元久保町、境之谷
	戸部本町地域ケアプラザ圏域	御所山町、戸部本町、戸部町5～7丁目、桜木町、西戸部町3丁目、伊勢町3丁目（第2地区部分）、中央一～二丁目、西前町、藤棚町1丁目（第2地区部分）、高島一～二丁目、平沼一～二丁目、みなとみらい一～六丁目
	浅間台地域ケアプラザ圏域	北幸一～二丁目、南幸一～二丁目、岡野一～二丁目、西平沼町、浅間町、南浅間町、浅間台、楠町、宮ヶ谷、南軽井沢、北軽井沢
	宮崎地域ケアプラザ圏域	花咲町、紅葉ヶ丘、宮崎町、戸部町1～4丁目、老松町、東ヶ丘、赤門町、霞ヶ丘、西戸部町1～2丁目、伊勢町1～2丁目、伊勢町3丁目（第4地区部分）

第4部 資料編

区	圏域名	担当地域
中区	新山下地域ケアプラザ圏域	山下町、元町、新山下一～三丁目、千代崎町、北方町、小港町、諏訪町、本牧十二天
	不老町地域ケアプラザ圏域	宮川町、桜木町、花咲町、野毛町、黄金町、初音町、日ノ出町、赤門町、英町、伊勢佐木町、末広町、羽衣町、弥生町、曙町、末吉町、吉田町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、長者町2～9丁目、蓬莱町、若葉町、吉浜町(1)、万代町、不老町、三吉町(4)、千歳町(3)、山田町、山吹町、富士見町、石川町、打越、海岸通、元浜町、日本大通、新港一～二丁目、北仲通、南仲通、太田町、相生町、住吉町、常磐町、尾上町、真砂町、港町、本町、弁天通、横浜公園、内田町
	寿地区圏域	翁町、扇町、寿町、松影町、長者町1丁目、千歳町(1～2)、三吉町(1～3)、吉浜町(2)
	麦田地域ケアプラザ圏域	麦田町、柏葉、大和町、立野、鷺山、竹之丸、西之谷町、本牧緑ヶ丘(1～77、81～201)、滝之上(51～78)、上野町、妙香寺台、豆口台、仲尾台、山手町(36～202、226～269)
	本牧原地域ケアプラザ圏域	本郷町、本牧満坂、本牧町、本牧荒井(131、132、158～170)、本牧原、本牧宮原、本牧元町(25～35)、本牧緑ヶ丘(139-4・201-9)、錦町、和田山、本牧ふ頭
	簗沢地域ケアプラザ圏域	山元町、簗沢、塚越、寺久保、大平町、大芝台、西竹之丸、根岸台、根岸旭台、滝之上(1～50、79～160)、山手町(1～35、203～225、270～288)
	本牧和田地域ケアプラザ圏域	本牧和田、本牧間門、本牧荒井(36～122、303-2、303-6)、本牧元町(1～24、36～76)、本牧大里町、本牧三之谷、根岸町、池袋、根岸加曾台、矢口台、千鳥町、豊浦町、かもめ町、南本牧
	大岡地域ケアプラザ圏域	大岡一～二丁目、大橋町、中島町、通町、若宮町、弘明寺町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、井土ヶ谷上町、中里町
南区	清水ヶ丘地域ケアプラザ圏域	清水ヶ丘、庚台、三春台、伏見町、西中町、前里町、白金町、南太田一～四丁目
	永田地域ケアプラザ圏域	永田南一～二丁目、永田山王台、永田東一～三丁目、永田みなみ台、永田台、永田北一～三丁目
	六ツ川地域ケアプラザ圏域	六ツ川一～四丁目、別所中里台、別所六～七丁目、中里四丁目
	別所地域ケアプラザ圏域	大岡三～五丁目、別所一～五丁目、中里一～三丁目
	浦舟地域ケアプラザ圏域	永楽町、真金町、万世町、高根町、白妙町、浦舟町、日枝町、南吉田町、山王町、吉野町、新川町、二葉町、高砂町
	中村地域ケアプラザ圏域	中村町、唐沢、平楽、八幡町、山谷
	睦地域ケアプラザ圏域	堀ノ内町、睦町、花之木町、宿町、宮元町、共進町、東蒔田町、榎町、蒔田町

3. 日常生活圏域一覧表

区	圏域名	担当地域
港 南 区	日下地区圏域	上大岡東一丁目の一部、上大岡東二～三丁目、上大岡西二～三丁目、 港南四丁目の一部、港南五～六丁目、笹下一～七丁目
	港南中央地区圏域	大久保一～三丁目、上大岡東一丁目の一部、上大岡西一丁目、 港南一～三丁目、港南四丁目の一部、港南中央通、最戸一～二丁目、 日野一～五丁目、日野六丁目の一部、日野中央一丁目、野庭町の一部
	東永谷地区圏域	上永谷一～四丁目、野庭町の一部、東永谷一～三丁目
	芹が谷地区圏域	芹が谷一～四丁目、芹が谷五丁目の一部、東芹が谷
	下永谷地区圏域	上永谷五～六丁目、下永谷一～六丁目、芹が谷五丁目の一部
	丸山台地区圏域	上永谷町の一部、野庭町の一部、日野六丁目の一部、丸山台一～四丁目
	日限山地区圏域	上永谷町の一部、日限山一～四丁目
	野庭地区圏域	野庭町の一部、日野八丁目の一部、日野九丁目の一部
	日野南地区圏域	港南台四丁目の一部、港南台九丁目の一部、野庭町の一部、日野七丁目、 日野八丁目の一部、日野九丁目の一部、日野中央二～三丁目、 日野南一～七丁目
保 土 ヶ 谷 区	港南台地区圏域	港南台一～三丁目、港南台四丁目の一部、港南台五～八丁目、 港南台九丁目の一部
	仏向地域ケアプラザ圏域	坂本町、仏向町、仏向西
	上菅田地域ケアプラザ圏域	上菅田町、新井町
	川島地域ケアプラザ圏域	西谷町、西谷一丁目～四丁目、東川島町、川島町
	常盤台地域ケアプラザ圏域	峰沢町、常盤台、岡沢町、鎌谷町、峰岡町3丁目、和田一～二丁目、 釜台町、上星川一～三丁目
	星川地域ケアプラザ圏域	峰岡町1～2丁目、宮田町、天王町、川辺町、星川一～三丁目、明神台
	今井地域ケアプラザ圏域	新桜ヶ丘一～二丁目、藤塚町、法泉一～三丁目、権太坂一～三丁目、 今井町、境木町、境木本町
	岩崎地域ケアプラザ圏域	花見台、桜ヶ丘一～二丁目、初音ヶ丘、岩崎町、保土ヶ谷町2～3丁目、 狩場町
	岩間・月見台圏域	神戸町、岩間町、西久保町、帷子町、月見台、霞台、保土ヶ谷町1丁目、 岩井町、瀬戸ヶ谷町

第4部 資料編

区	圏域名	担当地域
旭区	ひかりが丘地域ケアプラザ圏域	上白根町の中原街道の北側エリア
	上白根地域ケアプラザ圏域	中白根一～四丁目、白根町、上白根一～三丁目、 上白根町の中原街道の北側は除くエリア、 白根五丁目の一部（三菱第六団地自治会、白根日商自治会）、 白根七丁目の一部（中白根町内会）、白根八丁目
	白根地域ケアプラザ圏域	白根一～四・六丁目、白根五丁目の一部（三菱第六団地自治会、 白根日商自治会を除く）、白根七丁目の一部（中白根町内会を除く）、 川島町（国道 16 号の南側を除くエリア）
	若葉台地域ケアプラザ圏域	若葉台一～四丁目
	川井地域ケアプラザ圏域	上川井町、川井本町、川井宿町、下川井町、都岡町、矢指町
	今宿西地域ケアプラザ圏域	今宿東町、今宿西町、今宿南町
	鶴ヶ峰地域ケアプラザ圏域	鶴ヶ峰一～二丁目、西川島町、三反田町、小高町、 鶴ヶ峰本町一～三丁目、川島町（国道 16 号の南側）
	左近山地域ケアプラザ圏域	左近山、市沢町
	今宿地域ケアプラザ圏域	今宿町、今宿一～二丁目、中沢一～三丁目、中尾一～二丁目、 東希望が丘の一部（クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、 希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会を除く）
	二俣川地域ケアプラザ圏域	二俣川 1～2 丁目、さちが丘、今川町、四季美台、本村町
万騎が原地域ケアプラザ圏域	万騎が原地域ケアプラザ圏域	本宿町、南本宿町、万騎が原、大池町、柏町、桐が作
	笹野台地域ケアプラザ圏域	笹野台一～四丁目、金が谷、金が谷一～二丁目
	南希望が丘地域ケアプラザ圏域	中希望が丘、南希望が丘、善部町、東希望が丘の一部（クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会）

3. 日常生活圏域一覧表

区	圏域名	担当地域
磯子区	屏風ヶ浦地域ケアプラザ圏域	汐見台1～3丁目、森二～六丁目、森が丘一～二丁目、中原一～四丁目、新中原町
	磯子地域ケアプラザ圏域	磯子二～七丁目、磯子台、新磯子町、森一丁目、新森町
	新杉田地域ケアプラザ圏域	杉田一～九丁目、杉田坪呑、新杉田町
	滝頭地域ケアプラザ圏域	丸山一～二丁目、滝頭一～三丁目、岡村一～八丁目
	根岸地域ケアプラザ圏域	東町、西町、鳳町、原町、下町、坂下町、馬場町、上町、広地町、久木町、磯子一丁目、磯子八丁目、中浜町
	洋光台地域ケアプラザ圏域	洋光台一～六丁目
	上笹下地域ケアプラザ圏域	田中一～二丁目、栗木一～三丁目、上中里町、氷取沢町、峰町
金沢区	並木地域ケアプラザ圏域	富岡東一～二丁目、富岡東三丁目1～9、並木一丁目、昭和町、鳥浜町、白帆
	六浦地域ケアプラザ圏域	六浦町、六浦南一～五丁目、六浦三～五丁目、大道一～二丁目、朝比奈町、東朝比奈一～三丁目
	泥亀地域ケアプラザ圏域	泥亀一～二丁目、町屋町、洲崎町、柴町、谷津町、金沢町、寺前一～二丁目、海の公園、平潟町、野島町、乙舳町
	富岡地域ケアプラザ圏域	富岡西一～七丁目
	釜利谷地域ケアプラザ圏域	釜利谷東一～四丁目、釜利谷東六～八丁目、釜利谷南一～四丁目、高舟台一～二丁目
	能見台地域ケアプラザ圏域	能見台一～六丁目、能見台通、能見台東、能見台森
	西金沢地域ケアプラザ圏域	釜利谷東五丁目、釜利谷西一～六丁目、釜利谷町、みず木町
	富岡東地域ケアプラザ圏域	並木二～三丁目、富岡東三丁目10以降、富岡東四～六丁目、幸浦一～二丁目、福浦一～三丁目、八景島
	柳町地域ケアプラザ圏域	大川、六浦東一～三丁目、六浦一～二丁目、柳町、瀬戸
	西柴中学校区 地域ケアプラザ圏域	西柴一～四丁目、堀口、片吹、長浜、長浜一～二丁目

第4部 資料編

区	圏域名	担当地域
港北区	日吉本町地域ケアプラザ圏域	日吉本町一丁目・三～四丁目、箕輪町一～三丁目、日吉一～七丁目
	高田地域ケアプラザ圏域	高田町、高田東一～四丁目、高田西一～五丁目
	下田地域ケアプラザ圏域	下田町一～六丁目、日吉本町二丁目・五～六丁目
	新吉田地域ケアプラザ圏域	新吉田町、新吉田東一～八丁目
	新羽地域ケアプラザ圏域	新羽町、北新横浜一～二丁目
	樽町地域ケアプラザ圏域	綱島西一～六丁目、綱島東一～六丁目、綱島上町、綱島台、樽町一～四丁目、大曾根一～三丁目、大曾根台、師岡町
	大豆戸地域ケアプラザ圏域	大豆戸町、大倉山一～七丁目、菊名四～七丁目、菊名三丁目の一部（菊名北町町内会）、新横浜一～三丁目、錦が丘、篠原北一～二丁目、富士塚二丁目の一部（ふじ町内会）、篠原町の一部（表谷町内会）
	城郷小机地域ケアプラザ圏域	小机町、岸根町、鳥山町
	篠原地域ケアプラザ圏域	篠原町（表谷町内会を除く）、篠原西町、篠原台町、篠原東一～三丁目、仲手原一～二丁目、菊名一～二丁目、菊名三丁目の一部（菊名南町自治会）、富士塚一丁目、富士塚二丁目の一部（富士塚自治会）
緑区	山下地域ケアプラザ圏域	西八朔町、北八朔町、小山町、青砥町
	十日市場地域ケアプラザ圏域	十日市場町、新治町、長津田みなみ台七丁目（8番19～27号、9～32番）
	長津田地域ケアプラザ圏域	長津田一～七丁目、長津田町、いぶき野、長津田みなみ台一～六丁目、長津田みなみ台七丁目（8番19～27号、9～32番を除く）
	中山地域ケアプラザ圏域	中山一～六丁目、三保町、上山一～三丁目、寺山町、森の台、台村町
	東本郷地域ケアプラザ圏域	東本郷町、東本郷一～六丁目
	鴨居地域ケアプラザ圏域	白山一～四丁目、竹山一～四丁目、鴨居一～七丁目、鴨居町
	霧が丘地域ケアプラザ圏域	霧が丘一～六丁目

3. 日常生活圏域一覧表

区	圏域名	担当地域
青葉区	荏田地域ケアプラザ圏域	あざみ野南一～四丁目、荏田北一～三丁目、荏田町
	もえぎ野地域ケアプラザ圏域	もえぎ野、柿の木台、みたけ台、上谷本町、藤が丘一～二丁目、梅が丘1～13・17～33、千草台、下谷本町
	奈良地域ケアプラザ圏域	すみよし台、奈良一～五丁目、奈良町、緑山
	さつきが丘地域ケアプラザ圏域	しらとり台、つつじが丘、さつきが丘、梅が丘14～16・34～40
	美しが丘地域ケアプラザ圏域	美しが丘四丁目、美しが丘西一～三丁目、すすき野三丁目5、荏子田一～三丁目（一丁目4・16、三丁目1～14・26～28除く）、元石川町（3714～4341・5148・5151を除く）
	大場地域ケアプラザ圏域	大場町、みすずが丘、あざみ野一～四丁目、荏子田一丁目4・16・三丁目26～28、元石川町3714～4341・5148・5151
	鴨志田地域ケアプラザ圏域	鴨志田町、寺家町、たちばな台一～二丁目、成合町
	ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ圏域	市ヶ尾町、荏田西一～五丁目
	青葉台地域ケアプラザ圏域	青葉台一～二丁目、榎が丘、桜台、若草台
	恩田地域ケアプラザ圏域	あかね台一～二丁目、恩田町、桂台一～二丁目、田奈町、松風台
都筑区	たまプラーザ地域ケアプラザ圏域	美しが丘一～三丁目・五丁目、新石川一～四丁目
	すすき野地域ケアプラザ圏域	すすき野一～三丁目（三丁目5を除く）、鉄町、もみの木台、黒須田、荏子田三丁目1～14
	中川地域ケアプラザ圏域	大棚町、中川一～八丁目、牛久保町、牛久保一～三丁目、牛久保西一～四丁目、牛久保東一～三丁目、中川中央一～二丁目、大棚西、あゆみが丘
	葛が谷地域ケアプラザ圏域	葛が谷、大丸、高山、荏田東町、荏田東一～四丁目、荏田南町、荏田南一～五丁目
	東山田地域ケアプラザ圏域	東山田一～四丁目、東山田町、北山田一～七丁目、すみれが丘、南山田一～三丁目、南山田町
	加賀原地域ケアプラザ圏域	見花山、富士見が丘、二の丸、加賀原一～二丁目、川和台、川和町、池辺町、佐江戸町
横浜市	新栄地域ケアプラザ圏域	勝田町、新栄町、勝田南一～二丁目、早渕一～三丁目、茅ヶ崎町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一～五丁目、茅ヶ崎南一～五丁目
	都田地区圏域	平台、長坂、桜並木、仲町台一～五丁目、東方町、折本町、大熊町、川向町

第4部 資料編

区	圏域名	担当地域
戸塚区	平戸地域ケアプラザ圏域	平戸一～五丁目、平戸町
	名瀬地域ケアプラザ圏域	名瀬町
	東戸塚地域ケアプラザ圏域	秋葉町、川上町、品濃町、上品濃、前田町
	舞岡柏尾地域ケアプラザ圏域	上柏尾町、柏尾町、南舞岡一～四丁目、舞岡町（以下を除く 1153、1159、1462～1474）
	上矢部地域ケアプラザ圏域	鳥が丘、上矢部町、矢部町（以下を除く 1～136、269～284、321、458～482、600～601、1542-(4、14～18、95、135～142)、1612～1629、1663-(~5、43、89～106、116～118)、1668-(247～271、282)、1670-4～1674-19、1677-(8～10、21～22)、1681、1794～1802、1828-(~83)、1929、1957-1、1959、2058～2073、2082、2088～2091、3001-1～3008-3）、戸塚町の一部（4539、4541、4975、4978、4979、4980-8）
	上倉田地域ケアプラザ圏域	上倉田町、吉田町、矢部町の一部（1～136、269～284、321、458～482、600～601、3001-1～3008-3）、舞岡町の一部（1153、1159、1462～1474）、戸塚町の一部（6010-1～6014-3）
	下倉田地域ケアプラザ圏域	下倉田町
	南戸塚地域ケアプラザ圏域	戸塚町（以下を除く 4539、4541、4975、4978、4979、4980-8、6010-1～6014-3、3557-1、4527～4536、4544～4555、4557～4563）
	汲沢地域ケアプラザ圏域	汲沢一～八丁目、矢部町の一部（1542-(4、14～18、95、135～142)、1612～1629、1663-(~5、43、89～106、116～118)、1668-(247～271、282)、1670-4～1674-19、1677-(8～10、21～22)、1681、1794～1802、1828-(~83)、1929、1957-1、1959、2058～2073、2082、2088～2091）、汲沢町（以下を除く 2～37）、戸塚町の一部（3557-1、4527～4536、4544～4555、4557～4563）
	原宿地域ケアプラザ圏域	原宿一～五丁目（以下を除く 四丁目 19～24）、小雀町、影取町、東俣野町、深谷町の一部（505、505-2、505-6～10、506、623～668、671～680、685～687）、汲沢町の一部（2～37）
	深谷俣野地域ケアプラザ圏域	深谷町（以下を除く 505、505-2、505-6～10、506、623～668、671～680、685～687）、俣野町、原宿四丁目の一部（19～24）

3. 日常生活圏域一覧表

区	圏域名	担当地域
栄区	豊田圏域	金井町、田谷町、長沼町、飯島町、長尾台町、本郷台一～五丁目
	笠間圏域	笠間一～五丁目
	小菅ヶ谷圏域	小菅ヶ谷一～四丁目、小菅ヶ谷町、小山台一～二丁目、鍛冶ヶ谷町の一部、桂町の一部、笠間町、飯島町の一部
	本郷中央圏域	桂町、公田町、桂台西一～二丁目、桂台北、桂台中、桂台南一丁目、桂台南二丁目の一部、桂台東の一部、柏陽の一部
	本郷第三圏域	鍛冶ヶ谷一～二丁目、鍛冶ヶ谷町の一部、柏陽、元大橋一～二丁目、上郷町の一部、若竹町、中野町、桂町の一部、公田町の一部
	上郷西圏域	亀井町、尾月、犬山町、上之町、桂台東の一部、野七里一丁目の一部、上郷町の一部
	上郷東圏域	上郷町、東上郷町、庄戸一～五丁目、野七里一丁目の一部、野七里二丁目、長倉町、桂台南二丁目の一部
泉区	上飯田地域ケアプラザ圏域	上飯田町
	下和泉地域ケアプラザ圏域	和泉町（1～1999、2253、3151～3152）、下飯田町、下和泉、和泉が丘一～二丁目、和泉が丘三丁目（1～33、36）、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目（24（1号～48号）、25（1号～16号、35号、36号）、26（1号～72号））27～28、34～39）
	踊場地域ケアプラザ圏域	中田町、白百合、中田東、中田北、中田西、中田南
	いすみ中央地域ケアプラザ圏域	和泉町（2000～4999（2253、3151～3152を除く））、和泉町（5000～5999（都市計画道路権太坂和泉線の南側））、和泉が丘三丁目（34～35、37～40）、和泉中央南二丁目（1～23、24（52号～58号）、25（21号～34号）、26（74号～85号）、29～33）、和泉中央南三～五丁目、和泉中央北
	新橋地域ケアプラザ圏域	岡津町（2067～2069、2777～2833、3013）、新橋町、弥生台（33-1）、池の谷、緑園
	いすみ野地域ケアプラザ圏域	弥生台（33-1を除く）、和泉町（5000～5999（都市計画道路権太坂和泉線の北側））、和泉町（6000以降）
	岡津地域ケアプラザ圏域	岡津町（2067～2069、2777～2833、3013を除く）、西が岡、領家、桂坂
瀬谷区	二ツ橋地域ケアプラザ圏域	三ツ境、二ツ橋町の一部、宮沢一～四丁目
	阿久和地域ケアプラザ圏域	阿久和東、阿久和西、阿久和南
	中屋敷地域ケアプラザ圏域	中屋敷一～三丁目、本郷一～四丁目、竹村町、上瀬谷町、目黒町、五貫目町、北町、卸本町、瀬谷町、中央、瀬谷四丁目
	下瀬谷地域ケアプラザ圏域	瀬谷五～六丁目、南瀬谷一～二丁目、南台一～二丁目、下瀬谷一～三丁目、橋戸一～三丁目、北新
	二ツ橋第二地域ケアプラザ圏域	東野、東野台、二ツ橋町の一部、相沢一～七丁目、瀬谷一～三丁目

第4部 資料編

4. 市域及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

(1) 市域における必要利用定員総数

種別	必要利用定員総数					
	第7期の実績			第8期計画		
	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	15,855	16,401	16,899	17,318	17,956	18,846
※うち、地域密着型	55	55	84	113	171	200
介護老人保健施設	9,571	9,571	9,571	9,571	9,571	9,571
介護医療院／介護療養型医療施設	362	272	272	272	272	272
特定施設(有料老人ホーム)	14,033	14,540	15,302	15,752	16,202	16,652
※うち、介護専用型	4,320	4,915	5,677	6,127	6,577	7,027
※うち、地域密着型	12	12	12	12	12	12
※うち、混合型	9,701	9,613	9,613	9,613	9,613	9,613

※地域密着型特別養護老人ホーム及び地域密着型特定施設の第8期計画における整備圏域については、適宜、調整

(2) 日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

区	日常生活圏域	(看護) 小規模多機能型居宅介護						認知症高齢者グループホーム					
		第7期の実績			第8期計画			第7期の実績			第8期計画		
		H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
鶴見区	鶴見中央地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	9	9	9	9	9	36
	矢向地域ケアプラザ圏域	54	54	54	54	54	54	36	36	36	36	36	36
	鶴見市場地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	9	9	9	36	36	36
	潮田地域ケアプラザ圏域	25	25	25	25	25	25	18	18	18	18	18	18
	生麦地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	18	18	18	18	18	18
	東寺尾地域ケアプラザ圏域	24	24	24	53	53	53	18	18	18	18	18	18
	寺尾地域ケアプラザ圏域	55	55	58	58	58	58	18	18	45	45	45	45
	馬場地域ケアプラザ圏域	54	54	58	58	58	58	18	18	18	18	18	18
	駒岡地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	36	36	36	36	36	36
	小計	236	236	243	272	326	353	180	180	207	234	234	261
神奈川区	沢渡三ツ沢地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	36	36	36	36	36	36
	反町地域ケアプラザ圏域	53	53	53	53	53	53	6	6	6	6	6	24
	神之木地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	菅田地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	90	90	90	90	90	90
	片倉三枚地域ケアプラザ圏域	29	58	58	58	58	58	18	18	18	18	18	18
	新子安地域ケアプラザ圏域	53	53	53	53	53	53	15	15	15	15	15	15
	六角橋地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	18	18	18	18	18	18
	羽沢圏域	24	24	24	24	24	24	72	72	72	72	72	72
	小計	265	294	294	294	294	294	279	279	279	279	279	297

4. 市域及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

区	日常生活圏域	(看護) 小規模多機能型住宅介護						認知症高齢者グループホーム					
		第7期の実績			第8期計画			第7期の実績			第8期計画		
		H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
西区	藤棚地域ケアプラザ圏域	25	-	-	-	27	27	55	55	55	55	55	55
	戸部本町地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	27	27
	浅間台地域ケアプラザ圏域	-	-	24	24	24	24	17	17	17	17	17	17
	宮崎地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	27
	小計	25	0	24	24	51	105	72	72	72	72	99	126
中区	新山下地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	-	-	27	27	27	27
	不老町地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	27	27	27	27	27	27
	寿地区圏域	25	25	25	25	25	25	-	-	-	-	18	18
	麦田地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	36	36	36	36	36	36
	本牧原地域ケアプラザ圏域	53	53	53	53	53	53	36	36	36	36	36	36
	簗沢地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	-	-	-	-	27	27
	本牧和田地域ケアプラザ圏域	53	53	53	53	53	53	18	18	9	9	27	27
	小計	203	203	203	203	230	230	117	117	135	135	198	198
南区	大岡地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	26	44	44	44	44	44
	清水ヶ丘地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	9	9	9	36	36	36
	永田地域ケアプラザ圏域	53	53	58	58	58	58	45	45	63	63	63	63
	六ツ川地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	18	18	18	18	36	36
	別所地域ケアプラザ圏域	49	49	54	54	54	54	18	18	18	18	18	18
	浦舟地域ケアプラザ圏域	25	25	25	54	54	54	18	18	18	18	18	18
	中村地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	18	18	18	18	18	18
	睦地域ケアプラザ圏域	25	25	25	25	25	25	27	27	27	27	27	27
	小計	210	210	220	249	276	303	179	197	215	242	260	260
	日下地区圏域	-	-	-	-	27	27	45	45	45	45	45	45
港南区	港南中央地区圏域	25	25	25	53	53	53	63	63	63	63	63	63
	東永谷地区圏域	29	29	29	29	29	29	45	45	45	45	45	45
	芹が谷地区圏域	29	29	29	29	29	29	18	18	18	36	36	36
	下永谷地区圏域	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
	丸山台地区圏域	-	-	-	-	27	27	18	18	18	18	18	18
	日限山地区圏域	-	-	-	-	27	27	18	18	18	18	18	18
	野庭地区圏域	25	25	25	54	54	54	36	36	36	36	36	36
	日野南地区圏域	29	29	29	29	29	29	63	63	63	63	63	63
	港南台地区圏域	56	56	56	56	56	56	24	51	51	51	51	51
	小計	247	247	247	304	385	385	384	411	411	429	429	429

第4部 資料編

区	日常生活圏域	(看護) 小規模多機能型居宅介護						認知症高齢者グループホーム					
		第7期の実績			第8期計画			第7期の実績			第8期計画		
		H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
保土ヶ谷区	仏向地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	36	36	36	36	36	36
	上菅田地域ケアプラザ圏域	25	29	29	29	29	29	18	18	18	18	18	18
	川島地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	45	45	45	45	45	45
	常盤台地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	18	18	18	36	36	36
	星川地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	15	15	15	15	15	42
	今井地域ケアプラザ圏域	83	83	83	83	83	83	54	54	54	54	54	54
	岩崎地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	36	54	54	54	54	54
	岩間・月見台圏域	25	25	25	25	25	25	18	18	18	18	18	18
	小計	278	282	282	282	309	309	240	258	258	276	276	303
旭区	ひかりが丘地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	18	18	18	18	18	18
	上白根地域ケアプラザ圏域	25	25	25	25	25	25	36	36	36	63	63	63
	白根地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	18	18	18	18	18	18
	若葉台地域ケアプラザ圏域	-	-	-	27	27	27	-	-	-	-	27	27
	川井地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	99	99	99	99	99	99
	今宿西地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	36	36	36	36	36	36
	鶴ヶ峰地域ケアプラザ圏域	29	29	29	58	58	58	117	117	117	117	117	117
	左近山地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	18	18	18	18	18	18
	今宿地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	18	18	18	18	18	18
	二俣川地域ケアプラザ圏域	25	54	54	54	54	54	36	36	36	36	36	36
	万騎が原地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	27	27	27	27	27	27
	笹野台地域ケアプラザ圏域	29	29	29	56	56	56	18	18	18	18	18	18
	南希望が丘地域ケアプラザ圏域	58	87	87	87	87	87	18	36	36	36	36	36
	小計	224	282	282	365	419	500	459	477	477	504	531	531
磯子区	屏風ヶ浦地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	18	45	45	45	45	45
	磯子地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	27	27	27	27	27	27
	新杉田地域ケアプラザ圏域	29	29	29	56	56	56	18	18	18	18	18	18
	滝頭地域ケアプラザ圏域	24	24	24	53	53	53	18	18	18	18	18	18
	根岸地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	36	36	63	63	63	63
	洋光台地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	18	18	18	18	18	18
	上笹下地域ケアプラザ圏域	-	29	29	29	29	29	45	72	72	72	72	72
	小計	82	111	111	167	194	248	180	234	261	261	261	261

4. 市域及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

区	日常生活圏域	(看護) 小規模多機能型住宅介護						認知症高齢者グループホーム					
		第7期の実績			第8期計画			第7期の実績			第8期計画		
		H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
金沢区	並木地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	27
	六浦地域ケアプラザ圏域	26	26	26	26	26	26	45	45	45	45	45	45
	泥亀地域ケアプラザ圏域	29	58	58	58	58	58	18	45	45	45	45	45
	富岡地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	9	9	9	36	36	36
	釜利谷地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	54	54	54	54	54	54
	能見台地域ケアプラザ圏域	28	28	28	28	28	28	18	18	18	18	18	18
	西金沢地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	-	-	-	-	18	18
	富岡東地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	23	23	23	50	50	50
	柳町地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	6	6	6	6	6	33
	西柴中学校区地域ケアプラザ圏域	-	-	-	27	27	27	6	6	6	6	6	33
港北区	小計	228	257	257	284	311	338	179	206	206	260	278	359
	日吉本町地域ケアプラザ圏域	29	29	-	-	-	27	30	30	36	36	36	36
	高田地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	9	9	9	9	36	36
	下田地域ケアプラザ圏域	-	29	29	29	29	29	18	27	27	27	27	27
	新吉田地域ケアプラザ圏域	29	28	28	28	28	28	72	72	72	72	72	72
	新羽地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	90	90	90	90	90	90
	樽町地域ケアプラザ圏域	53	53	53	53	53	53	18	18	18	18	18	18
	大豆戸地域ケアプラザ圏域	53	58	58	58	58	58	36	36	36	36	36	36
	城郷小机地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	54	54	54	54	54	54
	篠原地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	18	18	18	18	18	18
緑区	小計	275	308	279	279	306	333	345	354	360	360	387	387
	山下地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	72	72	72	72	72	72
	十日市場地域ケアプラザ圏域	58	53	53	53	53	53	54	54	54	54	54	54
	長津田地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	45	45	45	45	45	45
	中山地域ケアプラザ圏域	25	25	58	58	58	58	63	63	63	63	63	63
	東本郷地域ケアプラザ圏域	25	25	25	25	25	25	18	18	18	18	18	18
	鴨居地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	18	18	18	18	18	18
	霧が丘地域ケアプラザ圏域	25	25	29	29	29	29	36	36	63	63	63	63
	小計	215	210	247	247	247	247	306	306	333	333	333	333

第4部 資料編

区	日常生活圏域	(看護) 小規模多機能型住宅介護						認知症高齢者グループホーム					
		第7期の実績			第8期計画			第7期の実績			第8期計画		
		H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
青葉区	桂田地域ケアプラザ圏域	29	29	29	58	58	58	16	16	16	34	34	34
	もえぎ野地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	45	45	45	45	45	45
	奈良地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	18	18	18	18	18	18
	さつきが丘地域ケアプラザ圏域	25	25	25	25	25	25	18	18	18	18	18	18
	美しが丘地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	-	-	-	-	-	27
	大場地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	27	27	63	63	63	63	63	63
	鴨志田地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	54	54	54	54	54	54
	ピオラ市ヶ尾地域ケアプラザ圏域	-	-	-	27	27	27	71	71	71	71	71	71
	青葉台地域ケアプラザ圏域	24	24	24	51	51	51	-	-	-	-	27	27
	恩田地域ケアプラザ圏域	25	29	29	29	29	29	54	54	54	54	54	54
	たまプラーザ地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	18
	すすき野地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	18	18	18	18	18	18
小計		161	165	165	248	302	410	357	357	357	375	402	447
都筑区	中川地域ケアプラザ圏域	53	53	53	53	53	53	108	108	108	108	108	108
	葛が谷地域ケアプラザ圏域	49	49	49	49	49	49	63	63	63	63	63	63
	東山田地域ケアプラザ圏域	26	26	26	26	26	26	63	63	63	63	63	63
	加賀原地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	90	90	90	90	90	90
	新栄地域ケアプラザ圏域	54	54	54	54	54	54	96	96	96	96	96	96
	都田地区圏域	25	25	25	25	25	25	71	71	71	71	71	71
	小計	236	236	236	236	236	236	491	491	491	491	491	491
戸塚区	平戸地域ケアプラザ圏域	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
	名瀬地域ケアプラザ圏域	25	25	25	25	25	25	72	72	72	72	72	72
	東戸塚地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	27	27	27	27	27	27
	舞岡柏尾地域ケアプラザ圏域	26	26	26	26	26	26	54	54	54	54	54	54
	上矢部地域ケアプラザ圏域	25	25	25	25	25	25	36	36	36	54	54	54
	上倉田地域ケアプラザ圏域	57	57	57	57	57	57	63	63	63	63	63	63
	下倉田地域ケアプラザ圏域	50	50	50	50	50	50	36	36	36	36	36	36
	南戸塚地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	36	36	54	54	54	54
	汲沢地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	54	54	54	54	54	54
	原宿地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	45	45	45	45	45	45
	深谷俣野地域ケアプラザ圏域	58	58	58	58	58	58	9	9	36	36	36	36
	小計	498	498	498	498	498	498	486	486	531	549	549	549

4. 市域及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

区	日常生活圏域	(看護) 小規模多機能型居宅介護						認知症高齢者グループホーム					
		第7期の実績			第8期計画			第7期の実績			第8期計画		
		H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
栄区	豊田圏域	24	24	24	24	24	24	99	99	99	99	99	99
	笠間圏域	25	25	25	25	25	25	18	18	18	18	18	18
	小菅ヶ谷圏域	71	71	71	71	71	71	18	18	18	36	36	36
	本郷中央圏域	25	25	25	25	25	25	18	18	18	18	18	18
	本郷第三圏域	29	29	29	29	29	29	36	36	36	36	36	36
	上郷西圏域	29	29	29	29	29	29	18	18	18	18	18	18
	上郷東圏域	29	29	29	29	29	29	18	18	18	18	36	36
	小計	232	232	232	232	232	232	225	225	225	243	261	261
泉区	上飯田地域ケアプラザ圏域	-	-	-	-	-	27	177	177	177	177	177	177
	下和泉地域ケアプラザ圏域	22	22	51	51	51	51	108	108	108	108	108	108
	蹄場地域ケアプラザ圏域	54	58	58	58	58	58	18	18	18	18	18	18
	いずみ中央地域ケアプラザ圏域	24	24	24	24	24	24	108	108	108	108	108	108
	新橋地域ケアプラザ圏域	26	26	26	26	26	26	18	18	18	18	18	18
	いずみ野地域ケアプラザ圏域	54	54	54	54	54	54	135	135	135	135	135	135
	岡津地域ケアプラザ圏域	29	29	24	24	24	24	36	36	36	36	36	36
	小計	209	213	237	237	237	264	600	600	600	600	600	600
瀬谷区	ニッ橋地域ケアプラザ圏域	29	29	29	58	58	58	36	36	36	36	36	36
	阿久和地域ケアプラザ圏域	58	87	87	87	87	87	198	198	198	198	198	198
	中屋敷地域ケアプラザ圏域	54	54	54	54	54	54	153	153	153	153	153	153
	下瀬谷地域ケアプラザ圏域	49	49	49	49	49	49	45	45	45	45	45	45
	ニッ橋第二地域ケアプラザ圏域	29	29	29	29	29	29	72	72	72	72	72	72
	小計	219	248	248	277	277	277	504	504	504	504	504	504
合計		4,043	4,232	4,305	4,698	5,130	5,562	5,583	5,754	5,922	6,147	6,372	6,597

5. 医療と介護の一体的な体制整備について

(1) 医療と介護の一体的な体制整備に係る調整

○ 介護保険事業計画と医療計画の整合性の確保

平成30年度以降、市町村介護保険事業計画と医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなります。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要です。

第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第8期計画」という。）の策定は、医療計画（県計画）との整合性を図り、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の確保を図ることが求められています。

○ 協議の場の設置

高齢化の影響による医療・介護需要の増は県・市町村でそれぞれ推計していますが、これに加えて、病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要^{*}について「横浜地域医療構想調整会議」を協議の場として活用し、調整・協議しました。

※医療計画では、病床の機能分化等により、2025年までに、医療ニーズが比較的低い人が病院から退院し、在宅（介護施設等も含む）に一定数移行することを見込んでいます。このため、高齢化の影響による介護需要の増とは別に、こうした部分に対応するために必要な介護サービスの需要量を見込み、介護保険事業計画中の施設サービス等の計画量に追加する必要があります。

(2) 追加的需要の見込みに対する第8期計画上の対応

神奈川県の推計に基づいて、横浜市では、第8期計画期間中に生じる追加的需要は、介護保険施設への移行が約277人、在宅医療（認知症高齢者グループホーム、特定施設含む）への移行が約234人と見込んでいます。

追加的需要の解消に当たっては、介護保険施設への移行分は、特別養護老人ホームと介護人保健施設の利用率向上により受け止め、在宅医療への移行分は、認知症高齢者グループホームと特定施設の既存施設の利用率向上により受け止めます。

6. 令和元年度横浜市高齢者実態調査の概要

(1) 調査目的

「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）」の見直しにあたり、高齢者の生活実態や、介護サービス利用者の利用状況・利用意向、介護サービス事業所・介護施設等の運営状況、介護従事者の現状や意識など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、高齢者実態調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和元年10月～令和元年12月

(3) 調査の種類及び対象者数

調査分類	対象者数	調査票分類	回収状況 (回収率)
市民向け 調査	27,107人	1 高齢者一般調査(65歳以上) 2 一般調査(<u>40歳以上</u> 64歳以下) <u>【対象年齢を拡大】</u> 3 介護保険在宅サービス利用者調査(要支援) 4 介護保険在宅サービス利用者調査(要介護) 5 介護保険サービス未利用者調査(要支援・要介護) 6 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護利用者調査 7 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 利用者調査 8 特別養護老人ホーム入所申込者調査	15,332人 (56.6%)
事業所向け 調査	8,074か所	9 特別養護老人ホーム調査 10 介護老人保健施設調査 11 介護サービス事業所（居住系）調査 （特定施設、認知症グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム） 12 介護サービス事業所調査 ※居住系サービス除く 13 居宅介護支援事業所調査 14 地域ケアプラザ調査 15 認知症に関する調査（医療機関） <u>【新規に実施】</u>	4,348か所 (53.9%)
従事者向け 調査	8,182人	16 ケアマネジャー調査 17 訪問介護員（ヘルパー）調査 18 施設介護職員（ケアワーカー）調査 <u>【外国人材への調査実施】</u>	3,939人 (48.1%)

(4) 調査の実施目的・調査内容

【市民向け調査】 令和元年 11～12月実施

調査の種類	調査目的	調査内容
1 健康や介護についてのアンケート (高齢者一般調査) 【標本調査】	第7期計画の基本資料として、平成28年度に実施した高齢者一般調査を基本に経年変化を調査するとともに、新たな課題を踏まえた新規項目を追加し、本市高齢者の全体像を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいと暮らしの状況 ・心と体の健康状態 ・地域生活の状況 ・介護予防に関する取組 ・認知症に関する取組 ・住まいや介護に関する情報 ・人生の最終段階に関する取組 ・福祉サービスに関すること ・介護保険制度に関すること ・家族介護に関すること 等
2 健康や介護についてのアンケート (一般調査) 【標本調査】		
3 介護保険在宅サービス利用者調査 (要支援) 【標本調査】	要支援認定者を対象に、介護予防サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）の利用状況、利用意向等を把握し、今後の介護予防サービスのサービス利用量の推計に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいと暮らしの状況 ・心と体の健康状態 ・地域生活の状況 ・介護予防に関する取組 ・住まいや介護に関する情報 ・人生の最終段階に関する取組 ・福祉サービスに関すること ・通院、リハに関すること ・介護保険制度に関すること ・家族介護に関すること 等
4 介護保険在宅サービス利用者調査 (要介護) 【標本調査】	要介護認定者を対象に、在宅系サービスの利用状況・意向等を把握し、今後の在宅系サービス利用量の推計に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいと暮らしの状況 ・心と体の健康状態 ・地域生活の状況 ・住まいや介護に関する情報 ・人生の最終段階に関する取組 ・福祉サービスに関すること ・通院、リハに関すること ・介護保険制度に関すること ・家族介護に関すること 等

6. 令和元年度横浜市高齢者実態調査の概要

調査の種類	調査目的	調査内容
5 介護保険サービス未利用者調査 【標本調査】	介護サービスを利用しない理由を把握し、今後の介護サービス利用の意向等を見込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいと暮らしの状況 ・心と体の健康状態 ・地域生活の状況 ・介護予防に関する取組 ・住まいや介護に関する情報 ・人生の最終段階に関する取組 ・福祉サービスに関すること ・介護保険制度に関すること ・家族介護に関すること 等
6 小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護 利用者調査 【標本調査】	小規模多機能型居宅介護及び 看護小規模多機能型居宅介護 (以下、小規模多機能等とい う。)を利用しての方につい て、小規模多機能等の利用状 況・意向等を把握し、今後の 小規模多機能等の利用量の推 計に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいと暮らしの状況 ・心と体の健康状態 ・福祉サービスに関すること ・家族介護に関すること ・小規模多機能等サービスの 利用状況、満足度 等
7 定期巡回・隨時対応型訪問介護看 護事業所利用者調査 【全数調査】	定期巡回・隨時対応型訪問介 護看護事業所を利用している 方について、定期巡回・隨時 対応型訪問介護看護サービス の利用状況・意向等を把握し、 今後の定期巡回・随时対応型 訪問介護看護サービス利用量 の推計に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいと暮らしの状況 ・心と体の健康状態 ・福祉サービスに関すること ・家族介護に関すること ・定期巡回等サービスの利用状 況、満足度 等
8 特別養護老人ホーム入所申込者 調査 【全数調査】	特別養護老人ホームに入所申 込みをしている方について、 心身の状況や介護力、入所希 望理由等を把握し、今後の特 別養護老人ホーム整備の必要 量を見込む上での参考とす る。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいと暮らしの状況 ・福祉サービスに関すること ・介護保険制度について ・家族介護に関すること ・特養の利用意向、相談対応 等

第4部 資料編

【事業所向け調査】 令和元年 10~11月実施

調査の種類	調査目的	調査内容
9 特別養護老人ホーム調査 【全数調査】	介護保険施設の運営状況を調査し、入所者の状況や在宅復帰の可能性、サービスの質の確保・評価、人材確保等について現状を把握し、施設間の機能分担のあるべき姿と現実のギャップ、利用者が求めるサービス等について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・職員体制、人材確保について ・入退所者の状況 ・福祉サービスの実施状況 ・質の向上に関する取組 ・地域連携の状況 ・介護ロボットの導入状況 ・市の支援事業の活用状況 等
10 介護老人保健施設調査 【全数調査】		
11 介護サービス事業所（居住系）調査 【全数調査】	特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス）及び認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営状況を調査し、入居者の状況、サービスの質の確保・評価、人材確保等についての現状を把握し、利用者が求めるサービス等について検討する。	

調査の種類	調査目的	調査内容
12 介護サービス事業所調査 【全数調査】 ※居住系サービス除く	在宅サービス事業所の運営状況を調査し、利用者の状況、サービスの質の確保・評価、人材確保等について現状を把握し、今後の在宅サービス供給量を推計する上で参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・職員体制、人材確保について ・福祉サービスの実施状況 ・質の向上に関する取組 ・地域連携の状況 等
13 居宅介護支援事業所調査 【全数調査】	要介護者の在宅サービス利用調整状況を調査し、利用者の状況、サービスの質の確保・評価、各種サービス利用についての考え方等現状を把握し、質の高いケアマネジメントを実現する上での参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・職員体制 ・質の向上に関する取組 ・地域連携の状況 等

6. 令和元年度横浜市高齢者実態調査の概要

調査の種類	調査目的	調査内容
14 地域ケアプラザ調査 【全数調査】	地域包括ケアプラザの運営状況および専門 3 職種の業務実態を調査し、包括的・継続的ケアマネジメント支援や生活支援体制整備を進めるための課題等現状を把握し、地域包括ケアシステムを構築する上での参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・職員体制 ・ケアプラザ業務の取組状況 ・地域ケア会議に関すること 等
15 認知症医療に関する調査 【全数調査】	認知症の診断・治療等に関する医療体制の事態を把握し、認知症の医療に関する相談・支援体制の充実を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・認知症診療の実施状況 ・認知症患者への介護支援の実施状況 ・市の認知症施策の認知 等

【従業者向け調査】 令和元年 10~11 月実施

調査の種類	調査目的	調査内容
16 ケアマネジャー調査 【全数調査】	ケアマネジャーの業務実態、仕事ぶりの変化、ケアマネジメント業務実施上の課題等について、現場の第一線でサービス調査に従事するケアマネジャーの意識と現状を把握し、質の高いケアマネジメントを実現する上での参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・職場環境に関すること ・キャリアに関すること ・勤務実態 ・福祉サービスに関すること ・地域ケア会議に関すること ・ケアマネ業務に関すること 等
17 訪問介護員調査 (ヘルパー) 【標本調査】	介護分野における人材不足が深刻化していることから、介護現場で働いているホームヘルパー・ケアワーカー等の介護サービス従事者の意識を調査し、勤労意欲の継続、定着率の向上に向けた効果的な対策を検討するための参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・職場環境に関すること ・キャリアに関すること ・勤務実態 ・給与に関すること ・サービス提供に関すること ・外国人材に関すること 等
18 施設介護職員調査 (ケアワーカー) 【標本調査】		

(5) 調査の対象者、回収状況

【市民向け調査】 令和元年 11～12月実施

調査の種類	調査対象	対象者数	回収数 (回収率)
1 健康や介護についてのアンケート (高齢者一般調査) 【標本調査】	65歳以上の市民	5,000人	3,351人 (67.0%)
2 健康や介護についてのアンケート (一般調査) 【標本調査】	40～64歳の市民	4,000人	1,901人 (47.5%)
3 介護保険在宅サービス利用者調査 (要支援) 【標本調査】	介護予防サービス・地域密着型 介護予防サービス利用者	1,000人	653人 (65.3%)
4 介護保険在宅サービス利用者調査 (要介護) 【標本調査】	在宅介護サービス・地域密着型 サービス利用者	5,000人	2,596人 (51.9%)
5 介護保険サービス未利用者調査 【標本調査】	要介護（要支援）認定者で介護 保険サービスを全く利用して いない方	2,000人	1,220人 (61.0%)
6 小規模多機能型居宅介護、看護小規 模多機能型居宅介護利用者調査 【標本調査】	小規模多機能型居宅介護、看護 小規模多機能型居宅介護の利 用者	1,100人	537人 (48.8%)
7 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 事業所利用者調査 【全数調査】	定期巡回・隨時対応型訪問介護 看護事業所の利用者	718人	248人 (34.5%)
8 特別養護老人ホーム入所申込者調査 【全数調査】	特別養護老人ホーム入所申込 者	8,289人	4,826人 (58.2%)
合計		27,107人	15,332人 (56.6%)

6. 令和元年度横浜市高齢者実態調査の概要

【事業所向け調査】 令和元年 10~11 月実施

調査の種類	調査対象	対象者数	回収数 (回収率)
9 特別養護老人ホーム調査 【全数調査】	市内の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	157 か所	89 か所 (56.7%)
10 介護老人保健施設調査 【全数調査】	市内の介護老人保健施設	87 か所	40 か所 (46.0%)
11 介護サービス事業所（居住系）調査【全数調査】	市内の特定施設、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム	716 か所	395 か所 (55.2%)
12 介護サービス事業所調査 【全数調査】 ※居住系サービス除く	市内の在宅介護サービス事業所 ※居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具販売単独事業所を除く	3,169 か所	1,668 か所 (52.6%)
13 居宅介護支援事業所調査 【全数調査】	市内の居宅介護支援事業所	946 か所	582 か所 (61.5%)
14 地域ケアプラザ調査 【全数調査】	市内の地域ケアプラザ	138 か所	122 か所 (88.4%)
15 認知症医療に関する調査 【全数調査】	市内の医療機関（病院・診療所） ※美容外科、美容皮膚科・小児科及び産婦人科の単科を除く	2,861 か所	1,452 か所 (50.8%)
合計		8,074 か所	4,348 か所 (53.9%)

【従事者向け調査】 令和元年 10~11 月実施

調査の種類	調査対象	対象者数	回収数 (回収率)
16 ケアマネジャー調査 【全数調査】	市内の居宅介護支援事業所で就労しているケアマネジャー	3,799 人	1,655 人 (43.6%)
17 訪問介護員調査（ヘルパー） 【標本調査】	市内の在宅介護サービス事業所で就労しているホームヘルパー	1,588 人	878 人 (55.3%)
18 施設介護職員調査 （ケアワーカー）【標本調査】	市内の特別養護老人ホーム等で就労している介護職員、及び外国籍の介護職員 ※外国籍職員は全数調査（施設配布）	2,795 人	1,406 人 (50.3%)
合計		8,182 人	3,939 人 (48.1%)

7. 第8期計画素案に対する市民意見の状況

第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定にあたり、素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。いただいたご意見は、原案策定の際に参考としたほか、今後の事業や取組の参考にさせていただきます。

（1）実施概要

令和2年10月16日に計画素案を市ホームページで公表するとともに、各区役所や地域ケアプラザ等で冊子を配布しました。

ア 市民意見募集期間

令和2年10月30日（金）～12月4日（金）

イ 関係団体等への説明

横浜市町内会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、医師会、病院協会、福祉事業経営者会、老人クラブ連合会などの医療・介護に関する20団体に対して説明を行いました。

ウ 区民説明会

第7期計画と同様に区役所等で計画素案の説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウィルスの感染拡大により、参加される市民の皆様の安全を最優先に考え、中止しました。

エ 説明動画の掲載

区民説明会に代わり、計画素案の概要の説明動画を作成し、市ホームページへの掲載、各区への配付、介護の日フォーラムでの放映などを行いました。

（2）実施結果

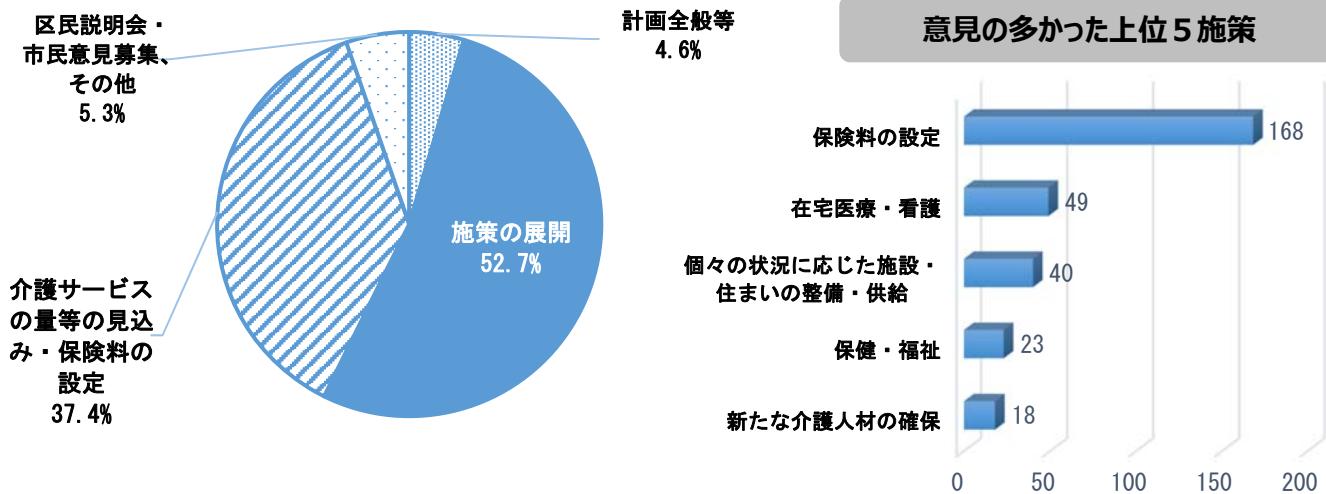
ア 意見提出方法

内訳	件数	構成比	備考
ハガキ	56件	12.3%	32通
ファクシミリ	148件	32.4%	109通
電子メール	40件	8.8%	18通
電子申請	84件	18.4%	32件
関係団体等	115件	25.2%	20団体に説明
郵便・持参	3件	0.7%	2通
その他	11件	2.4%	1件
合計	457件	100%	

7. 第8期計画素案に対する市民意見の状況

イ 意見の内訳

意見の分類			
内容	件数	構成比	
◇計画全般、横浜市の高齢者を取り巻く状況、 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	21	4.6%	
◇施策の展開			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開			
I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して	23	5.0%	
II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して	88	19.3%	
III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して	43	9.4%	
IV 安心の介護を提供するために	26	5.7%	
V 地域包括ケア実現のために	17	3.7%	
VI 自然災害・感染症対策	12	2.6%	
認知症施策推進計画の施策の展開	32	7.0%	
◇介護サービスの量の見込み・保険料の設定	171	37.4%	
◇区民説明会・市民意見募集、その他	24	5.3%	
合計	457	100.0%	



ウ 原案への反映状況

内訳	件数	構成比
① 御意見を踏まえ、原案に反映したもの	15 件	3.3%
② 御意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの	95 件	20.8%
③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）	173 件	37.9%
④ 今後の検討の参考とさせていただくもの	138 件	30.2%
⑤ その他	36 件	7.9%
合計	457 件	100.0%

8. 横浜市介護保険運営協議会

(1) 横浜市介護保険運営協議会委員名簿

令和3年3月現在

区分	団体等	委員	備考
被 保 險 者	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南館長	小園 弥生	
	公益社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人	小林 裕子	
	市民公募（第1号被保険者）	辻 榮作	
	市民公募（第1号被保険者）	西田 素子	
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合副議長	柳井 健一	
	横浜市町内会連合会	山岸 弘樹	
	市民公募（第2号被保険者）	山口 雅義	
	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会	山田 初男	
学 識 経 験 者	神奈川県弁護士会	谷村 朋子	
	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学教授	中村 美安子	
	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学名誉教授	山崎 泰彦	会長
保健 ・ 医療 ・ 福祉 関係者	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会常務理事	延命 政之	
	公益社団法人横浜市福祉事業経営者会会长	小倉 徹	
	公益社団法人神奈川県社会福祉士会	佐藤 雅美	
	横浜市民生委員児童委員協議会理事	杉山 静枝	
	一般社団法人横浜市医師会副会長	武安 宣明	
	公益社団法人神奈川県看護協会常務理事	長場 直子	
	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会常務理事	中村 香織	職務代理者
	一般社団法人横浜市薬剤師会理事	山田 真幸	
	一般社団法人横浜市歯科医師会副会長	吉田 直人	

分野別・五十音順（敬称略）

(2) 横浜市介護保険運営協議会の開催実績及び審議内容について

開 催 日		審 議 内 容 等
平成 30 年 度	第1回 平成 30 年 6月 21 日 (木)	1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について
	第2回 平成 30 年 9月 20 日 (木)	1 横浜市介護保険運営協議会の会長及び会長職務代理者の選任等について (1) 介護保険運営協議会の会長及び会長職務代理者の選任 (2) 地域包括支援センター運営協議会の設置、委員指名及び議決の委任 (3) 地域密着型サービス運営部会委員の指名 2 第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について (1) 平成 29 年度取組状況について (2) 横浜市介護保険事業の状況について 3 表彰制度の創設について
	第3回 平成 30 年 12月 20 日(木)	1 認知症施策について
	第4回 平成 31 年 3月 27 日 (木)	1 平成 31 年度介護保険制度関連事業の主な予算について
令 和 元 年 度	第1回 令和元年 7月 11 日 (木)	1 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた高齢者実態調査（案）について 2 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について
	第2回 令和元年 10月 31 日 (木)	1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
	第3回 令和2年 3月 26 日 (木)	1 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定について ※新型コロナウイルスの影響により書面開催
令 和 2 年 度	第1回 令和2年 6月 11 日 (木)	1 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）について
	第2回 令和2年 8月 27 日 (木)	1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画令和元年度取組状況 2 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の素案について
	第3回 令和2年 10月 8 日 (木)	1 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の素案について
	第4回 令和3年 1月 28 日 (木)	1 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定について 2 介護保険サービス等の基準に関する関係条例の改正について 3 介護予防・日常生活支援総合事業の弾力化等について
	第5回 令和2年 3月 25 日 (木)	1 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について

9. 用語集

用語		説明
あ 行	IoT	「Internet of Things」の略、様々な「モノ（物）」が通信技術によってインターネットに接続され、相互に情報交換する仕組み。これらの情報を活用することで、生産性や付加価値の向上、新たな事業創出等に寄与するもの。
	EPA（経済連携協定）	経済連携協定（Economic Partnership Agreement）は、幅広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定。介護福祉士候補生の受入れは、介護分野の労働力不足への対応として行うものではなく、相手国からの強い要望に基づき交渉した結果、経済活動の連携の強化の観点から実施されている。 インドネシアは平成 20 年度から、フィリピンは平成 21 年度から、ベトナムは平成 26 年度から受入が開始された。
	医療療養病床	療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるものであり、医療保険の『医療療養病床（医療保険財源）』と、介護保険の『介護療養病床（介護保険財源）』がある。 『医療療養病床』は、病院・診療所の病床のうち、主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの。 『介護療養病床』は、病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの。
	インフォーマルサービス	行政サービスや介護保険サービスなど公的機関が行う制度に基づかない、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティアなどが主体となって行う支援・サービスのこと。対して、フォーマルサービスとは公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。
か 行	NPO（NPO法人）	「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。 NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
	介護インターン	外国の大学（短期大学・大学院を含む）で看護に関連する教育課程を履修する学生で、日本の介護サービス事業所で介護の実習・研修として有給の職業体験を行う人。 横浜市では、ベトナムや中国の、介護人材受入促進のための覚書を締結した都市・学校と連携しながら、介護インターンの受入れを行っている。
	介護サービス情報公表システム	利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して、適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上で公表しているシステム。
	介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金や労働環境の改善を目的とした加算制度。受給対象は、介護事業所・施設に従事している介護職員。
	介護予防ケアマネジメント	要介護認定で要支援 1・2 と判定された高齢者および要支援相当の方で、基本チェックリストにより事業の対象になった高齢者に対し、地域包括支援センターの職員が中心となって心身機能や生活機能等の状況に関するアセスメントを実施し、予防効果の期待できるサービスを組み合わせて介護予防ケアプランを作成すること。
	介護離職	家族などの介護のために、労働者が仕事を辞めること。

用語	説明
通いの場	歩いて行ける身近なところで地域に住む高齢者が定期的に集まり、運動、趣味活動、茶話会などの多様な活動をしている場。
技能実習生	国際貢献として、日本から相手国（送出し国）への技術移転を目的とした制度。外国で同種の業務に従事した経験がある人や、技能実習に従事することを必要とする事情があると認められた人等が対象。 入国1年後の試験に合格すると追加で2年実習できる。3年目に一定の条件を満たした上で試験に合格するとさらに実習を2年延長でき、最長で5年の雇用が可能。
基本チェックリスト	アンケート形式で、運動機能や認知機能等の低下を点数化し、本人の状況を確認するためのツール。区役所や地域包括支援センターで本人が専門職と各質問の趣旨を確認しながら回答する。 基本チェックリストを実施した結果、定められた基準に該当し、「事業対象者」と認められれば、要支援認定を受けなくても、総合事業のサービスを利用することができる。
居住支援協議会	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した組織。
ケアプラン	在宅の要介護者・要支援者が、介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた介護サービスの計画。
ケアマネジメント	介護保険制度におけるケアマネジメントは、介護保険法の目的である高齢者の自立を目指し、要支援・要介護者が介護保険サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者等の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行い、その人らしい生活を維持・向上できるよう支援すること。
ケアマネジャー	要支援・要介護にある高齢者的心身の状況に応じ、公正中立な立場でケアプランを作成し、サービス事業者等との調整、ケアプラン作成後の利用状況の管理等を行う専門職。 保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者のうち、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって資格を得たものが従事する。
敬老特別乗車証（敬老バス）	高齢者が豊かで充実した生活を送るための支援の一つとして市内在住の70歳以上の希望者に交付している乗車証。市営バス、市営地下鉄、金沢シーサイドライン、市内民営バス路線、川崎市営バス（一部区間）で利用できる。（事業の運営費用の一部として、収入状況等に応じた負担金の支払いが必要。）
健康経営	従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に企業の収益性を高める投資であるととらえ、従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に実践する取組。

用語	説明
高次脳機能障害支援センター	横浜市総合リハビリテーションセンター内に設置されている高次脳機能障害のある方たちの地域生活を支援するセンター。高次脳機能障害のある方たちが地域で安心して生活を送ることができるように専門的な支援を総合的に行っていている。なお、高次脳機能障害に関する相談は、専任のソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携して行っている。
コグニサイズ	国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語。英語の cognition（認知）と exercise（運動）を組み合わせて cognicise（コグニサイズ）と言う。
サロン	地域交流や地域活性化のためのイベントの開催、各種勉強会、多世代交流等の取組やそのための場所。また、高齢者の健康維持や仲間づくり、子どもとの世代間交流などを目的にした、地域での居場所、たまり場など。
市民活動・生涯学習支援センター	生涯学習活動や市民活動等、自主的な活動を支援する拠点。さまざまな自主的な活動に関する相談、資料や情報の提供、ミーティングコーナーや活動に必要な機材の貸出など行っている。
社会福祉協議会（社協）	社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。 民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ「市社会福祉協議会」及び18の「区社会福祉協議会」②住民主体の任意団体でおおむね連合町内会エリアで活動する「地区社会福祉協議会」がある。
社会福祉士	身体や精神の障害あるいは環境上の理由などにより日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談援助を行う専門職。 社会福祉士が従事する職場は、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、各種社会福祉施設、介護老人保健施設、病院、社会福祉協議会、福祉事務所・身体障害者更生相談所・児童相談所その他行政機関など多岐にわたっている。
社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立された法人。継続・安定した事業運営ができるよう、設立・運営に当たっては厳格な要件を求められている。
社会保険労務士	社会保険労務士法に基づいた国家資格者のこと。労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的として業務を行う。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症。2020年の厚生労働省の調査結果では、人口10万人当たりの患者数は50.9人とされており、比較的稀な病気。 発症年齢が若いため、長期的な生活設計の変更も視野に入れた対応が必要など、高齢者の認知症とは異なる課題がある。
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症に関する総合的な相談窓口として、医療、就労、様々な制度やサービス、生活上の困り事等の相談を受ける相談員。 認知症疾患医療センターに配置。

用語	説明
住宅供給公社	地方住宅供給公社法に基づき、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治体が設立した特殊法人。 本計画においては、横浜市住宅供給公社と、神奈川県住宅供給公社をさす。
主任ケアマネジャー	「主任介護支援専門員研修」を修了した介護支援専門員（ケアマネジャー）であって、介護支援専門員（ケアマネジャー）が日常業務を行う上の相談・支援や困難事例への指導・助言を行うなど、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを担う。地域包括支援センター等に従事する。
食生活等改善推進員	地域の皆さんと共に「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、お腹の赤ちゃんからお年寄りまで全世代を対象に、食生活を中心とした健康づくり活動をしている。
シルバー人材センター	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、高年齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された公益財団法人。
住まいるイン	横浜市住宅供給公社による住まいに関する相談窓口。マンション管理組合向けの相談や空家を所有している方向けのご相談、高齢者の住替えに係る相談などを実施している。
スリーA	「あかるく」、「あたまを使って」、「あきらめない」をモットーとした認知症予防プログラム。
生活援助員	高齢者向け市営住宅（直接建設、借上型）入居者並びに高齢者向け優良賃貸住宅及び一般公営住宅の一部入居者に対し、生活に関する相談・助言、安否の確認、緊急時の対応、関係機関などとの連絡などを行う。
生活支援コーディネーター	高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりをすすめるコーディネーター。 地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させる取組の支援、関係者間の情報共有・連携体制づくり等を行う。
世界アルツハイマーデー	1994 年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)と世界保健機関(WHO)が共同で毎年 9 月 21 日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓蒙を実施。また、9 月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取り組みを行っている。
ソーシャルキャピタル	「社会関係資本」とも訳されるが、人と人との「つながり」を意味し、「お互いさま」「地域の力」「住民の底力」とも表される。 「ソーシャルキャピタル」は、健康にも良い影響を与えることが様々な研究で報告されている。

	用語	説明
た 行	ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親や親族の介護も同時に担うこと。
	地域活動交流コーディネーター	子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを支援する横浜市独自の職種。 地域の方と一緒に、地域の魅力を高め、課題解決ができるようなつながりや仕組みを作る。
	地域活動ホーム	在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置しているもの。 主なサービスとして、日中活動事業（デイサービス事業、障害福祉サービス事業）のほか、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）及び相談支援事業（一部で実施）などを実施。 施設規模等により、社会福祉法人型障害者地域活動ホーム 18 か所、機能強化型障害者地域活動ホーム 23 か所に分類されている。
	地域診断	量的データ（行政統計やアンケート調査）や質的データ（訪問活動等の日常業務から把握した住民の声など）などから地域の高齢者の健康状態や社会資源等の現状を把握し、地域の特徴や課題の分析を行う。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが、介護予防・権利擁護・地域のケアマネジャー支援や関係者などとの支援のネットワークづくり等を通して高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談や支援を行う。 横浜市では、地域包括支援センターを原則として「地域の身近な福祉保健の拠点」である地域ケアプラザに設置しており、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと連携して、支援が必要な人を把握して支援につなげたり、支援の担い手を支援する等、地域の中での孤立を防ぐとともに、「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を一体的に行っている。
	中核機関	平成 29 年 3 月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進する機関。相談対応や、専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等を始めとする関係者からなる協議会の事務局機能を担う。 横浜市では令和 2 年 4 月に横浜市社会福祉協議会に委託し、中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置し、地域連携ネットワークの基本的仕組である協議会を市域に 1 か所、区域に 18 か所（各区 1 か所）設置した。
	中途障害者地域活動センター	市内在住のおおむね 40 歳から 64 歳の脳出血や脳梗塞、くも膜下出血、脳外傷等の後遺症による在宅の中途障害者の社会参加のため、仲間づくりや地域との交流、生活訓練等を目的に以下のプログラムや相談支援を実施している施設。
	特定技能	介護現場の人手不足をカバーするため、一定の専門性と技術を持つ外国人の受入れを目的とした制度。 日本語能力と介護技術の試験に合格している者、3 年以上の経験がある技能実習生、または 4 年間従事した EPA（介護福祉士国家試験で一定の成績を収めた人）なら取得可能な在留資格で、最長 5 年の雇用が可能。

	用語	説明
な 行	認知症初期集中支援チーム	認知症の人や疑いのある人の自宅を訪問し、医療機関の受診や介護サービスの利用支援、状態に応じた助言などを行い、安定的な支援につなぐ、医療や介護の専門職で構成されるチーム。
は 行	ハマトレ	ロコモティブシンドロームを予防するため、横浜市が高齢者の「歩き」に着目して開発した「家の中でも簡単にできる」トレーニングのこと。 高齢者の姿勢や歩き方の特徴から、猫背・傾きの改善、股関節の伸展、足関節の動き・バランス力の向上を目指す20種類の運動からできている。
	福祉のまちづくり推進会議	横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する基本的事項を調査審議するため設置された審議会で、市民、学識経験者や事業者、関係団体など、30名以内の委員で構成されている。平成19年度からは、市民公募委員も参加している。
	法テラス	“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関。 正式名称は「日本司法支援センター」。
	保健活動推進員	横浜市の健康づくり施策のパートナーとして、自治会町内会を基盤に、運動やたばこの害の啓発を中心に地域の健康づくりを推進している。
	保健師	様々な健康問題を解決するため、当事者である個人や家族を支援すると同時に、問題の原因や広がり、深刻さを見極めながら、地域社会全体に働きかけて支援するための知識や技術を有する公衆衛生（地域保健）の専門家。 社会の基盤となる健康な地域をその地域住民と共に創っていく「地域づくり」を念頭に置きつつ、地域住民自らが主体的に行動し、地域住民自身や地域全体の健康状態を改善できるように支援する仕事や、地域に顕在している健康課題や潜在している健康課題を把握し、課題解決のための計画を立案し、実施、評価する仕事、さらには地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発する仕事などが含まれる。
ま 行	看取り期の 在宅療養サポートマップ	看取り期を在宅で過ごす方を支えるためには、支援チーム（医療職・介護職）が連携してサポートをすることが重要である。そこで、介護職が医療職と共に通のイメージが持てるように、看取り期の一般的な経過やケアのポイントを掲載した「看取り期の在宅療養サポートマップ」を作成し、平成31年3月から各区役所や在宅医療連携拠点、市内の地域ケアプラザ等で配布を行っている。 令和3年度は、医療職（医師・看護師）や介護職が、高齢者ご家族やご本人に対して、看取り期における一般的な経過やケアのポイントを説明する際に使用できる「看取り期（人生の最終段階）の在宅療養ケアマップ」の発行を予定している。こちらも、上記と同様の場で配布を行うとともに、講演会や研修会等での配布を検討している。
	民生委員	民生委員法により、市町村に配置され、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ねている。 住民の立場に立って福祉に関する生活上の相談に応じ、必要な支援を行う等、福祉増進のための幅広い活動を行なっている。また、主任児童委員は児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する。

第4部 資料編

用語	説明
や 行	<p>ヤングケアラー</p> <p>家族の中で、高齢の祖父母や、障害や病気を抱える親など、ケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どものこと。</p>
UR 都市機構	<p>独立行政法人都市再生機構法に基づく独立行政法人。</p> <p>機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p>
ユニットケア	在宅に近い環境で利用者一人ひとりの個性や生活リズムに合わせ、他の利用者との人間関係を築きながら日常生活が営めるようサポートする介護手法。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
養介護施設	老人福祉法に規定する「老人福祉施設」、「有料老人ホーム」、介護保険法に規定する「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」、「地域密着型介護老人福祉施設」及び「地域包括支援センター」。
よこはまウォーキング ポイント	専用歩数計もしくは歩数計アプリを用いてウォーキングすると、歩数に応じてポイントが貯まり、抽選で景品が当たる事業。 (18 歳以上の市内在住・在勤・在学の方が対象)
よこはま健康スタンプラリー	健診受診とともに、健康づくり事業や様々な活動に参加してスタンプを集め景品に応募する事業。
横浜市社会福祉基金	「横浜の社会福祉の充実に役立ててほしい」という、市民の方のお気持ちによる遺贈から生まれた基金。 横浜市が行う社会福祉及び保健に関する事業、次代の社会を担うこども及び青少年の育成に関する事業など、広く社会福祉の向上に資する経費に充てている。
横浜市消費生活総合センター	安全で快適な暮らしを実現するため、消費生活相談や消費者教育・啓発、消費生活情報の提供事業等を行っている拠点施設。 横浜市港南区（上大岡）に設置され、公益財団法人 横浜市消費者協会が指定管理者として管理・運営を行っている。
横浜シニア大学	高齢者が地域との絆を深め、さまざまな地域の課題解決に積極的に参画するため、高齢者としての社会生活に必要な知識の習得や環境変化への社会適応能力の向上、生きがいの持てる心豊かな生活をすることを目指し、健康づくりや法律知識など日常生活に役立つテーマを楽しく学べる講座を開講。

用語	説明	
横浜市福祉のまちづくり条例	暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、平成9年3月に制定された条例。	
横浜生活あんしんセンター	市内に在住する判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して生活できるよう、権利擁護に関する相談や日常生活の支援を行う機関で、横浜市社会福祉協議会が運営している。 事業内容は①相談調整事業②定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービスで、各区社協あんしんセンター（各区社会福祉協議会）で実施している。	
よこはま多世代・地域交流型住宅	高齢者と子育て世代が交流できて、生活支援などの機能を備える住まいの必要な要素として 1. 子育て世代や学生など、多世代が共に住むことができること 2. 介護・医療サービス等が身近にあり相談ができること 3. 地域とつながることができること の3点を兼ね備えた住まい。	
よこはま団地再生コンソーシアム	横浜市の団地再生に関する公的住宅供給団体等（※）が、経験ノウハウ等を相互に活用し、連携して取り組むとともに、新たな施策や支援策など仕組み作りを行うことで、大規模団地等の再生を推進し、魅力ある持続可能なまちづくりを実現することを目的に、平成28年12月に発足。 ※神奈川県、横浜市、神奈川県住宅供給公社、横浜市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構	
ら 行	リバースモーゲージ	自宅等を担保として金融機関から老後資金の融資を受ける制度。 死後は担保となっていた自宅等を処分し、借入金を返済する必要がある。
	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。65歳以上の高齢の夫婦や親子、きょうだいなどで、どちらかが介護者となり、もう一方が介護される側となる。



横浜市健康福祉局高齢健康福祉課
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
TEL : 045-671-3412 FAX : 045-550-3613
E-mail:kf-keikaku@city.yokohama.jp
令和3年3月発行

